

さしのべよう やさしい心と 希望の手



ふ く し

令和5年度版

多賀城市保健福祉部

(多賀城市福祉事務所)

は し が き

本書は、多賀城市保健福祉部における令和4年度の事業実績と福祉・国保年金・健康事業の概要を取りまとめたものです。

本市の保健福祉行政を御理解いただくための資料として、御活用いただければ幸いです。

令和5年8月

多賀城市保健福祉部

【目 次】

■ 多賀城市の概要	
1 位置	1
2 人口	1
■ 保健福祉部の仕組みと仕事	
1 保健福祉部の組織機構	3
2 保健福祉部の配置人員	4
3 保健福祉部の事務分掌	
(1) 社会福祉課	5
(2) 子ども政策課	6
(3) 子ども家庭課	6
(4) 健康長寿課	7
(5) 介護・障害福祉課	8
(6) 国保年金課	9
【福 祉】	
■ 身体障害者の福祉	
1 身体障害者手帳の交付	10
2 手当等の支給事業	
(1) 特別障害者手当	11
(2) 心身障害者扶養共済制度	11
3 社会環境の整備等事業	
(1) 点字ブロック敷設事業	11
(2) ヘルプマークの配布	11
■ 知的障害者の福祉	
1 療育手帳の交付	12
2 児童発達支援センター太陽の家	
(1) 児童発達支援	12
(2) おひさまひろば	13
(3) 保育所等訪問支援	13
(4) 相談支援	13
(5) 巡回相談	13
■ 精神障害者の福祉	
1 精神障害者保健福祉手帳の交付	14
■ 自立支援給付	
1 障害福祉サービス	15
2 自立支援医療	
(1) 更生医療	16
(2) 育成医療	16
(3) 精神通院医療	17
3 補装具費(購入・修理)の支給	17

■ 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業	18
(2) 地域活動支援センター（コスモスホール）	18
(3) 障害者等日常生活用具等給付事業	19
(4) ボランティア養成	20
(5) 移動支援事業	20
(6) コミュニケーション支援事業	20
(7) 日中一時支援事業	20
(8) 訪問入浴サービス事業	21

2 社会参加促進及び在宅福祉支援事業

(1) 障害者自動車改造費・運転免許取得助成事業	21
(2) 福祉タクシー利用助成事業、障害者自動車等燃料費助成事業	21
(3) 緊急通報システム事業	21
(4) 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業	22
(5) 知的障害者グループホーム体験ステイ支援事業	22
(6) 難聴児補聴器購入助成事業	22

■ 高齢者の福祉

1 在宅福祉施策

(1) 日常生活用具給付、貸与事業	24
(2) 緊急通報システム事業	24
(3) 紙おむつ支給事業	24
(4) 配食サービス事業	24
(5) お元気ですか訪問事業	25
(6) 家族介護慰労金支給事業	25
(7) 家族介護支援レスパイト事業	25
(8) 移送サービス事業	25

2 高齢者生きがい対策

(1) 老人クラブ連合会補助事業	26
(2) 高齢者労働能力活用事業（公益社団法人多賀城市シルバー人材センター）	26
(3) 敬老金、敬老会行事、特別敬老祝金	26
(4) シルバーヘルスプラザ	27
(5) シルバーワークプラザ	28
(6) 屋内ゲートボール場	29

3 施設福祉対策

(1) 養護老人ホーム	29
(2) 特別養護老人ホーム	29

■ 介護保険

1 第1号被保険者数	30
2 要介護者等	30

3	介護サービス	31
4	介護給付費及び介護保険料	
	(1) 給付費の推移	32
	(2) 保険料収納状況	32
5	低所得者対策	
	(1) 利用者負担軽減	32
6	地域包括支援センター運営事業	
	(1) 総合相談事業	33
	(2) 地域包括支援センター運営協議会	33
	(3) ケアマネジャー連絡会議	34
7	介護予防・日常生活支援総合事業	
	(1) 一般介護予防事業	34
	(2) 介護予防・生活支援サービス事業	36
8	生活支援体制整備事業	
	(1) 第1層協議体の開催	37
	(2) 生活支援コーディネーター活動実績	37
	(3) その他の活動	37
9	認知症施策推進事業	
	(1) 認知症地域支援推進員の配置	38
	(2) 認知症初期集中支援チームの設置	38
	(3) 多賀城市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の配布	38
10	在宅医療・介護連携推進事業	
	(1) 合同研修会の開催	39
	(2) 医療・介護連携推進会議の開催	39
	(3) 普及啓発に関する取り組み	39
11	任意事業	
	(1) 成年後見事業	39
	(2) 認知症サポーター養成事業	39
■ 児童の福祉		
1	家庭相談事業	40
2	多賀城市要保護児童対策地域協議会	41
3	母子生活支援施設	41
4	助産施設	41
5	児童手当・特例給付（子ども手当）	42
6	児童扶養手当	43
7	特別児童扶養手当	43
8	小学校入学応援事業	44
9	健全育成対策	
	(1) 児童館・児童センター	44
	(2) 児童遊園	45

(3) 放課後児童健全育成事業	45
10 子育て支援対策	
(1) 子育てサポートセンターの設置	46
(2) 子育てひろば事業	47
11 ファミリーサポート事業	47
12 赤ちゃんほっとステーション	47
■ 保育事業	
1 教育・保育施設等	48
2 給付認定状況	50
3 教育・保育施設等子ども・子育て支援事業	
(1) 延長保育事業	51
(2) 一時預かり事業	51
(3) 病後児保育事業	51
(4) 障害児保育事業	51
■ ひとり親家庭等の福祉	
1 自立支援対策	
(1) 家庭相談	52
(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付	52
2 ひとり親家庭自立支援給付金事業	
(1) 自立支援教育訓練給付金事業	52
(2) 高等職業訓練促進給付金等事業	52
■ 低所得者の福祉	
1 生活保護	
(1) 生活保護相談	54
(2) 施設保護対策	55
2 生活困窮者自立相談支援	
(1) 生活困窮者自立相談支援	56
(2) 住居確保給付金	56
(3) 一時生活支援事業	56
■ その他の福祉	
1 戦傷病者、戦没者遺家族等の援護	57
2 日本赤十字社の事業	
(1) 災害救護	57
(2) 各種講習会	57
3 更生保護事業	58
4 行旅者等救護事業	58
5 各種団体への助成	58
6 高齢者見守り活動	58
7 社会福祉法人設立認可等事業	59

■	災害時の対応	
1	災害弔慰金及び見舞金の支給、災害援護資金の貸付制度	60
2	被災者生活再建支援制度	60
3	災害義援金	61
4	応急仮設住宅（プレハブ）	62
5	借り上げ仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅）	62
6	避難所開設状況	62
7	災害時要援護者支援事業	
	（1）避難行動要支援者名簿の作成と交付	63
	（2）福祉避難所	63
■	民間の社会福祉活動	
1	社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会	67
2	民生委員・児童委員及び主任児童委員	
	（1）民生委員・児童委員	69
	（2）主任児童委員	69
3	市民活動団体	70
■	社会福祉の手引き	
1	心身障害者の福祉	71
2	高齢者の福祉	75
3	介護保険	77
4	児童の福祉	77
5	ひとり親家庭等の福祉	78
6	低所得者の福祉	80
7	その他の福祉	80
■	社会福祉施設等の種類	
	社会福祉施設等一覧	81
	【国保年金】	
■	国民健康保険特別会計	
1	被保険者等の加入状況	86
2	被保険者異動状況	86
3	国保税税率	87
4	国保税収納状況	88
5	保険給付状況	89
6	決算状況	90
7	国民健康保険事業費納付金の状況	90
■	後期高齢者医療特別会計	
1	被保険者の加入状況	91
2	後期高齢者医療保険料率	91
■	医療費助成	
1	母子・父子家庭医療費助成事業	92

2	心身障害者医療費助成事業	92
3	子ども医療費助成事業	93
■	国民年金	
1	被保険者異動状況	94
2	異動内訳	94
3	年金受給状況	94
	【健康】	
■	乳幼児健診	
1	各種健（検）診実施状況（母子保健事業）	95
■	健康診査	
1	各種健（検）診実施状況（成人保健事業）	96
■	予防接種	
1	各種健予防接種実施状況	99

■ 多賀城市の概要

1 位置

本市は、宮城県の東部太平洋岸に近く、仙台市と塩竈市に隣接しています。土地はおおむね平坦で東南に向かって平野が開け、仙台湾に面し工場地帯を形成しており、国道45号が産業の動脈として市の中心部を走っています。また、東北部は丘陵性の高台で住宅地になっており、西南部を七北田川、中心部を砂押川が東西に貫流し、ともに仙台湾に注いでいます。

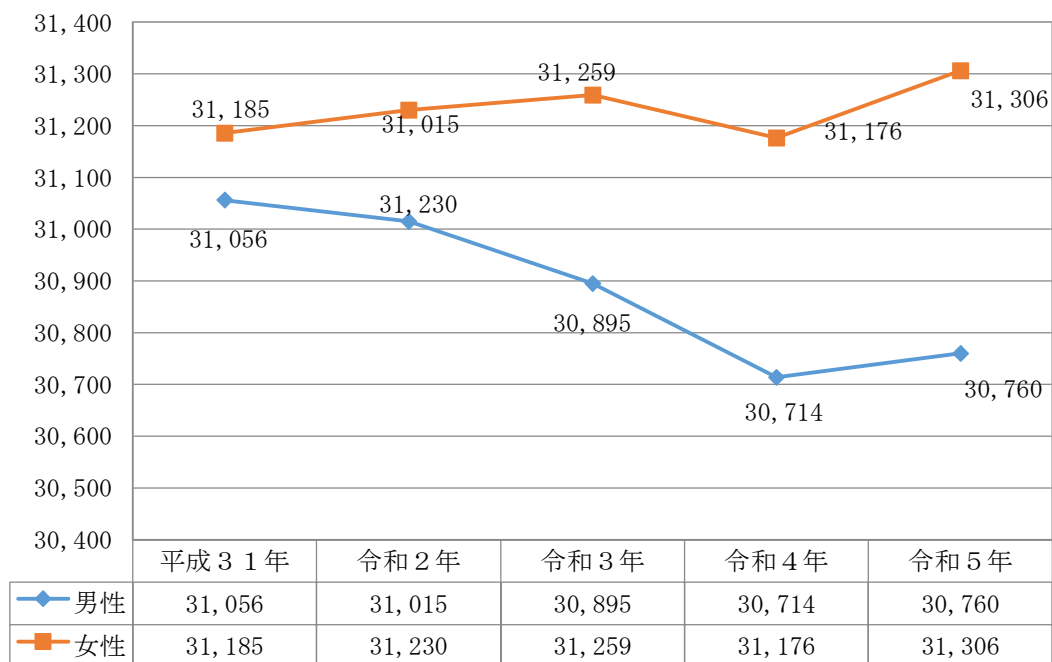


面積及び広ぼう		
面積		19.69km ²
東西		7.8km
南北		4.2km

多賀城市役所の位置		
東経		141° 00' 28"
北緯		38° 17' 27"

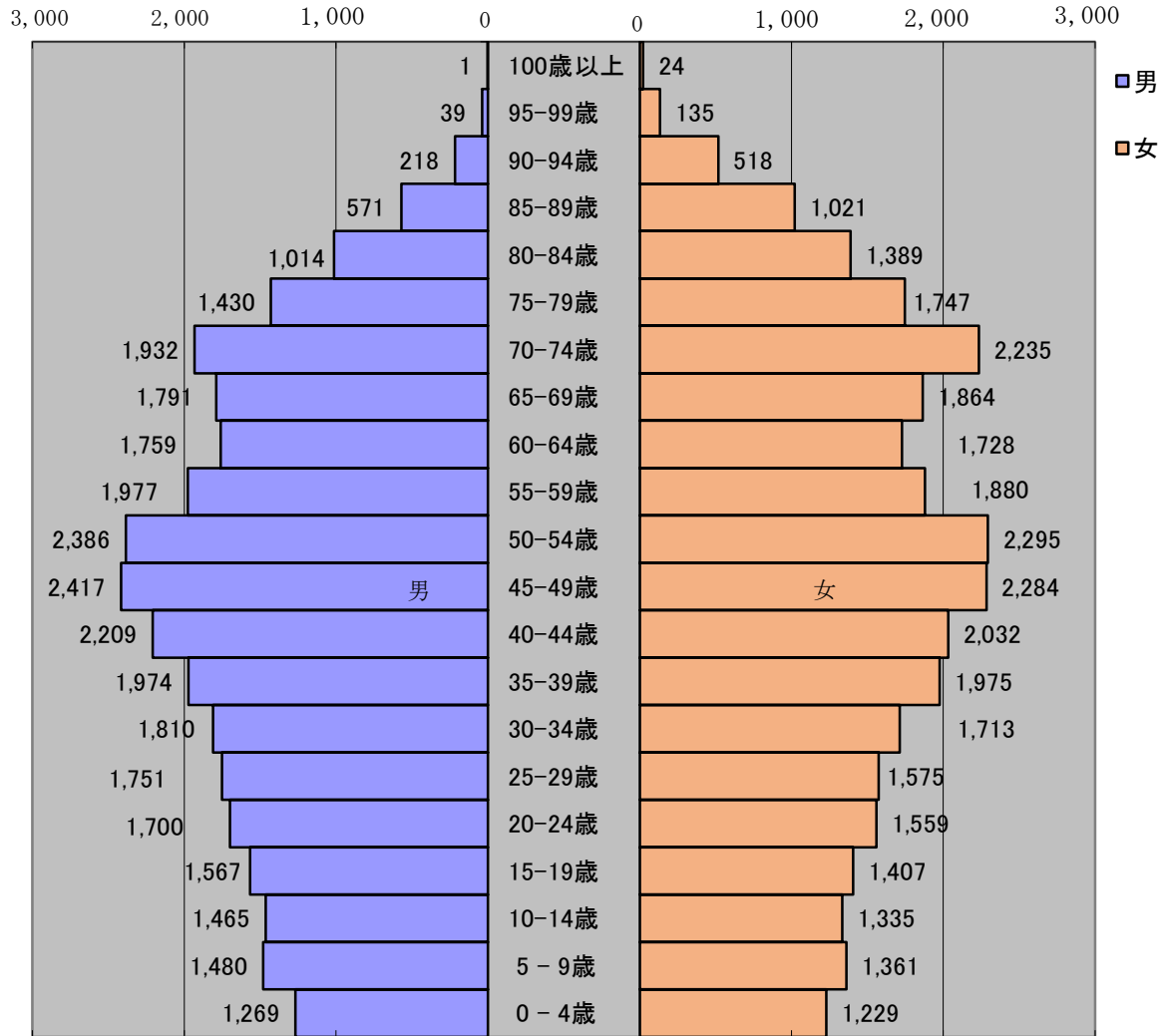
2 人口

(人) 男女別人口の推移 (各年3月31日現在)



年齢5歳階級人口構成図(令和5年3月31日現在)

(単位：人)



人口 62,066 人

世帯数 28,090 世帯

平均年齢 38 歳

人口密度 1km²当たり 3,152 人

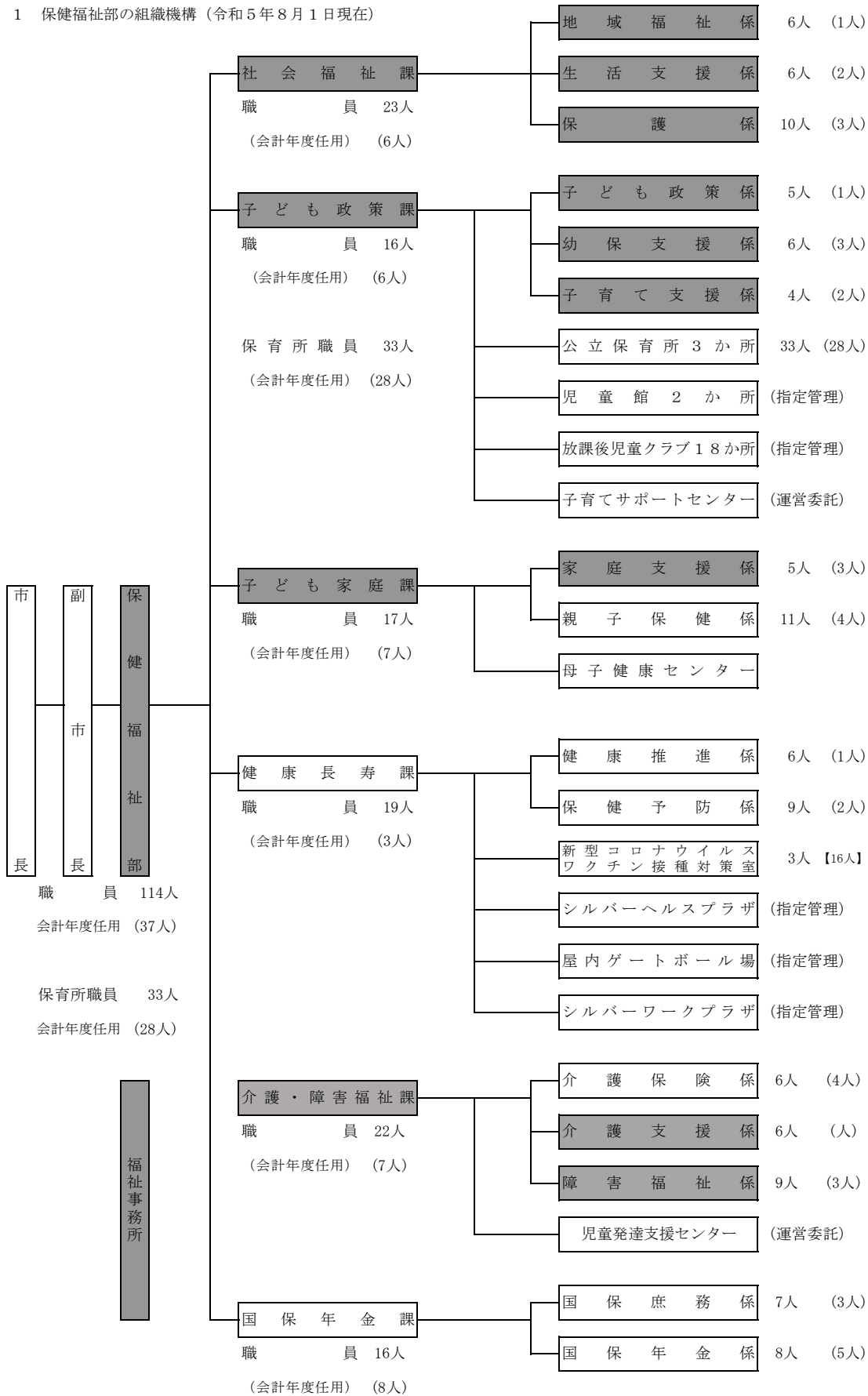
児童率 16.0 %

高齢化率 25.7 %

(いずれも令和5年3月31日現在)

■ 保健福祉部の仕組みと仕事

1 保健福祉部の組織機構（令和5年8月1日現在）



() 内は会計年度任用職員

【 】内は部内併任辞令発令人数

2 保健福祉部の配置人員（令和5年8月1日現在）

	区 分	人 員	備 考	
職 員	部 長	1人	福祉事務所長兼務	
	次 長 兼 課 長	1人	福祉事務所次長兼務	
	課 長	5人	子育てサポートセンター所長兼務 （子ども政策課長） 新型コロナウイルス接種対策室長兼 務（健康長寿課長） 児童発達支援センター所長兼務 （介護・障害福祉課長）	
	参 事 兼 課 長 補 佐 兼 係 長	1人		
	課 長 補 佐 兼 係 長	5人	新型コロナウイルスワクチン接種対策室 長補佐含む	
	主 幹 兼 係 長	4人		
	係 長	5人		
	事 務 職 員	80人		
	再 任 用 職 員	12人		
	保 育 所	所 長	3人	
		主 任	3人	
		保 育 士	24人	
		再 任 用 職 員	3人	
		職 員 計	147人	
会 計 年 度 任 用 職 員	社 会 福 祉 士 ・ 精 神 保 健 福 祉 士	1人	介護・障害福祉課障害福祉係	
	生 活 相 談 員	1人	社会福祉課保護係	
	就 労 支 援 員	1人	社会福祉課保護係	
	家 庭 相 談 員	3人	子ども家庭課家庭支援係	
	事 務 補 佐 員			社会福祉課地域福祉係 1人
				社会福祉課生活支援係 2人
				社会福祉課保護係 1人
				子ども政策課子ども政策係 1人
				子ども政策課幼保支援係 3人
				子ども政策課子育て支援係 2人
				介護・障害福祉課介護保険係 1人
				介護・障害福祉課障害福祉係 2人
				国保年金課国保庶務係 3人
			国保年金課国保年金係 5人	
		健康長寿課健康推進係 1人		
	保 育 士	25人		
	用 務 員	3人		
助産師・歯科衛生士・保健師・看護師・ 管理栄養士・介護支援専門員		9人	子ども家庭課親子保健係 4人	
			健康長寿課保健予防係 2人	
			介護・障害福祉課介護保険係 3人	
	会 計 年 度 任 用 職 員 計	65人		
	合 計	212人		

3 保健福祉部の事務分掌

(1) 社会福祉課

●地域福祉係

- (1) 部内の企画調整に関すること。
- (2) 福祉事務所の事務の総括に関すること。
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護に関すること。
- (5) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (6) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に関すること。
- (7) 日本赤十字社の事業に関すること。
- (8) 献血推進に関すること。
- (9) 社会福祉法人の設立の認可及び指導監査に関すること。
- (10) 社会福祉諸団体との連絡調整に関すること。
- (11) 災害時要援護者支援事業に関すること。
- (12) 地域福祉推進に関すること。
- (13) 課の庶務に関すること。

●生活支援係

- (1) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関すること。
- (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に関すること。
- (3) 災害義援金の支給に関すること。
- (4) 更生保護に関すること。
- (5) 被災者の生活再建支援に関すること。
- (6) 生活困窮者自立支援に関すること。
- (7) 生活保護の経理に関すること。
- (8) 浮浪者、行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

●保護係

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 保護金品の支給に関すること。
- (3) 生活保護申請に係る相談に関すること。
- (4) 中国残留邦人等に関する支援及び相談に関すること。

(2) 子ども政策課

●子ども政策係

- (1) 子ども・子育て支援新制度の推進に関する事。
- (2) 子ども・子育て会議に関する事。
- (3) 公立保育所に関する事。
- (4) 教育・保育施設等の整備・充実等（認可・確認を含む。）に関する事。
- (5) その他子ども・子育て支援全般に関する事。
- (6) 課の庶務に関する事。

●幼保支援係

- (1) 保育施設等の入所及び保育料（収納課の所管に係るものを除く。）に関する事。
- (2) 施設型給付費及び地域型保育給付費の給付に関する事。
- (3) 施設等利用費の給付に関する事。
- (4) 幼児教育・保育施設等の地域子育て支援に関する事。
- (5) 幼児教育・保育の質向上に関する事。

●子育て支援係

- (1) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (2) ひとり親家庭等の自立支援給付に関する事。
- (3) 児童厚生施設に関する事。
- (4) 放課後児童クラブに関する事（収納課の所管に係るものを除く。）。
- (5) 子育てサポートセンター及びファミリーサポートセンターに関する事。

(3) 子ども家庭課

●家庭支援係

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談並びに当該相談に係る必要な調査及び指導に関する事。
- (2) ひとり親家庭及び女性の相談に関する事。
- (3) 助産及び母子保護の実施に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

●親子保健係

- (1) 母子保健に関する事。
- (2) 新生児、乳児及び未熟児訪問指導に関する事。
- (3) 妊産婦及び乳幼児に対する食育及び栄養指導に関する事。
- (4) 母子健康センターの管理及び運営に関する事。
- (5) 乳幼児保健に関する事。
- (6) 乳幼児の健診に関する事。
- (7) 乳幼児及び学童の予防接種に関する事。
- (8) 歯科保健に関する事。

(4) 健康長寿課

●健康推進係

- (1) 保健予防及び健康増進に関する企画及び調整に関すること。
- (2) 特定健康診査及び健康診査に関すること。
- (3) がん検診等に関すること。
- (4) 救急医療及び地域医療に関すること。
- (5) 結核、感染症の予防及び防疫に関すること。
- (6) 予防接種に関すること(乳幼児及び学童を除く。)
- (7) シルバーヘルスプラザ、シルバーワークプラザ及び屋内ゲートボール場の整備、管理に関すること。
- (8) シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

●保健予防係

- (1) 健康増進・生活習慣病予防等に関すること。
- (2) 特定保健指導に関すること。
- (3) 各種健(検)診後のフォローに関すること。
- (4) 食育及び栄養指導に関すること(妊産婦及び乳幼児に係るものを除く。)
- (5) フレイル予防・介護予防の推進に関すること。

●新型コロナワクチン接種対策室

- (1) 接種体制の検討及び調整に関すること。
- (2) 医師会及び近隣自治体との調整に関すること。
- (3) 国及び県との調整に関すること。
- (4) 接種に係る相談体制の整備に関すること。
- (5) 接種に係る予約受付体制の整備に関すること。
- (6) ワクチン接種円滑化システムの運用に関すること。
- (7) 接種に係るクーポンの印刷及び発送に関すること。
- (8) 住民への周知に関すること。

(5) 介護・障害福祉課

●介護保険係

- (1) 介護保険事業計画の策定及び推進に関する事。
- (2) 第1号被保険者の介護保険料の賦課及び減免に関する事。
- (3) 介護保険特別会計に関する事。
- (4) 介護保険運営協議会に関する事。
- (5) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス等の事業者指定、指導及び監督に関する事。
- (6) 被保険者の資格・受給者管理に関する事。
- (7) 介護給付費適正化事業に関する事。
- (8) 塩釜地区消防事務組合との連絡調整に関する事(介護保険法に基づく介護認定審査会に係るものに限る。)
- (9) 要介護認定に関する事。
- (10) その他介護保険事業に関する事。
- (11) 課の庶務に関する事。

●介護支援係

- (1) 高齢者福祉計画の策定及び推進に関する事。
- (2) 生活支援コーディネーター及び協議体の育成に関する事。
- (3) 地域包括ケア(医療と介護の連携)の推進に関する事。
- (4) 認知症施策推進に関する事。
- (5) 地域包括支援センターに関する事。
- (6) 地域包括支援センター運営協議会に関する事。
- (7) 介護予防・生活支援サービスの事業者指定、指導及び監督に関する事。
- (8) 事業対象者の資格・受給者管理に関する事。
- (9) 高齢者に係る成年後見制度、権利擁護及び虐待防止に関する事。
- (10) 高齢者の相談及び調整の総括に関する事。
- (11) ひとりぐらし高齢者等の支援に関する事。
- (12) 介護者への支援に関する事。
- (13) 老人福祉施設への入所措置等に関する事。
- (14) 敬老事業に関する事。

●障害福祉係

- (1) 身体障害者(児)、知的障害者(児)及び精神障害者(児)の福祉に関する事。
- (2) 障害者総合支援法(平成17年法律第123号)に関する事。
- (3) 障害支援区分の認定に関する事。
- (4) 塩釜地区消防事務組合との連絡調整に関する事(障害者総合支援法に基づく市町村審査会に係るものに限る。)
- (5) 児童発達支援センターに関する事。
- (6) 特別障害者手当等に関する事。
- (7) 障害を理由とする差別の解消に関する事。
- (8) 障害者虐待防止・権利擁護に関する事。

(6) 国保年金課

●国保庶務係

- (1) 国民健康保険特別会計に関すること。
- (2) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (3) 国民健康保険の保険給付の審査及び支払いに関すること。
- (4) 国民健康保険の不正・不当利得及び第三者行為に関すること。
- (5) 医療費助成制度の助成金の給付に関すること。
- (6) 未熟児養育医療の給付に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

●国保年金係

- (1) 国民健康保険被保険者の資格得喪、被保険者証の交付等に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者台帳の管理に関すること。
- (3) 国民健康保険税の賦課に関すること。
- (4) 国民健康保険の保険給付の申請受付に関すること。
- (5) 医療費助成制度の資格得喪、医療受給者証の交付等に関すること。
- (6) 医療費助成制度の医療費助成申請書の受付に関すること。
- (7) 国民年金に関する届出等の受付審査及び進達に関すること。
- (8) 特別障害給付金に関すること。
- (9) 年金生活者支援給付金に関すること。
- (10) 後期高齢者医療特別会計に関すること。
- (11) 後期高齢者医療被保険者の資格得喪の届出、被保険者証の交付の申請等の受付及び被保険者証等の引渡しに関すること。
- (12) 後期高齢者医療事業の医療費の給付の申請受付等に関すること。
- (13) 宮城県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。

■ 身体障害者の福祉

身体障害者の福祉施策は、障害者が住み慣れた地域の中で生活し、活動することができるよう必要な諸条件を整備することにあります。

そのために障害者の生活環境の改善、福祉サービスの実施、障害児の早期療育の推進及び市民への啓発を総合的に実施し、障害者の社会への完全参加と平等を実現するよう努めています。

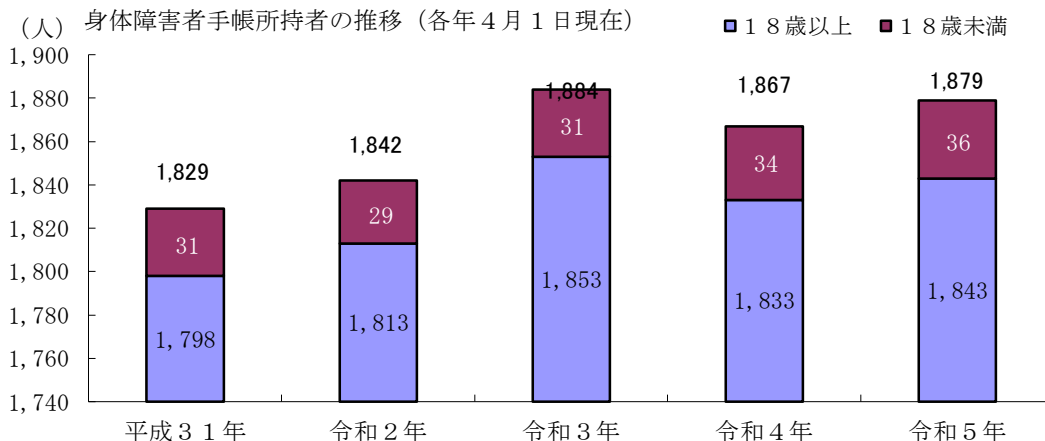
1 身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法に基づき、視覚、聴覚、平衡、音声、言語機能及び内部機能に障害のある方並びに肢体不自由の方に交付しています。この手帳所持者は、各種サービスが受けられます。

①身体障害者手帳所持者数（令和5年4月1日現在）（単位：人）

級別	区分	障害の種類					内 部 合 計	
		視 覚	聴 覚・平 衡	音 声・言 語 そ し ゃ く	肢 体 不 自 由	内 部		
1	18歳以上	33				162	407	602
	18歳未満	0				10	4	14
	小 計	33				172	411	616
2	18歳以上	47	32			176	10	265
	18歳未満	1	5			5	0	11
	小 計	48	37			181	10	276
3	18歳以上	8	12	12		149	132	313
	18歳未満	0	0	0		3	0	3
	小 計	8	12	12		152	132	316
4	18歳以上	14	28	10		189	197	438
	18歳未満	0	0	0		1	1	2
	小 計	14	28	10		190	198	440
5	18歳以上	11	0			105		116
	18歳未満	0	0			2		2
	小 計	11	0			107		118
6	18歳以上	13	48			48		109
	18歳未満	0	3			1		4
	小 計	13	51			49		113
計	18歳以上	126	120	22		829	746	1,843
	18歳未満	1	8	0		22	5	36
	小 計	127	128	22		851	751	1,879

※重複障害者については、等級の高い障害の区分に計上しています。



②身体障害者手帳交付状況（新規交付）

（単位：件）

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視 覚 障 害		12	11	2	4	8
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害		11	10	6	6	11
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害		2	3	2	2	2
肢 体 不 自 由		52	36	41	48	47
内 部 障 害		69	73	65	80	67
計		146	133	116	140	135

2 手当等の支給事業

(1) 特別障害者手当

20歳以上で身体又は精神に重度の障害を重複して有し、かつ、日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者の方に支給しています。

また、20歳未満で身体又は精神に重度の障害を有し、常時介護を必要とする在宅の障害児には、障害児福祉手当を支給しています。

特別障害者手当等支給状況

（単位：件・千円）

区分	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
特別障害者手当	468	12,598	573	15,562	614	16,779	673	18,407	654	17,860
障害児福祉手当	356	5,211	350	5,168	317	4,712	266	3,958	253	3,758
経過的福祉手当	12	176	12	177	12	178	12	178	12	178
計	836	17,985	935	20,907	943	21,669	951	22,543	919	21,796

(2) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者の方が死亡したり、重度障害者になった場合の不安を解消するための制度で、終身一定の年金が支給されます。

心身障害者扶養共済制度加入状況（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
加 入 者 数		24	24	24	25

3 社会環境の整備等事業

(1) 点字ブロック敷設事業

障害者が住みよい街づくりを推進するため、歩道段差を解消し、また、点字ブロックを敷設して視覚障害者の方の安全確保と生活圏の拡大に努めています。

点字ブロック敷設状況

敷設総延長 34,368.6 m

(2) ヘルプマークの配布

援助や配慮を必要としている方が、ヘルプマークを所持することで、援助等を得やすくなるために配布しています。

ヘルプマーク配布状況（各年4月1日現在）

（単位：個）

区分	年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配 布 個 数		126	69	63	89

■ 知的障害者の福祉

知的障害者に対する市民の理解と協力を得るための啓発活動を進めるとともに、知的障害者やその家族の多様なニーズに対応した在宅及び施設サービスのための各種施策に努め、あわせて社会参加を促します。

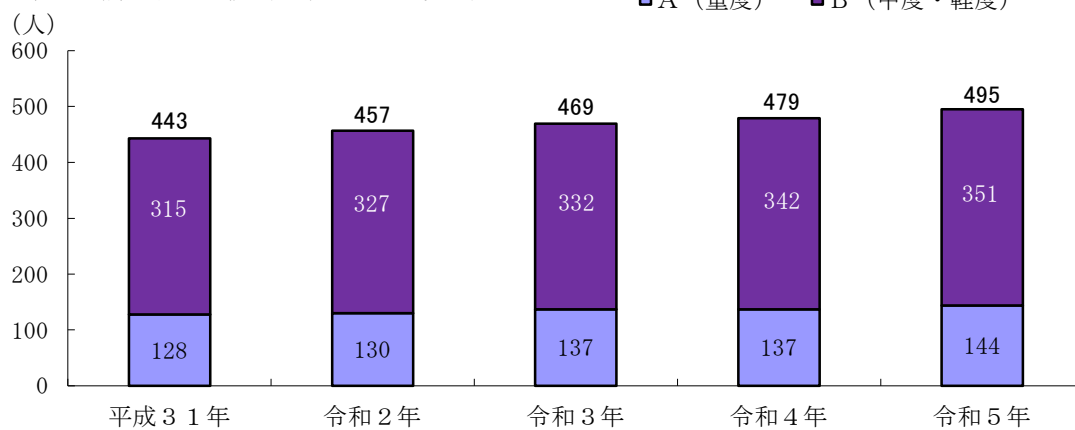
1 療育手帳の交付

知的障害者に対して一貫した支援等を行うとともに、知的障害者が各種サービスを受けやすくするため療育手帳を交付しています。

①療育手帳所持者数（令和5年4月1日現在）（単位：人）

年齢別 程度別	18歳 未満	18歳 以上	計
A（重 度）	31	113	144
B（中 度・軽 度）	109	242	351
計	140	355	495

療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）



②療育手帳交付状況（新規交付）（単位：件）

年度 程度別	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A（重 度）	3	0	2	0	2
B（中 度・軽 度）	19	25	13	22	17
計	22	25	15	22	19

2 児童発達支援センター太陽の家

昭和50年1月から40年にわたり健常児と障害児の統合保育を行ってきた心身障害児通園施設多賀城市太陽の家は、その役割を終了し、平成27年度から児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターとして運営を開始しました。運営を一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会へ委託しています。

(1) 児童発達支援

単独通園による集団生活での遊びや個別の訓練により、生活習慣の基礎を作り、社会性を身につける支援を行います。

児童発達支援利用状況

（単位：人・日）

年度 区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	30	29	28	27	25
延べ利用日数	5,905	5,813	5,300	4,772	4,356

(2) おひさまひろば

親子通園による小集団での遊びなどを通して児童の発達を促すとともに、保護者の方には関わり方等のアドバイスをを行います。

おひさまひろば利用状況

(単位：人・日)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	20	18	16	18	16
延べ利用日数	419	622	465	517	675

(3) 保育所等訪問支援

保護者の要望に応じて、専門職等が保育所や幼稚園などを訪問し、児童の療育や先生方への助言指導を行います。

保育所等訪問支援利用状況

(単位：人・日)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	2	4	7	6	6
延べ利用日数	10	19	23	32	23

(4) 相談支援

児童の発達に関することなどの相談を行い、必要な支援へつなぎます。心理士、言語聴覚士、作業療法士による専門相談もを行います。

相談支援利用者数

(単位：人)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実人数	193	216	240	294	293
延べ人数	1332	1,298	1,570	1,653	1,632

(5) 巡回相談

発達の気になる子支援として、心理士等の専門職が市内の認可保育所及び幼稚園に訪問し、児童への関わり方などの助言指導を行います。

巡回相談実施状況

(単位：回・件)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問回数	66	68	44	56	63
相談件数	185	173	114	156	167

■ 精神障害者の福祉

精神障害者に対する市民の理解と協力を得られるための啓発活動をすすめるとともに、精神障害者や家族の多様なニーズに対応した在宅及び施設サービスと精神的な心の悩みに対しての相談・医療サービスが受けられるよう支援します。

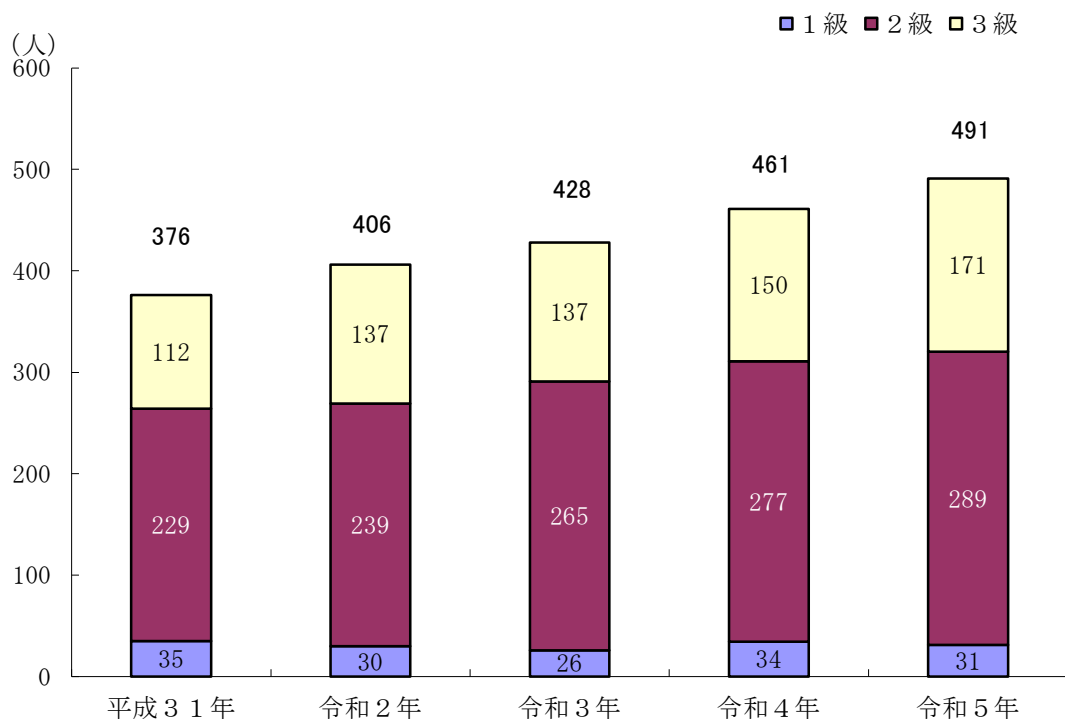
1 精神障害者保健福祉手帳の交付

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、発達障害、精神病質その他の精神疾患をもつ方へ交付しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和5年4月1日現在）（単位：人）

程度別	区分	人 数	新規交付（再掲）
1	級	31	3
2	級	289	29
3	級	171	39
合	計	491	71

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）



■ 自立支援給付

1 障害福祉サービス

障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、必要なサービスの支給決定、費用の給付を行います。

①サービス支給決定者の推移

(単位：人)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者		321	344	368	401	423
障害児		144	163	176	188	200
計		465	507	544	589	623

②サービス利用者の推移（延べ利用者数）

(単位：人)

サービス	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護		45	54	55	54	59
同行援護		13	13	11	11	12
行動援護		5	4	3	2	3
重度訪問介護		2	2	2	1	1
療養介護		6	6	6	6	6
生活介護		70	69	71	77	78
短期入所		83	63	53	48	54
施設入所支援		35	32	33	34	32
自立訓練		6	7	5	6	5
就労移行支援		20	29	24	25	40
就労継続支援		170	181	189	227	231
グループホーム		53	63	64	69	73
計画相談		321	333	351	378	401
放課後等デイサービス		102	111	117	133	149
児童発達支援		38	32	37	38	36
保育所等訪問支援		9	10	8	7	8
障害児相談支援		140	163	176	188	200
合計		1,118	1,172	1,205	1,304	1,388

③障害者施設入所状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

施設名	人数
杏友園	1
只越荘	1
第二啓佑学園	3
仙萩苑	1
はぐくみ学園	3
あさいな学園	1
ひかり苑	1
宮城県船形の郷	5
萩の郷福寿苑	5
萩の郷第二福寿苑	2
啓生園	1
第二共生園	3
国立のぞみの園	1
仙台ワークキャンパス	2
ますみ学園	1
合計	31

④サービス費給付状況

（単位：千円）

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害福祉サービス費	823,333	881,440	934,692	1,043,029	1,139,415

2 自立支援医療

(1) 更生医療

身体障害者に対し、更生を図るために必要と認められる範囲で医療費を支給しています。

更生医療費の支給状況

（単位：件・千円）

区分	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
腎臓機能	634	66,454	633	65,800	580	70,896	557	84,400	575	83,666
心臓機能	2	52	7	343	3	1,724	4	152	4	186
一般	42	3,378	37	3,764	35	3,522	74	4,096	78	3,487
計	678	69,884	677	69,907	618	76,142	635	88,648	657	87,339

(2) 育成医療

身体障害児に対し、更生を図るために必要と認められる範囲で医療費を支給しています。

育成医療費の支給状況

（単位：件・千円）

区分	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内臓機能	33	734	27	721	16	468	6	39	0	0
一般	45	619	29	423	35	269	49	637	27	279
計	78	1,353	56	1,144	51	737	55	676	27	279

※育成医療費の支給認定及び支給事務は、平成25年度から県より市町村へ移譲されました。

(3) 精神通院医療

精神障害者が通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療費を公費負担する制度で、適用を受けると、自己負担が1割となります。

ただし、所得水準に応じて1ヶ月の自己負担上限額が設定されます。

さらに、症状が「重度かつ継続」の方は、負担上限額が軽減されます。

精神通院医療の受給者数

(単位:人)

区分 \ 年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	781	787	843	938	953

3 補装具費（購入・修理）の支給

身体障害者の障害のある部分を補うため、日常生活や職業生活をしやすいための用具（補装具）の購入及び修理に要する費用について支給しています。

①補装具費の支給状況

(単位:件)

区分 \ 年度	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理
車いす	9	18	12	12	17	17	8	22	13	12
補聴器	10	10	16	8	19	13	16	7	17	7
装具	28	20	18	24	35	14	24	19	28	18
義肢	7	7	7	15	4	16	1	8	3	9
座位保持装置	2	2	3	1	2	2	4	3	4	2
盲人安全つえ	8	1	3	0	3	0	3	0	6	0
眼鏡	5	0	3	0	2	0	4	0	5	0
歩行器	2	2	2	1	1	0	0	1	1	0
その他	7	1	3	0	5	2	4	0	4	0
計	78	61	67	61	88	64	64	60	81	48
	139		128		152		124		129	

②事業費の状況

(単位:千円)

区分 \ 年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補装具購入費	10,446	8,724	10,756	8,025	11,176
補装具修理費	4,538	3,808	4,629	4,109	2,770
計	14,984	12,532	15,385	12,134	13,946

■ 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障害者の生活環境の改善、障害者福祉サービスの実施及び市民啓発の各事業を実施します。

1 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

相談支援事業の充実を図るため、各種の相談を市役所窓口で実施するほか、指定相談支援事業所地域拠点センターふきのとう及び指定相談支援事業所けやきに業務委託しています。

相談状況

(単位：件・人)

年度 区分	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	相談件数	相談実人数	相談件数	相談実人数	相談件数	相談実人数	相談件数	相談実人数	相談件数	相談実人数
身体障害者	638 (421)	91	547 (382)	108	664 (428)	96	483 (325)	103	500 (329)	116
知的障害者	1,827 (1,361)	277	1,836 (1,538)	344	2,291 (1,831)	304	1,959 (1,399)	390	2,201 (1,692)	499
精神障害者	1,064 (607)	209	1,168 (737)	203	1,275 (665)	205	1,354 (808)	239	1,652 (918)	330
その他	940 (814)	168	879 (786)	96	1,157 (1,085)	216	1,179 (1,076)	305	1,116 (1,033)	278
合計	4,469 (3,203)	745	4,430 (3,443)	751	5,387 (4,009)	821	4,975 (3,608)	1037	5,469 (3,972)	1,223

※ () は相談支援事業委託事業所の受付分を内書きしています。

(2) 地域活動支援センター（コスモスホール）

障害者（身体、知的、精神の3障害）に対し、創作活動及び生産活動を提供し地域生活支援を行います。

運営を社会福祉法人ゆうゆう舎に委託しています。

①利用状況

(単位：人)

年度 区分	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
身体障害者	1	28	1	12	1	10	1	12	1	12
知的障害者	10	669	10	794	8	664	6	564	5	326
精神障害者	25	1,267	22	1,292	17	845	16	555	15	563
合計	36	1,964	33	2,098	26	1,519	23	1,131	21	901

②開設状況

(単位：日・人)

年度 区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開設日数	244	237	242	242	243
1日平均利用者数	8.8	8.8	6.3	4.7	3.7

※平成21年4月に精神障害者小規模作業所（コスモスホール）から地域活動支援センター（コスモスホール）に移行し、事業運営を委託しています。

(3) 障害者等日常生活用具等給付事業

在宅の障害者等に対して、日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図っています。

①日常生活用具給付状況

(単位：件)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特 殊 寝 台	1	1	4	2	2
特 殊 マ ッ ト	0	1	0	1	2
特 殊 尿 器	0	0	0	0	0
入 浴 担 架	0	0	3	0	0
体 位 変 換 器	0	0	0	0	0
移 動 用 リ フ ト	0	0	0	0	1
訓 練 い す (児 の み)	0	0	0	0	0
訓 練 ベ ッ ド (児 の み)	0	0	0	0	0
入 浴 補 助 用 具	4	5	0	0	0
便 器	0	0	0	0	0
頭 部 保 護 帽	1	1	2	0	1
歩 行 補 助 つ え	2	0	0	0	1
移 動 ・ 移 乗 支 援 用 具	1	0	3	2	0
特 殊 便 器	0	0	1	0	0
火 災 警 報 器	0	1	0	0	0
自 動 消 火 器	0	0	0	0	0
電 磁 調 理 器	0	1	0	0	0
歩 行 時 間 延 長 信 号 機 用 小 型 送 信 機	0	0	0	0	0
聴 覚 障 害 者 用 屋 内 信 号 装 置	0	2	0	1	0
透 析 液 加 温 器	1	2	1	2	2
ネ ブ ラ イ ザ ー	2	2	0	2	2
電 気 式 た ん 吸 引 器	11	6	5	4	3
酸 素 ボ ン ベ 運 搬 車	0	0	0	0	0
盲 人 用 体 温 計 (音 声 式)	4	2	1	0	1
盲 人 用 体 重 計	2	1	1	0	0
音 声 式 血 圧 計	0	2	1	0	2
パ ル ス オ キ シ メ ー タ ー	1	0	1	1	1
携 帯 用 会 話 補 助 装 置	0	0	0	0	0
情 報 ・ 通 信 支 援 用 具	1	2	0	0	0
点 字 デ ィ ス プ レ イ	0	1	0	0	0
点 字 器	0	0	1	0	0
点 字 タ イ プ ラ イ タ ー	0	0	1	0	0
視 覚 障 害 者 用 ポ ー タ ブ ル レ コ ー ダ ー (録 音 再 生 機)	2	2	0	0	2
視 覚 障 害 者 用 ポ ー タ ブ ル レ コ ー ダ ー (再 生 専 用 機)	0	0	0	0	0
視 覚 障 害 者 用 活 字 文 書 読 上 げ 装 置	1	0	0	0	0
視 覚 障 害 者 用 拡 大 読 書 器	1	1	1	3	2
盲 人 用 時 計	0	0	2	0	0
聴 覚 障 害 者 用 通 信 装 置	0	0	0	1	2
聴 覚 障 害 者 用 情 報 受 信 装 置	1	0	0	0	0
人 工 喉 頭	0	1	1	0	0
ス ト マ 装 具	1,208	1,333	1,499	1,546	1,523
紙 お む つ	84	104	108	107	133
収 尿 器	0	0	0	0	0
住 宅 改 修	0	1	1	1	0
計	1,328	1,472	1,637	1,673	1,680

②事業費の状況

(単位：千円)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日常生活用具給付費	12,453	13,849	15,017	14,999	14,899

(4) ボランティア養成

聴覚障害者、音声及び言語機能障害者等のため、市民に手話や点訳の技術を習得していただき、障害者に対する理解と認識を深めるとともに、種々のボランティア活動に参加していただいています。

手話奉仕員養成講座受講者の状況

(単位：人)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加人数	68	102	75	306	293

(5) 移動支援事業

社会参加上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために、外出の際の移動を支援しています。

①サービス支給決定者の推移

(単位：人)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給決定者	14	14	18	17	13

②サービス費給付状況

(単位：回・千円)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	273	201	46	60	116
給付費	1388	1,148	275	443	845

(6) コミュニケーション支援事業

聴覚障害者、音声及び言語機能障害者が公的機関に赴く際に、適当な付添者が得られないため円滑な意思疎通が図れない場合、手話通訳員を派遣してコミュニケーションの手段を確保しています。

コミュニケーション支援利用状況

(単位：回)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	53	27	41	54	57

(7) 日中一時支援事業

介護者が社会的、私的理由により一時的に介護ができないときに、見守り、介護を実施しています。

①サービス支給決定者の推移

(単位：人)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給決定者	0	1	2	1	0

②サービス費給付状況

(単位：回・千円)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	0	12	54	5	0
給付費	0	53	235	8	0

(8) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な身体障害者の方に訪問入浴サービスを実施しています。

① サービス支給決定者の推移

(単位：人)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給決定者		2	3	4	4	4

② サービス費給付状況

(単位：回・千円)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数		85	130	144	170	185
給付費		842	1,287	1,426	1,683	1,832

2 社会参加促進及び在宅福祉支援事業

(1) 障害者自動車改造費・運転免許取得助成事業

身体障害者が就労等のため、自らが使用し運転する自動車の操向装置・駆動装置等の改造に要する経費や身体障害者・知的障害者が自動車運転免許の取得に要する経費の一部を助成しています。

助成限度額 10万円

障害者自動車改造費・運転免許取得費助成事業の状況

(単位：件・千円)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自動車改造件数		1	0	0	0	1
自動車改造費助成額		100	0	0	0	100
自動車運転免許取得件数		3	2	2	1	2
自動車運転免許取得助成額		300	200	200	100	200

(2) 福祉タクシー利用助成事業、障害者自動車等燃料費助成事業

障害者の社会参加と行動範囲の拡大及び経済的負担の軽減を図るため、タクシー利用又は燃料費の助成を行っています。

福祉タクシー利用、障害者自動車等燃料費助成券の交付状況

(単位：件・枚)

区分	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数
福祉タクシー利用助成券	570	25,748	544	24,596	515	23,152	503	22,820	479	21,540
自動車等燃料費助成券	807	27,462	819	27,417	816	27,684	829	28,248	830	28,029

(3) 緊急通報システム事業

ひとり暮らしの身体障害者(1・2級)に対し、緊急通報装置を貸与することにより、日常生活の不安を解消しています。

緊急通報装置の貸与状況

(単位：件)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸与件数		0	0	0	0	0

(4) 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業

酸素療法を必要とする在宅の呼吸器機能障害者に対し、酸素濃縮器の使用に要する電気料金について、助成金を支給しています。

助成事業の状況

(単位：人・千円)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数		27	30	28	36	31
在宅酸素濃縮器利用助成金		421	423	418	467	467

(5) 知的障害者グループホーム体験ステイ支援事業

地域での自立生活を希望する知的障害者(児)に対し、グループホーム又はケアホームの体験的な利用を通して自立生活への支援をしています。

支援事業の利用状況

(単位：人・泊・千円)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者実人員		0	0	0	0	0
利用泊数		0	0	0	0	0
助成額		0	0	0	0	0

(6) 難聴児補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し、補聴器を購入等する場合に費用の一部を助成しています。

支援事業の利用状況

(単位：人・千円)

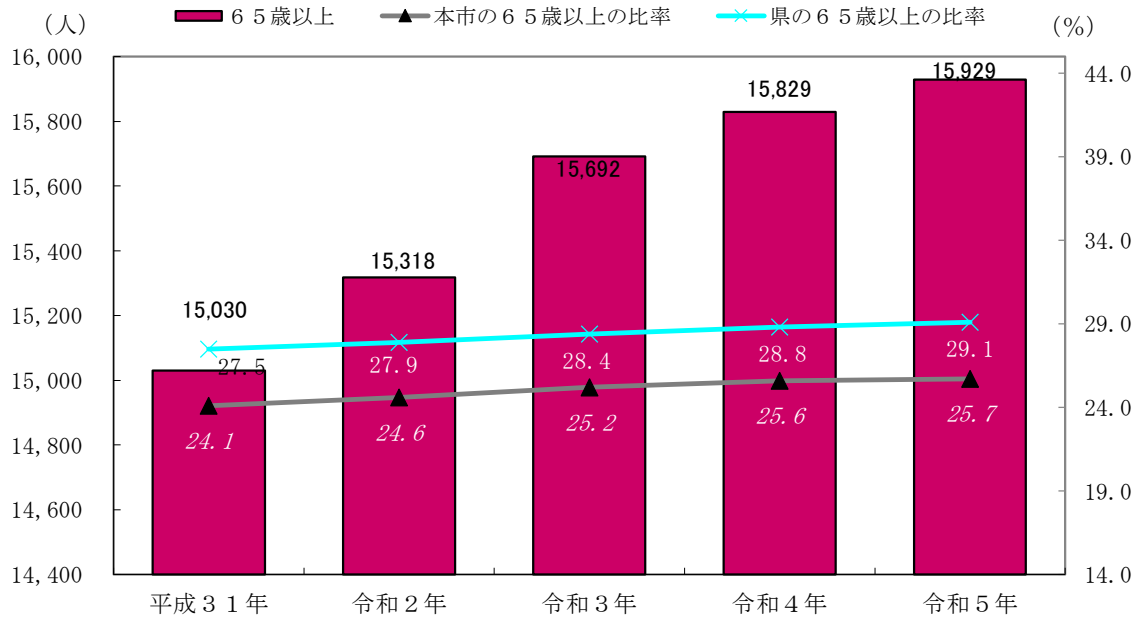
区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者実人員		3	1	1	1	0
利用者延人員		3	1	1	1	0
助成額		87	13	13	258	0

■ 高齢者の福祉

本市の総人口に対する65歳以上人口の占める割合（高齢化率）は全国平均より低い水準を保っていますが、高齢化は着実に進行し、ひとりぐらし高齢者や寝たきりあるいは認知症の高齢者も増加しています。

このような状況を踏まえ、高齢者福祉計画を策定し、高齢者が安心して生きがいをもって生活できるよう努めています。

高齢者人口の推移（各年3月31日現在）



①高齢者年齢別状況（令和5年3月31日現在）

（単位：人）

年齢	性別	男	女	計
65～69歳		1,791	1,864	3,655
70～74歳		1,932	2,235	4,167
75～79歳		1,430	1,747	3,177
80～84歳		1,014	1,389	2,403
85～89歳		571	1,021	1,592
90～94歳		218	518	736
95～99歳		39	135	174
100歳以上		1	24	25
計		6,996	8,933	15,929

②要援護高齢者の状況（各年3月31日現在）

（単位：世帯・%）

区分	年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
65歳以上のひとりぐらし世帯数		3,224	3,378	3,580	3,735	3,918
（全世帯に対する割合）		12.0	12.4	13.0	13.5	14.0
65歳以上の高齢者のみ世帯数		5,881	6,157	6,493	6,694	6,930
（全世帯に対する割合）		21.9	22.6	23.6	24.2	24.7

1 在宅福祉施策

(1) 日常生活用具給付、貸与事業

援護を要する概ね65歳以上の方等に対し、電磁調理器等の日常生活用具の給付又は貸与をしています。

日常生活用具給付・貸与状況

(単位：件)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電磁調理器		0	0	0	0	0
火災報知器		0	0	0	0	0
自動消火器		0	0	0	0	0
老人用電話		1	1	1	1	1

(2) 緊急通報システム事業

概ね65歳以上のひとりぐらし高齢者に対し、緊急通報装置を設置することにより日常生活での不安を解消しています。

緊急通報装置の利用状況

(単位：件)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
同和警備		21	22	23	22	18
セコム		25	23	21	14	14
A L S O K		26	24	28	27	27
計		72	69	72	63	59

(3) 紙おむつ支給事業

在宅の65歳以上の常時失禁状態の方と同居する介護者に紙おむつ等を支給し、介護費用の軽減を図っています。

紙おむつ支給状況

(単位：人・梱包)

受給者数等	年度	1月あたりの支給数上限	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数			284	282	249	266	255
紙おむつ等支給セット数			3,554	3,623	3,469	3,484	3,305
内訳 (支給品目)	リハビリパンツ型紙おむつ	30枚	1,074	1,121	1,051	986	912
	フラット型紙おむつ	50枚	2	11	4	6	9
	尿取りパッド(レギュラー)	120枚	1,488	1,392	1,283	1,318	1,317
	尿取りパッド(ワイド)	60枚	459	558	650	725	642
	オープンパンツ型紙おむつ	30枚	531	541	481	449	425

(4) 配食サービス事業

概ね65歳以上のひとりぐらし又は高齢者のみの世帯に属する、調理の困難な方に週2回を限度に食事の提供と安否確認をしています。

配食サービス実施状況

(単位：人・食)

利用者数等	年度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
登録人数		48	55	65	58	60
配食数		1,918	2,118	2,543	2,448	2,730

(5) お元気ですか訪問事業

在宅でひとりぐらし高齢者及び高齢者のみの世帯を訪問し、日常生活の実態及び心身状態の把握並びに安否の確認を行うことによって、病気や閉じこもりを予防しています。

お元気ですか訪問実施状況

(単位：回)

(単位：世帯)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度 訪問対象世帯
ひとりぐらし世帯		1,251	1,350	1,528	1,469	1,407	1,034
高齢者のみの世帯		871	976	991	946	933	620

※平成22年度から地域包括支援センターの業務として実施しています。

※訪問対象者は、独居及び高齢者のみの世帯で、介護保険サービス及び高齢者福祉サービス等の利用者がある世帯を除いています。また、平成26年度までは、65歳以上の方を対象としていましたが、平成27年度からは、75歳以上の方を対象としています。

(6) 家族介護慰労金支給事業

介護保険のサービスを1年以上利用していない在宅の要介護4又は要介護5の方を無報酬で介護している非課税世帯の介護者に慰労金を支給しています。

家族介護慰労金支給状況

(単位：件)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給者		1	0	0	0	0

※平成18年度から介護保険に係る地域支援事業（任意事業）として実施しています。

(7) 在宅介護家族支援事業

要援護高齢者を在宅で介護する家族に出産・病気・冠婚葬祭など緊急の事由が生じたとき、一時的に高齢者のお世話をしています。

在宅介護家族支援事業利用状況

(単位：件・日)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
短期入所	件数	1	0	0	0	0
	延日数	5	0	0	0	0

(8) 移送サービス事業

平成30年度まで、寝たきりや車椅子を使用している方で、一般の交通機関を利用することが困難な方が、通院や福祉サービスを利用するため、自宅と施設を往復する時に送迎サービスを提供していました。車両の貸し出しも行っていました。

平成31年度からは、経過措置としてこれまで利用登録していた方を対象に、同等の送迎サービスを提供しています。

移送サービス利用状況

(単位：人・件)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録人数		45	20	15	12	12
移送件数		72	42	7	47	31
貸出件数		0	-	-	-	-

2 高齢者生きがい対策

(1) 老人クラブ連合会補助事業

60歳以上の老人クラブ会員の老後の生活を健全で豊かなものとするため、教養の向上、健康増進、レクリエーション等の活動をしている老人クラブ連合会に対して助成を行っています。

老人クラブの状況と助成額の推移 (単位：人・千円)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
単 位	老人クラブ数	22	21	19	17	17
会 員	数	841	781	742	660	610
助 成	額	2,091	2,012	1,883	1,740	1,722

(2) 高齢者労働能力活用事業（公益社団法人多賀城市シルバー人材センター）

シルバー人材センターは、60歳以上の働く意欲をもった方が参加し、長年培ってきた職業的経験と能力を生かして働くことにより、自らの「生きがい」や「健康の保持」に努めるとともに、公共団体、民間企業や一般家庭などからの協力を得て、能力に応じた就業を通じて社会の一員としての役割を果たします。

シルバー人材センター事業活動状況と助成額の推移 (単位：人・件・円・%)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会 員	数	531	542	530	535	536
請 負・委 任	受 託 件 数	2,906	2,751	2,443	2,499	2,415
	受 託 金 額	89,889,133	94,832,956	102,392,788	94,795,101	92,875,207
	配 分 金 額	69,190,791	72,211,752	76,232,790	69,289,775	68,361,588
	事 務 費	6,917,403	7,210,818	8,820,120	6,931,927	6,837,381
	材 料 費 等	13,780,939	15,410,386	17,339,878	18,573,399	17,676,238
	就 業 延 人 数	20,604	21,176	25,332	20,720	20,160
労 働 者 派 遣	年 度 末 受 託 件 数	53	50	91	72	67
	受 託 金 額	85,976,542	92,758,037	87,576,455	95,172,641	97,608,936
	就 業 延 人 数	15,842	16,499	16,816	17,439	17,106
就 労 実 人 数	415	353	378	359	373	
就 業 率	78	65	71	67	70	
事 務 局 の 職 員	4	4	4	4	4	
助 成 額	26,000,000	26,000,000	26,000,000	26,000,000	26,000,000	
	うち 市助成額	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000

(3) 敬老金、敬老会行事、特別敬老祝金

各行政区において、77歳以上の方を対象に様々な工夫を行い、地域の特色を映した敬老会を開催しています。

敬老金は、77歳の方は5,000円、88歳の方は10,000円の敬老金が支給されます。

100歳を迎えられた方については、居住年数に応じ、誕生日に特別敬老祝金（居住年数5年未満：3万円、5年以上20年未満：10万円、20年以上：20万円）を贈呈して長寿を祝福しています。

99歳弔慰金（2万円）は99歳の方が死亡した場合、配偶者又は扶養義務者に支給されます。

敬老祝金支給状況 (単位：人)

対象者数等	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
敬 老 会 対 象 者		5,639	5,913	6,162	6,478	6,543
7 7 歳（喜寿）		600	618	594	661	534
8 8 歳（米寿）		231	227	243	247	266
特 別 敬 老 祝 金		6	9	6	14	8
9 9 歳 弔 慰 金		3	4	4	2	15

(4) シルバーヘルスプラザ

高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与しています。

なお、遠距離地域の利用者には、社会福祉協議会の車両による送迎を実施しています。

ア 施設の概要

所在地	設置年月	建物面積	敷地面積	構造
鶴ヶ谷一丁目6番3号	昭和50年4月	694.59㎡	2,430.39㎡	鉄筋コンクリート一部2階建

イ 施設内設備等

① 部屋

談話コーナー、集会室、機能訓練室、図書室、相談室、娯楽談話室、浴室

② 附属設備

ヘルストロン、マッサージ椅子、エアロバイク、カラオケ、基盤、将棋盤、麻雀卓など

ウ 利用対象者

市内に住所を置く60歳以上の方です。(市内にお住まいでも住民登録をしていなければ、利用できません)初めて利用する方は、免許証等、利用条件を証明できる物を持って施設へ来館ください。

エ 利用時間帯

施設の開放時間は午前9時30分から午後5時まで、浴室については午前10時から午後3時30分までです。

オ 休館日

日曜日及び、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月28日から翌年の1月4日までの日です。

カ 利用状況

(単位:人・回・日)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		団体利用者数	4,789	4,529	2,570	2,964
個人利用者数	男	15,947	14,080	9,025	10,114	9,492
	女	7,023	6,374	3,058	4,293	6,088
利用者数合計		22,970	20,454	12,083	14,407	15,580
1日平均利用者数		79	78	49	52	54
各種相談件数	男	101	51	35	35	57
	女	124	93	70	75	90
	計	225	144	105	110	147
相談回数		40	33	25	27	40
開館日数		290	263	249	276	291

※平成22年4月1日に老人福祉センターから名称を変更しています。

※平成28年は、地震・津波の影響により1日臨時休館

※平成31年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月から臨時休館

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月1日から5月24日まで臨時休館

(浴室利用については、6月7日まで休止)

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため8月27日から9月12日までの期間及び地震の影響により3月17日は臨時休館

(5) シルバーワークプラザ

高齢者の就労や地域活動、市民活動の情報や機会、技術や技能を提供する、高齢者活動のための施設です。なお、利用料は無料です。

ア 施設の概要

所在地	設置年月	建物面積	敷地面積	構造
中央二丁目25番1号	平成22年4月	299.35㎡	1,946.35㎡	木造平屋建

イ 講習及び教室内容

① 講習

ふすま・障子張り、塗装、植木剪定、クロス張り、ハウスクリーニングなど

② 教室

パソコン、日曜大工、手芸、俳句、レーザークラフト、折り紙など

ウ 利用対象者

市内に住所を置く60歳以上の方です。(市内にお住まいでも住民登録をしていなければ、利用できません)初めて利用する方は、免許証等、利用条件を証明できる物を持って施設へ来館ください。

エ 利用時間帯

施設の開放時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

オ 休館日

日曜日及び、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月28日から翌年の1月4日までの日です。

カ 施設の利用状況

(単位:日・人・回)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		開館日数	290	288	292	291
登録者数		2,252	2,368	2,132	2,232	2,244
技能講習	男	381	293	235	308	306
	女	170	234	201	352	350
	計	551	527	436	660	656
各種教室	男	1,112	1,102	542	618	603
	女	1,933	1,503	733	984	1,063
	計	3,045	2,605	1,275	1,602	1,666
就労相談	男	6,306	7,143	6,694	6,548	5,785
	女	1,231	1,165	1,202	1,341	1,462
	計	7,537	8,308	7,896	7,889	7,247
シルバー人材	男	831	634	449	402	452
	女	278	549	576	727	844
	計	1,109	1,183	1,025	1,129	1,296
その他	男	128	97	43	125	211
	女	128	116	53	145	164
	計	256	213	96	270	375
合計	男	8,758	9,269	7,963	8,001	7,357
	女	3,740	3,567	2,765	3,549	3,883
	計	12,498	12,836	10,728	11,550	11,240

※シルバー人材センター会員が就労相談のために施設利用した場合、平成26年度までは「シルバー人材」に分類していましたが、平成27年度からは「就労相談」に分類を変更しています。

※平成31年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月の技術講習及び各種教室を中止しました。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月1日から5月24日までの技術講習及び各種教室を中止しました。

(6) 屋内ゲートボール場

市民の健康保持及び余暇活動の充実を図る市民の福祉増進のための施設です。なお、利用料は1時間当たり200円（照明利用の場合は1時間につき300円加算）です。

ア 施設の概要

所在地	設置年月	建物面積	敷地面積	構造
鶴ヶ谷一丁目6番5号	平成4年4月	641.41㎡	900.00㎡	鉄骨造平屋建

イ 利用対象者

多賀城市民

利用する場合は、利用日の3か月前から3日前までに多賀城市シルバーヘルスプラザにて、利用申請手続きを行ってください。

ウ 利用時間帯

施設の利用可能時間は午前9時から午後5時までです。

エ 休館日

12月28日から翌年の1月4日までです。

オ 屋内ゲートボール場利用状況

(単位：日・時間・団体・人)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用日数	265	216	192	229	208
利用時間	799	656	565	670	608
利用団体数	276	218	192	229	212
利用人数	3,440	2,454	1,966	1,995	1,821

※平成31年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月から臨時休館

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月1日から5月24日まで臨時休館

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため8月27日から9月12日までの期間及び地震の影響により3月17日は臨時休館

3 施設福祉対策

生活環境及び経済的な理由で、若しくは身体上又は精神上著しい障害があるために、自宅での生活が困難な高齢者には、養護老人ホーム等の入所施設が必要です。このため、入所を希望又は必要とする高齢者が入所できるよう、設備やサービスを充実し、施設が高齢者にとって住みよい「生活の場」になるよう努めていきます。

(1) 養護老人ホーム

環境及び経済的な理由により自宅において養護を受けることが困難な65歳以上の方が、福祉事務所の措置により入所して、必要な養護を受けながら生活しています。

養護老人ホームの入所決定は、老人ホーム入所判定委員会の要否決定に基づき福祉事務所が行い、本人及び扶養義務者の収入又は所得に応じて費用が徴収されます。

(2) 特別養護老人ホーム

身体上又は精神上著しい障害があるために、自宅において介護を受けることが困難な65歳以上の方が、やむを得ない理由により介護保険を利用して介護老人福祉施設等に入所することが困難な場合、福祉事務所の措置により特別養護老人ホームに入所して、必要な介護を受けながら生活しています。

特別養護老人ホームの入所決定は、要介護認定の結果等に基づき福祉事務所が行い、本人の収入又は所得に応じて費用が徴収されます。

老人ホーム入所措置件数

(単位：件)

入所措置件数	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養護老人ホーム	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム	0	0	0	0	0

※平成30年度未入所者数1人（特別養護老人ホーム）

■ 介護保険

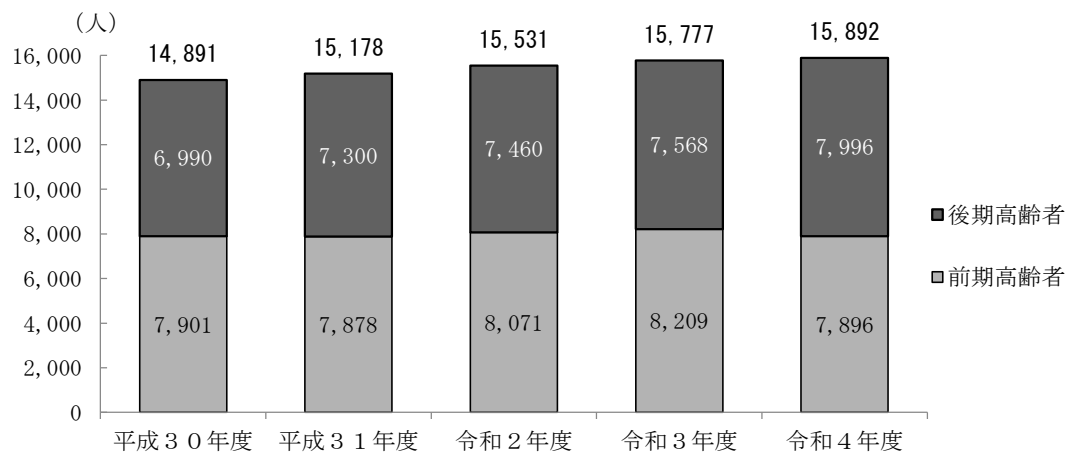
少子高齢化の時代を迎え、老後の最大の不安要因となっている高齢者介護の問題を社会全体で支えるため、平成9年12月に介護保険法が成立し、平成12年4月から介護制度が実施されました。

本市では、超高齢社会対策を市政の重要課題のひとつと位置づけ、「第8期多賀城市介護保険事業計画」に基づき、高齢者の希望や喜び、健康で生きがいに満ちた生活の実現を目指します。

1 第1号被保険者数

介護保険の被保険者は65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。

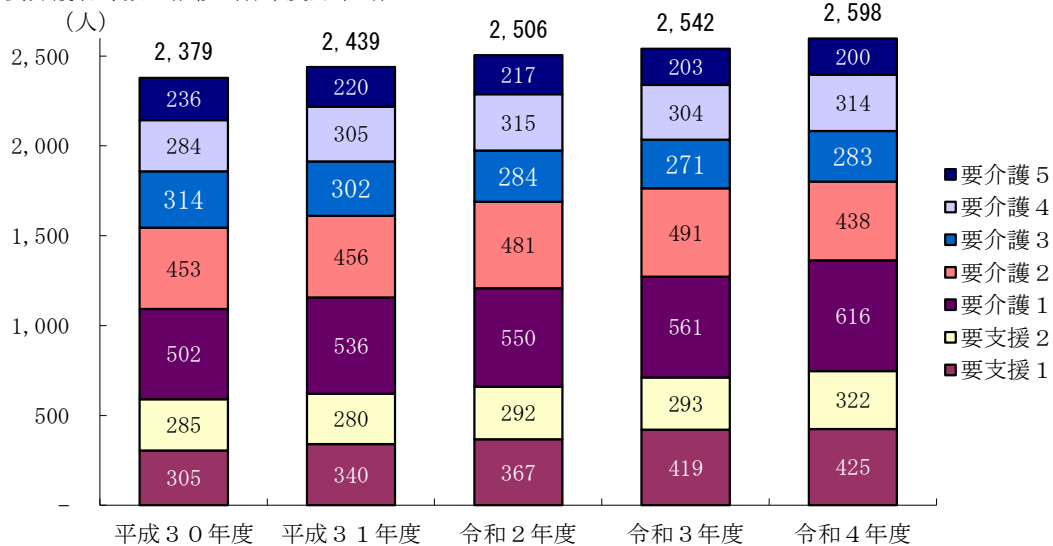
第1号被保険者数の推移（各年度月平均）



2 要介護者等

高齢者人口の増加とともに、要介護認定者数は年々増加の一途をたどっており、要介護度別にみると、要支援、要介護1・2といった軽度層の増加が顕著となっています。この傾向は、今後も続く予想されています。

要介護者等数の推移（各年度月平均）



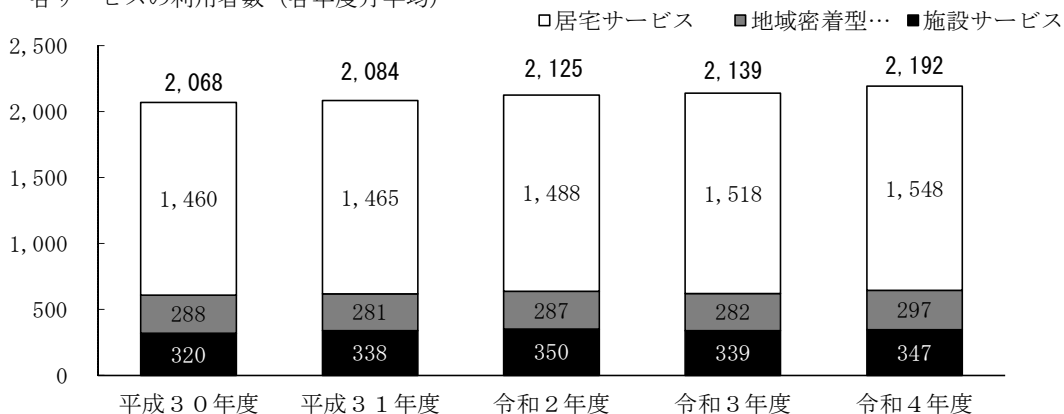
3 介護サービス（月平均）

（単位：人）

種類	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	居宅（介護予防）サービス		4,048	4,086	4,099	4,213
訪問サービス		835	840	846	915	949
訪問介護		279	280	265	282	283
訪問入浴介護		42	40	44	45	43
訪問看護		160	172	189	201	215
訪問リハビリテーション		30	25	31	36	34
居宅療養管理指導		324	323	317	351	374
通所サービス		812	822	806	780	765
通所介護		580	595	598	581	581
通所リハビリテーション		232	227	208	199	184
短期入所サービス		168	167	145	154	149
短期入所生活介護		144	148	129	138	131
短期入所療養介護（老健）		17	15	14	13	16
短期入所療養介護（病院等）		7	4	2	3	2
短期入所療養介護（介護医療院）		0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス		891	903	927	963	974
福祉用具貸与		869	880	907	942	952
福祉用具購入		12	13	12	11	14
住宅改修		10	10	8	10	8
特定施設入所者生活介護		60	64	64	65	77
介護予防支援・居宅介護支援		1,282	1,290	1,311	1,336	1,343
地域密着型（介護予防）サービス		290	287	288	283	297
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		21	23	25	22	21
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護		100	106	113	116	111
小規模多機能型居宅介護		43	36	36	32	37
認知症対応型通所介護		28	30	30	28	30
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	13
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		18	17	17	18	19
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		80	75	67	67	66
施設サービス		320	338	350	339	347
介護老人福祉施設		115	129	135	136	139
介護老人保健施設		201	205	210	198	203
介護療養型医療施設		4	4	4	5	1
介護医療院		0	0	1	0	4

※上記のサービスをひとりの方が複数利用している場合は、それぞれにカウントしています。

各サービスの利用者数（各年度月平均）



4 介護給付費及び介護保険料

(1) 給付費の推移

(単位：千円)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	居宅介護サービス等給付費		1,506,001	1,541,503	1,560,810	1,611,993
地域密着型サービス等給付費		601,005	608,664	642,669	664,143	691,090
施設介護サービス等給付費		991,105	1,061,949	1,140,984	1,123,330	1,166,412
居宅介護サービス等計画給付費		193,935	194,864	198,750	206,906	209,465
審査支払手数料		3,565	3,778	3,968	3,897	3,990
高額介護サービス費		73,542	84,266	92,227	88,572	90,664
高額医療合算介護サービス費		8,278	11,408	15,459	15,362	13,240
特定入所者介護サービス費		97,880	104,241	111,716	89,926	76,791
合計		3,475,311	3,610,673	3,766,583	3,804,129	3,856,323

(2) 保険料収納状況

(単位：千円・%)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	現年度分	調定額	1,006,151	1,004,659	1,007,273	1,019,553
収納額		999,705	998,592	1,001,733	1,016,830	1,022,742
収納率		99.36	99.40	99.45	99.73	99.68
滞納繰越分	調定額	13,355	11,872	11,147	9,761	9,235
	収納額	5,333	4,396	4,876	3,589	2,748
	収納率	39.93	37.03	43.74	36.77	29.76

5 低所得者対策

(1) 利用者負担軽減

介護保険事業の運営を健全かつ円滑に行うために、制度実施以前から社会福祉法人が行うホームヘルプサービスを利用していただいていた低所得者世帯高齢者及び身体障害者を対象に利用者負担を軽減する施策などを実施し、制度の普及を図っています。

利用件数等の推移

(単位：件・千円)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	身障ホームヘルプ利用者	年間利用件数	0	0	0	0
年間負担軽減費		0	0	0	0	0
社会福祉法人等による軽減	年間負担軽減費	128	79	166	160	403

6 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターは、地域包括ケアを支える中核機関として、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントといった機能を担い、どのようなサービスを利用したらよいか分からない市民に対して、そのニーズに適切に対応できるいわゆるワンストップサービスの拠点となります。

職員は、保健師（又は看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種で構成されており、現在西部・中央・東部の3つの地域包括支援センターを設置し、委託により運営しています。

地域	委 託 先
西部	社会福祉法人千賀の浦福祉会
中央	社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会
東部	アースサポート株式会社

(1) 総合相談事業

(単位：件)

区分		年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談 件数	訪問		766	764	1,258	1,550	1,725
	電話		999	1,083	1,918	2,395	2,294
	来所		536	429	523	625	538
	その他		0	0	0	0	0
	小計		2,301	2,276	3,699	4,570	4,557
相談 内容	介護保険制度		1,120	1,156	1,806	2,080	2,091
	住宅改修・福祉用具相談		128	190	259	281	280
	高齢福祉関係		93	151	194	167	145
	施設入所関係		122	131	278	277	312
	在宅介護に関すること		329	429	544	770	720
	保健医療関係		498	595	1,091	1,425	1,475
	権利擁護・成年後見関係		62	114	192	155	111
	認知症に関すること		315	310	519	685	665
	経済的及び生活支援関係		233	371	569	657	766
	身的・知的・精神障害関係		65	78	146	278	216
	代行申請		255	220	382	406	488
	苦情相談 ※1		-	-	-	-	-
	小計		3,220	3,745	5,980	7,181	7,269
介護 保険	介護認定受付数		2,247	1,976	1,605	2,220	2,281
	介護認定調査数		2,171	1,902	1,516	2,016	2,208
事業対象者 ※2			164	180	213	247	257

※1「苦情相談」は、各項目の相談等と一体的に受けることが多く、苦情としての分類が困難なことから、平成29年度からは、主たる相談件数のみ集計することとしました。

※2介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、新たに導入された「基本チェックリスト」による判定の結果、生活機能の低下が認められ、介護予防・生活支援サービスの利用が必要と判断された人

(2) 地域包括支援センター運営協議会

(単位：回)

区分		年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数			3	3	4	2	3

(3) ケアマネジャー連絡会議

(単位：回・事業所・人)

年度 区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	4	4	3	4	3
事業所数	154	149	52	96	94
参加者数	228	283	100	130	135

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度は参加人数を制限して実施しました。

7 介護予防・日常生活支援総合事業

平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下：「総合事業」という。）を開始しました。総合事業は、介護予防給付の一部である「（介護予防）訪問介護」及び「（介護予防）通所介護」を地域の実情に応じた取組みができる地域支援事業に移行し、「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス事業」から構成されます。

(1) 一般介護予防事業

第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる方を対象に広く実施します。

ア 介護予防普及啓発事業

地域において介護予防活動が広く普及啓発され、高齢者が介護予防に関する正しい知識・技術を習得し、又自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組みが実施される地域社会の構築を目指します。

①健康ストレッチ教室

(単位：回・人)

年度 区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	192	176	75	138	144
参加実人数	267	249	125	181	188
参加延人数	5,214	4,381	883	1,702	1,928

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、平成31年度～令和3年度の教室は一部中止や変更をしました。

②筋運アップ教室

(単位：回・人)

年度 区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	48	44	36	45	48
参加実人数	74	73	47	59	58
参加延人数	740	695	395	596	675

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、平成31年度～令和3年度の教室は一部中止や変更をしました。

③介護予防出前講座

(単位：回・人)

年度 区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	19	12	2	5	13
参加延人数	445	313	27	104	193

④その他の介護予防教室

(単位：回・人)

年度 区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内容					J-POP ダンス
開催回数					16
参加実人数					46
参加延人数					165

イ 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を支援します。

①介護予防サポーター養成講座 (単位：回・人)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講座回数	7	7	7	7	7
参加実人数	18	16	10	12	17
参加延人数	100	102	53	78	100
修了者数	14	16	10	12	15

②介護支援ボランティア活動ポイント事業 (単位：施設・人・時間)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定受入機関数	19	20	20	20	19
登録者数	106	119	125	121	117
活動者数	54	55	11	1	2
活動時間	2,664	3,266	677	274	282

③その他の事業 (単位：団体・回・人・円)

事業名	年度	対象	区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域介護予防活動 スタートアップ事業		住民主体の介護予防活動を行いたい団体	団体数	2	0	1	1
			総支援回数	15	0	5	3
			参加延人数	252	0	78	33
いきいきシニアの介護予防活動促進事業		介護予防に資する住民運営の通いの場	団体数	17	9	13	16
			補助金額	1,351,201	462,061	747,212	1,090,000
住民サロン立ち上げ事業※		住民主体のサロン活動を行いたい団体	団体数	1	0	0	0
			総支援回数	1	0	0	0
			参加延人数	10	0	0	0

※平成29年度から開始しています。

ウ 地域リハビリテーション活動支援事業

「地域ケア会議」「通所・訪問事業所」「サービス担当者会議」のほか、介護予防活動を行う「住民運営の通いの場」などに、リハビリテーション専門職を派遣し、自立支援の理念に基づく技術的助言を行い、介護予防の機能強化を図ります。

(単位：団体・回・人)

対象	区分	年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
各種会議・介護予防ケアマネジメント	総支援回数	0	1	0	6	4
	参加延人数	0	1	0	9	8
住民運営の通いの場	団体数	10	8	10	1	7
	総支援回数	37	17	8	1	7
	参加延人数	787	348	133	35	130

※平成29年度から開始しています。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で、要支援1又は2の判定を受けた人、または事業対象者（33ページ下段参照）が利用できます。

ア 訪問型サービス

①従来介護予防訪問介護サービス（みなし移行）（単位：回）

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防訪問介護		9,125	8,814	8,380	9,929	10,277

②軽度生活援助サービス事業（単位：人・回・時間）

利用者数等	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実人数		23	23	24	18	15
利用回数		987	933	806	811	663
利用時間		985	928	770	787	645

イ 通所型サービス

①従来介護予防通所介護サービス（みなし移行）（単位：回）

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防通所介護		20,575	20,379	20,585	22,372	24,024

②短期集中予防サービス事業（単位：人・回）

登録者数等	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実人数		4	2	0	5	14
利用延人数		16	5	0	21	65
利用回数		60	17	0	81	240

ウ その他の生活支援サービス

①認知症高齢者見守り支援サービス事業（単位：人・回・時間）

利用者数等	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用実人数		0	0	0	1	0
利用回数		0	0	0	4	0
利用時間		0	0	0	4	0

※平成29年度から開始しています。

エ 介護予防ケアマネジメント事業

地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送れるようケアプランを作成します。

（単位：人・件）

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数		266	281	276	305	341
利用件数		3,331	3,284	3,224	3,571	3,835

8 生活支援体制整備事業

当該事業は、総合事業と一体的に取り組み、地域の支え合い体制を構築するために、新たに創設されました。

地域住民や関係者のネットワーク化を図るため、地域住民等が自らできること等を話し合う場として「協議体」を設置し、地域資源の発掘や人材育成、協議体開催等の役割を担う「生活支援コーディネーター」を配置することとされています。

本市では、市内3箇所に設置している地域包括支援センターに「生活支援コーディネーター」を配置し、各担当エリアを第2層として位置付け、活動を行っています。

この第2層のエリア毎に設置した協議体で話し合われた内容や提案を市域全体として考えるため、多賀城市地域包括支援センター運営協議会を第1層協議体に位置付け、必要の都度、話し合いを行うこととしております。

また、地域における支え合い体制を整備するために、地域に存在する自然な支え合い活動を見つけ出し、広めることで、その重要性に気付き、活動を始めるきっかけとしてもらえるように、その活動を発表するための取り組みを実施しています。

(1) 第1層協議体の開催

(単位：回・人)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	開催回数		1	1	1	1
参加延人数		9	8	8	10	10

(2) 生活支援コーディネーター活動実績

ア 西部地域

(単位：件・回)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	地域資源及び地域ニーズの把握		24	32	34	21
第2層協議体の開催		51	57	70	69	57
資源開発(※)件数		4	3	2	3	4

イ 中央地域

(単位：件・回)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	地域資源及び地域ニーズの把握		10	8	23	18
第2層協議体の開催		12	11	9	9	11
資源開発(※)件数		0	0	0	0	0

ウ 東部地域

(単位：件・回)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	地域資源及び地域ニーズの把握		9	21	2	40
第2層協議体の開催		15	22	8	10	12
資源開発(※)件数		2	3	1	0	0

※資源開発…地域に不足するサービスや支援の創出、元気高齢者等が担い手として活動する場の確保、資源開発に向けた関係者間の情報共有、地域の支援ニーズとのマッチング等

(3) その他の活動

それぞれの地域で行われている自然な支え合い活動を「お宝」と称し、その活動の持つ意味や効果について、理解を広めるため、地域住民等を対象とした講座及び発表会等を開催しました。

(単位：回・人)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	開催回数		3	3	4	4
参加延人数		284	278	256	186	325

9 認知症施策推進事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために医療、介護及び生活支援サービスが連携したネットワークを構築し、相談体制や認知症の早期診断、治療体制の充実を図ります。

また、認知症ガイドブック（認知症ケアパス）を関係機関等へ配置し、認知症の状態に応じた支援や医療・介護サービスについての周知を図ります。

(1) 認知症地域支援推進員の配置

医療機関や介護事業所等との連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うため、認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置しました。

ア 各地域包括支援センターへの配置状況 (単位：人)

	西 部	中 央	東 部	合 計
配 置 人 数	4	3	3	10

イ 認知症に関する相談（認知症地域支援推進員配置後） (単位：件)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
西 部	147	164	215	204	203
中 央	77	61	134	134	197
東 部	91	85	170	338	265
合 計	315	310	519	676	665

(2) 認知症初期集中支援チームの設置

認知症の人やその家族に早期に関わるため、平成30年度から専門医、保健師、看護師、社会福祉士等の複数の専門職による「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の強化を図りました。

(単位：回・件)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
チーム員会議の開催回数	6	5	4	4	3
支援チームによる対応件数	2	2	1	1	1

※「チーム員会議」では、ケース事例や支援が必要となった際の対応方法等について検討し、情報共有を図ります。

(3) 多賀城市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の配布

認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の状態に応じた支援や医療・介護サービスを分かりやすく知ってもらうために平成27年度に作成した多賀城市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の内容を更新し、介護福祉課窓口、各地域包括支援センター、医療機関等へ配置し、普及啓発に努めました。

(単位：箇所・部)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配置箇所（施設等）数	88	101	100	99	114
配 布 部 数	1,823	1,912	2,040	1,814	2,290

10 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療機関と介護事業所の連携を推進し、体制の構築を目指します。

(1) 合同研修会の開催

医療・介護・福祉の連携を図るため、塩釜医師会及び二市三町合同で医療・介護従事者向けの研修会を企画・開催しました。

(単位：回・人)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数		2	2	0	0	0
参加延人数		312	310	0	0	0

*令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施していません。

(2) 医療・介護連携推進会議の開催

二市三町内のケアマネジャー、在宅患者訪問を行っている薬局薬剤師、医療連携室ソーシャルワーカー等を対象に医療・介護連携推進会議（研修会）を開催しました。

(単位：回・人)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数		1	2	1	1	1
参加延人数		94	149	32	61	34

(3) 普及啓発に関する取り組み

年度	取り組み内容
令和2年度	「二市三町医療機関・介護サービス一覧」の専用ホームページに掲載した内容の更新
令和3年度	「二市三町医療機関・介護サービス一覧」の専用ホームページに掲載した内容の更新
令和4年度	在宅医療と介護マップの更新作成に向けた地域包括医療職との打ち合わせ

11 任意事業

(1) 成年後見事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、成年後見制度による成年後見人等の支援が必要とされる場合に制度利用に係る申立ての支援を行っています。

(単位：件)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成年後見制度相談件数		29	88	103	92	62
市長申立て件数		4	0	1	1	1

(2) 認知症サポーター養成事業

本人や家族が認知症になっても安心して地域で生活できるよう、市民や市内の企業等が認知症に対する正しい知識や具体的な対応方法を学び、地域の理解者増やすことを目的に認知症サポーター養成講座を開催しています。

(単位：回・人)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講座開催回数		17	13	10	10	14
受講人数		591	481	111	163	191
受講人数（累計）		3,070	3,551	3,662	3,825	4,016

■ 児童の福祉

児童福祉は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されることを目指し、すべての子育て家庭における児童の養育支援を推進しています。

①児童（0歳児から18歳未満）人口の推移（各年3月31日現在）（単位：人）

区分	年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
男		5,384	5,722	5,360	5,215	5,136	5,146
女		5,019	5,298	4,900	4,828	4,761	4,767
計		10,403	11,020	10,260	10,043	9,897	9,913

②就学前児童数（令和5年3月31日現在）（単位：人）

区分	年	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男		250	245	232	258	284	285	1,554
女		236	221	272	233	267	252	1,481
計		486	466	504	491	551	537	3,035

1 家庭相談事業

家庭内の子育てに関する不安やDV、離婚などの悩みを持つ方の相談に家庭児童相談員3名が対応しています。

また、要保護児童の通告を受け、必要な調査及び指導を行います。

①相談種類別件数の推移（単位：件）

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養護相談	児童虐待相談	149	143	165	154	144
	その他の相談	64	70	56	61	40
保健相談		0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	0	1	1	0	0
	視聴覚障害相談	1	1	0	0	0
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	0	0	0	0	0
	知的障害相談	3	0	0	0	0
	自閉症等相談	1	6	8	6	1
非行相談	ぐ犯行為等相談	1	2	2	1	2
	触法行為等相談	0	0	1	1	0
育成相談	性格行動相談	10	10	14	12	11
	不登校相談	7	3	3	3	3
	適性相談	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	6	16	8	6	3
その他の相談		32	32	31	10	14
計		274	284	289	254	218

②成人相談件数の推移（単位：件）

		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
D	V	15	13	23	22	23
離	婚	30	20	22	26	26
メ	ン	2	1	1	5	9
経	済	13	15	16	12	8
そ	の	18	17	24	24	19
	他					
計		78	66	86	89	85

2 多賀城市要保護児童対策地域協議会

福祉、教育、警察、民間支援団体などの関係機関が参加・連携して要保護・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な監護のための支援・保護の方策を協議します。

①会議の開催回数 (単位：回)

区分 \ 年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個別ケース会議	52	52	56	50	70
実務者会議	9	3	2	1	3
代表者会議	1	1	1	1	1

②講演会・研修会の開催 (単位：人)

実施日	講演会・研修会	内容	参加人数
5月24日	子ども・子育て支援者研修会	児童虐待における初期対応について	24
11月1日	児童虐待防止講演会	子どもアドボカシーを知ろう ~子どもの声を主体とした関わり方~	40
1月24日	子ども・子育て支援者研修会	ヤングケアラーの現状と課題について	118
2月10日	子ども・子育て支援者研修会	児童虐待における初期対応について (事例検討)	12

3 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。

母子生活支援施設入所措置費の推移 (単位：件・円)

区分 \ 年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	3	3	2	0	0
措置費	0	0	0	0	0

4 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、安心安全に出産できるように支援します。

助産施設入所措置費の推移 (単位：件・円)

区分 \ 年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	2	3	2	2	2
措置費	1,169,558	1,572,000	822,236	1,103,624	1,470,450

5 児童手当・特例給付

次世代の社会を担う児童一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの児童を養育している方に支給しています。

①受給者及び延べ児童数の推移

(単位：人)

区分		年度					
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
被用者	3歳未満	受給者数	1,144	1,105	1,063	985	943
		延べ児童数	14,840	14,775	14,026	13,027	12,252
	3歳以上小学校修了前	受給者数	2,631	2,699	2,700	2,660	2,643
		延べ児童数	44,705	45,493	46,178	45,438	45,441
	小学校修了後中学校修了前	受給者数	1,038	1,088	1,125	1,089	1,026
		延べ児童数	13,474	14,064	14,388	14,389	13,568
非被用者	3歳未満	受給者数	139	127	123	124	126
		延べ児童数	1,944	1,713	1,572	1,630	1,655
	3歳以上小学校修了前	受給者数	413	394	364	386	383
		延べ児童数	7,493	6,637	6,243	6,499	6,636
	小学校修了後中学校修了前	受給者数	200	195	174	177	160
		延べ児童数	2,743	2,565	2,374	2,207	2,060
特定施設入所等児童		受給者数	4	3	1	2	2
		延べ児童数	60	56	51	63	42
特例給付	3歳未満	受給者数	16	17	21	21	19
		延べ児童数	240	227	225	293	257
	3歳以上小学校修了前	受給者数	117	103	115	127	79
		延べ児童数	1,925	1,705	1,789	1,967	1,493
	小学校修了後中学校修了前	受給者数	108	100	98	72	45
		延べ児童数	1,359	1,339	1,266	1,016	654
合計		受給者数	5,810	5,831	5,784	5,643	5,426
		延べ児童数	88,783	88,574	88,112	86,529	84,058

②支給額の推移

(単位：千円)

区分		年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被用者	3歳未満	222,600	221,625	210,390	195,405	183,780
	3歳以上小学校修了前	473,300	481,855	488,650	480,270	480,365
	小学校修了後中学校修了前	134,740	140,640	143,880	143,890	135,680
非被用者	3歳未満	29,160	25,695	23,580	24,450	24,825
	3歳以上小学校修了前	80,070	70,820	67,050	69,610	71,060
	小学校修了後中学校修了前	27,430	25,650	23,740	22,070	20,600
特定施設入所等児童		600	560	510	630	420
特例給付	3歳未満	1,200	1,135	1,125	1,465	1,285
	3歳以上小学校修了前	9,580	8,525	8,945	9,835	7,465
	小学校修了後中学校修了前	6,795	6,695	6,330	5,080	3,270
合計		985,475	983,200	974,200	952,705	928,750

6 児童扶養手当

ひとり親家庭の場合で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害がある場合は20歳未満）を養育している方に支給しています。

平成22年8月1日から、父子家庭も支給対象となりました。

平成26年12月から、児童扶養手当と公的年金給付等の併給が一定の条件により可能になりました。

①受給者数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

年		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給理由	離婚	529	512	508	494	499	474
	死亡	2	1	2	2	3	2
	遺棄	1	0	0	0	0	0
	未婚	53	56	59	57	53	54
	障害者世帯	2	2	2	2	3	4
	その他	16	17	14	14	11	12
全部停止者		73	82	69	70	73	71
受給資格者合計		676	670	654	639	642	617

②支給月数及び支給額の推移

（単位：月・円）

年度		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全部支給	支給月数	3,839	5,318	4,246	4,166	4,001
	支給額	162,945,820	227,600,880	183,165,860	179,804,560	172,354,660
一部支給	支給月数	3,423	3,588	3,000	2,953	2,908
	支給額	101,371,410	104,838,540	88,139,570	87,618,860	86,188,120
第2子加算	支給月数	3,001	3,447	2,902	2,803	2,707
	支給額	28,059,050	32,920,400	27,970,020	27,018,620	26,016,710
第3子加算	支給月数	967	1,108	950	983	926
	支給額	5,645,690	6,567,160	5,592,750	5,872,580	5,512,180
13条の2	支給月数	28	30	45	73	92
	支給額	405,800	562,610	1,233,220	2,063,280	2,296,470
13条の3	支給月数	134	154	78	55	36
	支給額	2,661,920	3,070,780	1,516,520	1,165,250	844,680
合計	支給月数	11,392	13,645	11,221	11,033	10,670
	支給額	301,089,690	375,560,370	307,617,940	303,543,150	293,212,820

※13条の2：年金受給による支給制限

※13条の3：支給開始より5年または7年経過により、1/2への支給制限（規定書類の提出がない場合）

※13条の2、13条の3について、平成29年からの掲載理由は、当該年度から国への報告が加わったため

7 特別児童扶養手当

身体又は精神に中度以上の障害のある20歳未満の児童を監護している父か母又は父母に代わって児童を養育している方に支給しています。

①支給月額の推移（各年4月1日現在）

（単位：円）

年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級（重度）	51,700	52,200	52,500	52,500	52,400	53,700
2級（中度）	34,430	34,770	34,970	34,970	34,900	35,760

②受給者数及び対象児童数の推移

(単位：人)

年	度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
対象児童合計		167	165	176	171	188	
対象児童 障害 区分	身体障害(外部)	肢 体	13	14	15	13	15
		視 覚	1	1	1	1	1
		聴 覚	6	4	5	5	5
		平 衡	0	0	0	0	0
		音 声	0	0	0	0	0
		咀 嚼	0	0	0	0	0
		欠 損	0	0	0	0	0
		機 能	0	0	0	0	0
	身体障害(内部)	内 部	6	7	6	9	10
	精神障害 区分	知 的 精 神	140	138	148	141	156
61			57	65	64	72	
重 複 併 合	1	1	1	2	2		
受給者数		154	155	157	167	178	

8 小学校入学応援事業

対象児童(4月に小学校に入学し、5月1日時点で市内に住所を有する第3子以降の児童)を監護している保護者に対し、対象児童1人当たり3万円の多賀城・セヶ浜スタンプ会共通商品券を贈呈しています。

令和2年度から、市内で生産・販売等が行われている入学祝品を給付しています。

受給者数及び支給額の推移

(単位：人・円)

年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	85	77	77	79	84
支給額	2,550,000	2,310,000	2,310,000	2,370,000	2,520,000

9 健全育成対策

(1) 児童館・児童センター

児童館・児童センターは、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童が地域の中で様々な人と関わりを持ち、社会性と協調性を培いながら心身ともに健やかに育成すること及び親子や親同士が交流できる場を提供することを目的としています。

平成28年度から特定非営利活動法人「MIYAGI子どもネットワーク」の指定管理による運営を行っています。

①施設の概要(令和5年4月1日現在)

(単位：人・㎡)

施設名	館長	副館長	主任	常勤職員	非常勤職員	所在地	認可設置年月	建物面積	敷地面積
鶴ヶ谷児童館	1	1	1	1	1	鶴ヶ谷1丁目10-5	昭和49年7月	469.93	1,645.80
西部児童センター	1	1	1	1	1	新田字下1-1	平成2年4月	697.05	2,894.00

②児童館・児童センター利用状況

(単位：人・日)

区分		年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
乳幼児	鶴ヶ谷児童館	3,594	2,736	1,188	1,314	2,488
	西部児童センター	2,357	1,694	899	973	838
小学生	鶴ヶ谷児童館	3,569	2,087	980	1,584	2,104
	西部児童センター	3,552	794	195	470	1,704
中高生	鶴ヶ谷児童館	261	269	139	150	305
	西部児童センター	315	351	218	206	277
一般	鶴ヶ谷児童館	2,987	2,279	974	1,266	2,320
	西部児童センター	2,327	1,828	863	893	897
行事参加	鶴ヶ谷児童館	3,801	3,816	2,118	3,272	3,039
	西部児童センター	4,506	3,708	1,568	1,836	3,359
合計	鶴ヶ谷児童館	14,212	11,187	5,399	7,586	10,256
	西部児童センター	13,057	8,375	3,743	4,378	7,075
開館日数	鶴ヶ谷児童館	290	265	244	290	293
	西部児童センター	290	265	240	278	288

(2) 児童遊園

児童に健全な遊び場を与え、健康を推進し、情操を豊かなものにするため設置しています。

児童遊園の状況 (令和5年4月1日現在)

(単位：㎡)

学級名	所在地	敷地面積	備考
鶴ヶ谷児童遊園	鶴ヶ谷1丁目10-5	1,141.85	鶴ヶ谷児童館敷地
西部児童遊園	新田字下1-1	1,420.00	西部児童センター敷地

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者の就労等により昼間家庭において保護を受けることができない多賀城市立小学校の児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

①放課後児童クラブ設置状況 (令和5年4月1日現在)

(単位：人・㎡)

クラブ	所在地	設置年月	定員	専用区面積	備考
多賀城小第一	伝上山1丁目1-1	昭和48年5月	40	88.78	多賀城小学校地内
多賀城小第二		平成23年7月	40	53.76	
多賀城小第三		平成28年4月	40	94.20	
多賀城東小第一	笠神5丁目8-1	昭和48年5月	40	151.44	多賀城東小学校地内
多賀城東小第三		平成29年4月	40		
多賀城東小第二		平成28年4月	40		
山王小第一	新田字下1-1	昭和56年5月	40	93.47	西部児童センター内
山王小第二	新田字中13	平成29年7月	40	151.15	山王小学校地内
山王小第三		平成29年7月	40		
山王小第四	新田字下1-1	令和2年4月	40	46.83	西部児童センター内
天真小第一	鶴ヶ谷2丁目21-5	昭和49年4月	40	86.18	天真小学校地内 (令和4年4月移転)
天真小第二		平成28年4月	40	53.74	天真小学校地内
城南小第一	城南1丁目17-1	昭和54年5月	40	246.88	城南小学校地内
城南小第二		平成22年4月	40		
城南小第三		平成29年4月	40		
城南小第四		平成29年4月	40		
八幡小第一	八幡字六貫田172	昭和58年4月	40	109.21	多賀城八幡小学校地内
八幡小第二		平成28年4月	40	57.82	
合計			720		

②放課後児童クラブ利用状況（各年4月1日現在）

（単位：学級・人）

年 区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
学級数	17	17	18	18	18	18
定員	0	680	720	720	720	720
在籍数	856	906	958	924	990	1,019

10 子育て支援対策

(1) 子育てサポートセンターの設置

育児不安等についての相談指導や育児講座等、子育て支援事業の企画及び運営などを行い、きめ細かな子育て支援を実施しています。

①子育てサポートセンターの状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人・㎡）

所長	センター長	主任	子育て支援員 (子育てコンシェルジュ)	所在地	開所年月	延床面積
1	1	1	11	2 中央二丁目8番1号	平成14年4月	507.89

※子育てコンシェルジュは再掲

※子育てサポートセンターは、平成28年4月1日に、多賀城駅北ビルB棟2階に移転しました。

※平成28年4月1日から、子育てサポートセンター運営業務を、社会福祉法人富谷福祉会に委託しました。

②利用状況

（単位：日・人）

月	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	開館日数	利用者数	開館日数	利用者数	開館日数	利用者数	開館日数	利用者数	開館日数	利用者数
4月	26	2,826	26	2,771	0	17	25	1,480	26	1,285
5月	24	2,626	26	2,685	6	153	27	1,833	26	1,495
6月	26	3,083	26	3,079	26	1,066	25	1,970	25	2,054
7月	26	3,684	25	3,111	25	1,278	26	2,396	26	2,078
8月	25	2,904	26	3,056	26	1,385	26	2,019	25	1,612
9月	24	3,223	24	3,203	25	1,332	23	1,239	24	2,080
10月	25	2,991	25	3,085	27	1,523	27	2,487	26	1,965
11月	24	3,068	24	3,010	25	1,896	26	2,459	24	1,846
12月	22	2,475	23	2,577	23	1,866	23	2,213	24	2,032
1月	22	2,544	22	3,066	22	2,191	21	1,918	23	2,325
2月	23	2,578	24	2,826	23	2,435	23	1,181	22	2,423
3月	26	3,773	1	68	25	2,248	24	1,641	26	2,741
合計	293	35,775	272	32,537	253	17,390	296	22,836	297	23,936

③事業開催状況

（単位：回・人）

平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
195	6,935	166	5,410	124	2,942	216	5,089	234	5,937

④一時預かり事業

（単位：人）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	878	676	837	808	614
登録者数	359	440	302	377	353
一日平均利用者数	2.9	2.2	2.8	2.7	2.1

※平成28年度からの新規事業

(2) 子育てひろば事業

効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう、鶴ヶ谷児童館及び西部児童センターにおいて実施しています。

子育てひろば事業実施状況

(単位：回・組)

施設名	平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
鶴ヶ谷児童館	104	1,116	99	1,007	127	1,115	211	1,927
西部児童センター	79	1,141	65	535	94	973	104	802
合計	183	2,257	164	1,542	221	2,088	315	2,729

1.1 ファミリーサポート事業

仕事と子育てを両立できる環境整備と、地域での子育てを互いに支え合う体制づくりを推進し、安心安全な子育てを支援します。

会員数・利用件数の推移

(単位：人・件)

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
担当職員	2	2	2	2	2
利用会員	238	230	221	217	211
協力会員	83	86	81	85	81
両方会員	33	33	44	44	10
利用・活動件数	1,473	1,523	2,058	1,973	1,781

※平成29年4月1日から、ファミリー・サポート・センター事業運営業務を、社会福祉法人富谷福祉会に委託しました。

1.2 赤ちゃんほっとステーション

乳幼児を連れた保護者が、外出中におむつ交換や授乳などで気軽に立ち寄れる公共施設や民間施設等を「赤ちゃんほっとステーション」として登録し、広く公表しています。

実施事業数・参加人数の推移

(各年3月31日現在)

年 度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録施設等箇所数	38	39	37	39	41



■ 保育事業

保育の必要性のあるお子さんに対し、質の高い教育・保育の提供を通じて、健やかな発達を支援します。また、保護者の多様な保育ニーズを踏まえ、保育体制の整備を図ります。

1 教育・保育施設等

平成27年4月施行の子ども・子育て支援制度に伴い、保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園を総称して「教育・保育施設等」としています。

教育・保育施設等のうち、保育所、認定こども園、地域型保育事業が、保護者の就労又は疾病その他の事由により、保育の必要性について認定を受けた未就学児童が利用できる施設です。

変動する社会情勢を反映し、保育需要の多様化が進んでいますが、これに対応できるよう施設整備の充実と保育内容の向上に努めています。

①教育・保育施設等状況（令和5年4月1日現在）※幼稚園を除く（単位：所・人・㎡）

種別	設置運営	施設名	定員	対象年齢	所在地	設置認可年月	延床面積	敷地面積
保育所	公設公営	志引保育所	90	生後3か月以上就学前まで	東田中2丁目30-8	昭和52年4月	604.26	1,649.97
		八幡保育所	90	生後3か月以上就学前まで	八幡2丁目3-13	昭和54年4月	618.03	2,205.70
		桜木保育所	60	生後3か月以上就学前まで	桜木2丁目4-2-206	平成27年4月	717.10	16,814.77
	民設民営	多賀城泉保育園	80	生後2か月以上就学前まで	伝上山3丁目10-25	昭和22年5月	616.86	1,260.83
		大代保育園	80		大代1丁目4-3	平成12年4月	602.07	773.15
		浮島保育所	100		浮島2丁目10-1	平成18年3月	824.00	2,042.23
		あかね保育所	100		新田字下207	平成23年4月	962.30	2,048.00
		下馬みどり保育園	60		下馬1丁目10-4	平成23年4月	586.20	1,519.06
		多賀城はるかぜ保育園	90		高橋4丁目1-6	平成24年5月	970.60	1,180.34
		つめ草保育園	60		南宮字町73-3	平成26年10月	699.95	1,020.67
アルシュ多賀城保育園	60	中央2丁目8-1	平成28年4月	665.45	1,731.00			
くりの木保育園	50	生後2か月以上就学前まで	東田中1丁目23-15	令和3年4月	484.72	1,242.00		
認定こども園	民設民営	多賀城東幼稚園・あずま保育園	80	生後6か月以上就学前まで	浮島1丁目13-5	平成27年4月	751.00	1,495.21
		多賀城パンピの丘こども園	60	生後2か月以上就学前まで	新田字北1-3	令和3年4月	1,140.00	1,142.00
		認定こども園 ドリームチルドレン	66	生後2か月以上就学前まで	高崎1丁目6-19	令和3年4月	511.27	998.57
		日本国際学園大学 笠神認定こども園	75	生後2か月以上就学前まで	笠神5丁目10-33	令和3年4月	798.29	2,960.20
		山王こども園	80	生後2か月以上就学前まで	山王字山王三区58	令和3年4月	739.91	2,079.00
		日本国際学園大学 せいがん幼稚園	9	3歳以上就学前まで	新田字下216	令和4年4月	1,674.00	5,292.00
		幼保連携型認定こども園 つむぎ野	82	生後2か月以上就学前まで	鶴ヶ谷1丁目11-2	令和5年4月	863.23	2,248.46
小規模保育事業所	民設民営	おおぞら保育園	12	生後6か月以上2歳まで	高崎1丁目21-1	平成27年4月	162.30	728.10
		メーデルキッズ保育園	12	生後6か月以上2歳まで	東田中2丁目40-32-204	平成27年4月	81.45	2,828.22
		明月託児所	12	生後2か月以上2歳まで	明月1丁目7-10	平成27年4月	142.15	142.15
		もりのなかま保育園 多賀城高橋園	12	生後3か月以上2歳まで	高橋4丁目19-8	平成28年4月	257.94	414.27
		保育園れいんぼーなーさりー 多賀城高橋館	12	生後2か月以上2歳まで	高橋3丁目4-24	平成28年4月	142.50	739.52
		きらり保育園多賀城	12	生後2か月以上2歳まで	新田字後8-2	平成28年4月	154.09	546.90
		保育園ドリーム リトルチルドレン	12	生後2か月以上2歳まで	八幡3丁目11-3 1階	令和2年4月	199.70	770.63
事業	民設民営	まめまめ保育園	15	生後3か月以上2歳まで	桜木2丁目2-22	平成28年4月	151.50	1,962.69

※定員は、利用定員を記載

※認定こども園には、2号3号認定子どもの定員を記載

※「事業」は事業所内保育事業所をあらわし、従業員枠と地域枠の定員合計を記載

※ビル等に設置の保育所の敷地面積は、当該ビル全体の敷地面積を記載

②施設数・入所児童数等の状況（各年4月1日現在）

（単位：所・人・％）

区分		年				
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
施設数		24	25	26	27	27
定員		1,334	1,350	1,420	1,459	1,471
入所児童数		1,290	1,323	1,343	1,339	1,338
年齢別内訳	3歳未満児	615	608	628	625	632
	3歳児	225	251	242	236	223
	4歳以上児	450	464	473	478	483
入所率						
定員比率		96.7	98.0	94.6	91.8	91.0
就学前児童数		3,368	3,287	3,185	3,073	3,035
乳幼児人口比率		38.3	40.2	42.2	43.6	44.1

※認定こども園は、2号3号認定子どものみ計上

③入所児童数等の状況（令和5年4月1日現在）

（単位：所・人・％）

区分	施設数	定員	入所児童数	年齢別内訳						入所児童数の割合	
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
認可保育所	公立	3	240	127	4	16	22	18	32	35	9.5
	私立	9	680	655	52	121	140	117	111	114	49.0
認定こども園		7	452	457	25	71	82	88	99	92	34.2
小規模保育事業所		7	84	88	15	39	34	0	0	0	6.6
事業所内保育事業所		1	15	11	2	6	3	0	0	0	0.8
合計		27	1,471	1,338	98	253	281	223	242	241	100.0
年齢別割合					7.3	18.9	21.0	16.7	18.1	18.0	

※認可保育所の公立には指定管理を含む

※認定こども園は、2号3号認定子どものみ計上

④国定義の待機児童数の状況（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分		年											
		平成30年		平成31年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
認可保育施設数		23		24		25		26		27		27	
待機児童数		40	(70)	46	(103)	18	(32)	16	(28)	13	(27)	11	(28)
年齢別内訳	3歳未満児	38	(64)	44	(98)	16	(30)	13	(24)	12	(25)	11	(25)
	3歳児	2	(5)	2	(4)	1	(1)	2	(3)	1	(1)	0	(3)
	4歳以上児	0	(1)	0	(1)	1	(1)	1	(1)	0	(1)	0	(0)

※（ ）内は実待機児童数

⑤入所児童数（延べ人数）・保育料の推移

（単位：人・千円）

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ入所児童数	13,240	14,127	14,114	10,852	13,542
現年保育料（収納額）	294,958	235,875	131,772	114,205	111,800

2 給付認定状況

教育・保育施設等を利用する際には、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定があり、認定区分によって利用できる施設が異なります。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、主に小学校就学前3年間の幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料が無償となったことに伴い、子ども・子育て支援新制度に基づく幼稚園に移行していない幼稚園や認可外保育施設を利用している場合には、施設等利用給付認定が必要となりました。施設等利用給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性、課税状況に応じて、1号認定から3号認定があり、認定区分によって無償となる対象経費が異なります。

①教育・保育給付認定状況（各年4月1日現在）（単位：人）

令和4年	1号認定				2号認定				3号認定				計	
	6歳児	5歳児	4歳児	3歳児	6歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	標準		
	0	62	60	67	0	240	239	239	273	274	108			
					標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
					0	0	205	35	206	33	210	29	224	49
令和5年	1号認定				2号認定				3号認定				計	
	6歳児	5歳児	4歳児	3歳児	6歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児			
	0	74	80	72	0	242	248	224	286	270	104			
					標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
					0	0	219	23	215	33	200	24	249	37

②施設等利用給付認定状況（各年4月1日現在）（単位：人）

令和4年度	1号認定				2号認定			3号認定			計
	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	
	158	140	143	1	133	93	92	0	0	0	760
令和5年度	1号認定				2号認定			3号認定			計
	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	
	123	129	104	0	100	115	89	0	0	0	660

③給付認定事由（父）（令和5年4月1日現在）（単位：人）

事由種別	2号認定				3号認定			計
	6歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	
就労	0	295	319	271	256	244	98	1,483
妊娠・出産	0	0	0	0	0	0	0	0
疾病・障害	0	4	1	3	2	1	0	11
介護・看護	0	0	0	0	0	0	0	0
求職活動	0	1	2	2	0	1	1	7
就学	0	0	0	0	0	0	0	0
育児休業	0	0	1	0	1	1	0	3
その他	1	25	30	34	26	22	5	143
合計	1	325	353	310	285	269	104	1,647

④給付認定事由（母）（令和5年4月1日現在）（単位：人）

事由種別	2号認定				3号認定			計
	6歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	
就労	1	307	328	286	251	248	91	1,512
妊娠・出産	0	5	4	6	3	4	0	22
疾病・障害	0	4	3	2	1	1	0	11
介護・看護	0	1	0	1	2	0	0	4
求職活動	0	6	3	3	14	14	12	52
就学	0	0	0	0	2	0	0	2
育児休業	0	12	22	14	11	3	0	62
その他	0	5	2	1	2	0	1	11
合計	1	340	362	313	286	270	104	1,676

3 教育・保育施設等子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業

就労形態の多様化により、やむを得ない理由により保育時間を延長する必要がある児童に対し、通常の保育時間を超えて保育を実施します。

延べ利用人数 (単位：人)

年度	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施施設数	21	22	22	23	23
利用延児童数	3,104	3,213	2,991	2,781	2,603

(2) 一時預かり事業

理由を問わず、乳幼児を一時的に家庭で保育することができない場合、保育所において預かります。施設の形態により、一般型、幼稚園型Ⅰ・Ⅱ、余裕活用型があります。

延べ利用人数 (単位：人)

種別	施設名	年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般型	浮島保育所	1,189	1,639	1,079	862	562
	大代保育園	405	0	0	0	0
	多賀城すみれ保育園 ※R3～施設名変更あり 多賀城パンピの丘こども園	627	901	420	185	449
幼稚園型Ⅰ	認定こども園東幼稚園・あずま保育園	2,430	1,715	127	1,412	2,114
	多賀城パンピの丘こども園				217	569
余裕活用型	おおぞら保育園	0				
	もりのなかま保育園多賀城高橋園	0	0	0	0	0
	保育園れいんぼーなーさりー多賀城高橋館	0	0	0	0	0
合計		4,651	4,255	1,626	2,676	3,694

(3) 病後児保育事業

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気や怪我などの回復期で集団保育が困難な児童（1歳から小学校3年生）を一時的に保育・看護します。

延べ利用人数 (単位：人)

施設名	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
下馬みどり保育園	17	39	40	15	30

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況や利用ニーズ、確保されている提供体制等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の利用児童数とみなすこととしている（令和2年度の実際の延べ利用児童数は5人。）。

(4) 障害児保育事業

保育の必要性があり、心身に障害のある児童が集団保育が可能とされた場合に、教育・保育施設等において、保育の体制を整え、他機関と連携しながら保育を実施します。

なお、実利用人数は多賀城市障害児保育事業補助金の対象となる障害程度の児童数です。

実利用人数 (単位：人)

施設名	年度	年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認可保育所	公立	3	3	1	0	0
	私立	8	9	11	9	10
認定こども園		2	1	2	4	4
小規模保育事業所		0	0	0	2	0
事業所内保育事業所		0	0	0	0	0
合計		13	13	14	15	14

■ ひとり親家庭等の福祉

本市では、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の推進のため、就労支援や相談指導事業等を行っています。

1 自立支援対策

(1) 家庭相談

虐待・ドメスティックバイオレンス・離婚・施設入所などの相談に応じています。

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦等に経済的自立と生活意欲の助長を図るため、県から資金の貸付が行われています。

2 ひとり親家庭自立支援給付金事業

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の能力開発のための取組を支援しています。就職のために指定する教育訓練講座を受講した場合に、受講料の一部を支給しています。

- ・対象講座 ホームヘルパー2級、医療事務講座、医療実践コンピューターコース等
- ・支給金額 教育訓練の受講料の60%以内で、20万円を上限として支給します。
ただし、12,000円を超えない場合は支給しません。
※父子家庭の父は、平成25年度から対象となりました。

自立支援教育訓練給付金の給付件数の推移 (単位：件・円)

年度 区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	2	0	0	1	2
給付金	66,201	0	0	63,932	116,266

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

就職の際に有利で、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給しています。

- ・対象講座 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、柔道整復師等
- ・支給金額 最大で月額100,000円（住民税課税世帯70,500円）を修業期間の4年間（制限あり）にわたり支給するものです。
また、平成31年度より最終1年間は月額140,000円（住民税課税世帯110,500円）に支給額が拡大されました。

①高等職業訓練促進給付金の給付件数の推移 (単位：件・円)

年度 区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	4	5	2	3	1
給付金	4,141,000	4,508,000	2,286,000	3,354,500	1,680,000

②高等職業訓練修了支援給付金の給付件数の推移 (単位：件・円)

年度 区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	0	0	1	2	1
一時金	0	0	50,000	75,000	50,000

■ 低所得者の福祉

生活保護法は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

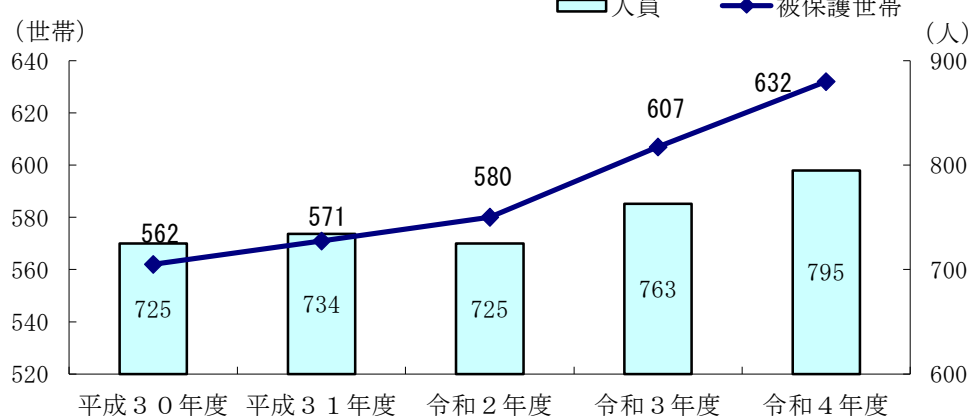
生活保護制度は、「無差別平等の原理」、「最低生活の原理」、「保護の補足性の原理」の3つの原理から成り立っています。

このうち「無差別平等の原理」、「最低生活の原理」は、いわば国の守るべきことがらを定めたもので、生活に困窮しているかどうかのみに着目して保護をし、憲法上の権利として保障されている、健康で文化的な生活水準を維持するものでなくてはならないと定めています。

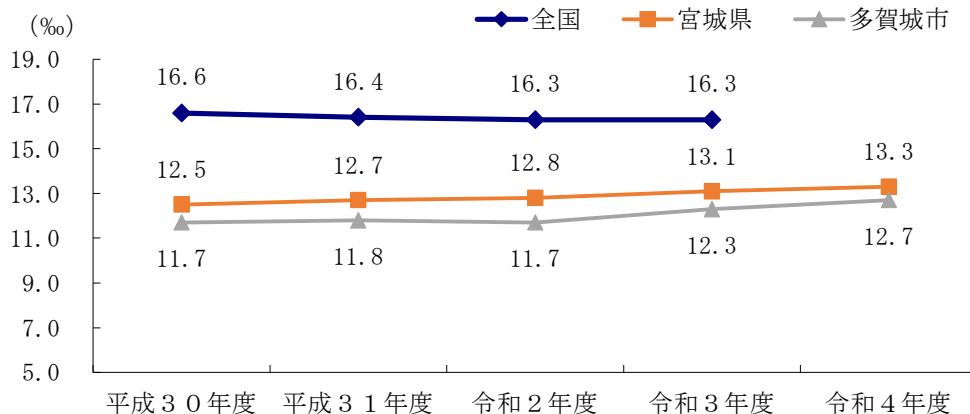
「補足性の原理」は、保護を受ける側に要請されている要件です。保護に要する経費は国民の税で賄われていることなどから、保護を受けるためには、各自がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用しなければならないとしており、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護法による保護に優先して行われなければならないとしています。

生活保護の要否は、厚生労働大臣の定める基準によって算出した最低生活費と収入との対比によって決められ、保護は、その世帯の金銭又は物品で充たすことのできない不足分を給付することにより行われます。

被保護世帯・人員の推移（各年度平均）



保護率の推移（各年度平均）



※全国は令和3年度が最新の数値となります。

1 生活保護

(1) 生活保護相談

福祉事務所では、ケースワーカーと呼ばれる現業員（職員）が生活保護の業務を担当しており、生活保護に関する相談、援助及び指導にあたっています。

生活保護の相談があり、保護申請のあった時は、担当ケースワーカーが地区民生委員・児童委員や関係機関などの協力を得て、資産や能力、扶養義務者等の諸調査を行い、その結果に基づき福祉事務所として生活保護を決定することになります。

なお、諸調査の結果、他の法律の活用や資産・能力の活用、扶養義務者の援助などにより生活保護が適用にならない場合には、保護申請を却下することになります。

①生活保護申請処理状況

(単位：件・世帯)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数	106	107	101	106	119
取り下げ件数	7	8	5	8	2
却下件数	11	5	5	4	6
決定（開始）世帯数	88	94	91	94	111
廃止世帯数	78	91	69	79	64

②理由別開始状況

(単位：件)

理由	年度					
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
世帯主の傷病	12	9	16	10	13	
世帯員の傷病	2	1	0	0	7	
働いていた者の死亡・離別	2	2	9	10	7	
働きによる収入の減少喪失	定年失業	5	9	8	10	15
	老齢による	1	2	0	1	2
	事業不振倒産	0	0	0	1	5
	その他	6	9	13	8	7
年金の減少・喪失	0	10	0	4	9	
仕送りの減少・喪失	4	3	1	6	11	
その他	56	49	44	44	35	
計	88	94	91	94	111	

③理由別廃止状況

(単位：件)

理由	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯主の疾病治癒	0	0	0	0	0
世帯員の疾病治癒	0	0	0	0	0
死亡・失踪・転出	37	24	25	38	36
働きによる収入の増加取得	18	29	17	20	14
働き手の転入・同居	0	0	0	1	0
年金仕送り等の増加	1	4	3	6	2
親類縁者等の引き取り	2	1	2	2	3
施設入所	0	0	0	2	0
医療費の他方負担	0	1	0	0	0
その他	20	32	22	10	9
計	78	91	69	79	64

④生活保護費扶助別の状況

(単位：千円)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	扶助費		1,221,180	1,186,320	1,185,508	1,297,632
生活扶助		343,377	344,240	345,146	366,217	384,245
住宅扶助		177,225	181,579	185,026	194,235	204,638
教育扶助		4,152	4,601	4,109	4,787	4,363
介護扶助		50,435	50,780	48,572	52,293	42,740
医療扶助		631,417	590,248	590,596	663,927	551,540
その他の扶助		6,493	6,446	4,012	6,080	7,036
施設事務費		8,081	8,426	8,047	10,093	10,235
支援給付費		2,853	0	0	0	0
保護費計		1,224,033	1,186,320	1,185,508	1,297,632	1,204,797

⑤生活保護の扶助別人員の推移（年度合計）

(単位：人)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	生活扶助		7,571	7,540	7,455	7,809
住宅扶助		7,858	7,899	7,898	8,297	8,739
教育扶助		395	426	376	466	409
介護扶助		1,673	1,670	1,871	1,881	1,965
医療扶助		6,803	6,775	6,722	6,985	7,097

⑥最低生活保障水準の具体的事例の推移

(単位：円・%)

区分	年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	生活扶助		162,930	164,020	162,740	162,740
内訳	居宅（第1類・第2類）	150,180	151,020	149,740	149,740	149,740
	冬季加算	12,750	13,000	13,000	13,000	13,000
住宅扶助		45,100	45,100	45,100	45,100	45,100
教育扶助		8,430	8,450	8,680	8,680	8,680
世帯当たり最低生活費		216,460	217,570	216,520	216,520	216,520
前年度との対比		99.9	100.5	99.5	100.0	100.0

※2級地標準4人世帯（35歳男・30歳女・9歳男（小学生）・4歳女）として算出しています。

※平成30年10月から令和2年度まで、段階的に生活扶助基準等の見直しが行われました。

※教育扶助費の教材費については、令和2年度より年に一度一括して支給しています。

(2) 施設保護対策（救護施設）

身体又は精神に著しい障害があるため、自分ひとりでは日常の生活ができない被（要）保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。

入所者数推移（各年度平均）

(単位：人)

区分	年	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	入所者数		4	4	4	4

2 生活困窮者自立相談支援

生活困窮者自立支援法が平成25年12月に制定され、平成27年4月から全国（福祉事務所を設置する自治体）で施行されています。

この制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者（失業者、多重債務者、引きこもり、ニート、障害が疑われる者等）に対する「第2のセーフティネット」を拡充し、生活保護に至る前の段階における支援を強化するものです。

(1) 生活困窮者自立相談支援（平成27年4月1日開始事業）

広く生活困窮者からの相談を受ける相談窓口を設置し、相談により複合的な課題を整理し、相談者の置かれている状況に応じた支援プランを作成し、相談支援員が伴走型で支援します。

①相談状況

(単位：件)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	相談件数		275	283	525	422
うち男性		140	141	289	208	154
うち女性		135	142	236	214	147

②相談の内容（相談時調べ・複数回答）

(単位：件)

内容	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	健康・障害等		65	76	90	83
住居		60	76	135	82	87
収入・生活費		140	151	355	304	187
家賃・ローン		50	63	219	129	86
税金・公共料金		40	33	83	73	52
債務		15	17	27	24	31
求職・就職		80	85	123	94	84
仕事上の問題		14	23	31	19	20
家族・人間関係		49	53	43	43	36
子育て・介護		21	19	22	29	36
DV・虐待・不登校		29	36	25	18	23
食糧		53	24	56	26	11
その他		19	10	11	12	30
合計		635	666	1,220	936	758

(2) 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮して住居を失った方や、その恐れがある方に対し、一定期間家賃相当額（上限あり）を支給し、就労機会の確保の支援を行います。

(単位：件)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	支給件数		4	1	98	68

(3) 一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供します。

(単位：件)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	支援件数		4	1	3	1

■ その他の福祉

1 戦傷病者、戦没者遺家族等の援護

戦争犠牲者等に対する援護は、戦傷病者及び戦没者遺家族に対して恩給又は年金等が支給されるほか、戦没者の妻に対する特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が支給されます。市では、これらの請求進達業務を行っています。

2 日本赤十字社の事業

日本赤十字社は、人道的任務を達成することを目的とし、日本赤十字社法に基づいて認可された特定公益増進法人です。

本市における赤十字活動は、会員の募集、会員の拡大、災害救護、各種講習会や奉仕団及び青少年赤十字の育成などを行っています。

会費（会員）募集状況 (単位：千円・%)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会費目標額		8,110	8,110	8,110	8,020	8,020
合計実績額		8,205	8,094	7,405	7,506	7,619
	一般会費実績額	7,669	7,607	7,405	7,506	7,266
	法人会費実績額	536	487	0	0	353
達成率		101.2	99.8	91.3	93.6	95.0

(1) 災害救護

災害に備えて、その救護活動に必要な救援物資（日常生活品）を備蓄しています。

救護回数の推移 (単位：回)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
救護回数		2	1	1	2	3

(2) 各種講習会

けが人、急病人が発生した時に適切な応急処置が速やかにできる知識と技術を習得し、人命尊重と事故防止に役立っています。

講習会等実施状況 (単位：回)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
家庭看護法		0	0	0	0	0
救急法		1	1	0	0	0
その他		6	6	0	0	0

3 更生保護事業

犯罪や非行を犯した人たちの更生を援助し、また、犯罪や非行の予防活動を行い、明るい社会の建設に努めています。

更生保護協議会会員数（令和5年4月1日現在）

部 会 名	会員数	(単位：人)
保 護 司 部 会	17	
女 性 部 会	67	

4 行旅者等救護事業

身寄りのない、また、引取者のいない困窮行旅人に旅費等の支給、病人に医療、行旅中死亡者については埋葬などの救護を行っています。

5 各種団体への助成

市民福祉の向上等に寄与するため、社会福祉関係の団体が行う福祉活動に要する経費に補助金を交付しています。

社会福祉関係団体への助成状況（令和4年度） (単位：千円)

団 体 名	補 助 金 額	備 考
多賀城市更生保護協議会	580	
多賀城市献血推進協議会	150	
多賀城市老人クラブ連合会	1,722	
公益社団法人多賀城市シルバー人材センター	13,000	市単独分
社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会	32,152	団体補助金1,368千円含む

※多賀城市社会福祉協議会に対する補助金のうち団体補助金とは、民生委員児童委員協議会、身体障害者福祉協会、連合遺族会、ボランティア連絡会、母子福祉連合会、手をつなぐ育成会への補助金です。

6 高齢者見守り活動

高齢者をはじめとした市民の方が地域で安心して暮らせるように民間の9事業者と「高齢者見守りへの取り組みに関する協力協定」を、また、高齢者見守りの取り組みを含んだ包括連携協定を4事業者と締結しています。

民間事業者が地域で配達などの業務を行っている際に、何らかの異変に気が付いた場合は、市へ連絡し、市が即日対応しています。

見守り協定締結事業者（令和5年4月1日現在） 令和4年度対応状況 (単位：件)

(1) みやぎ生活協同組合	みやぎ生活協同組合	2
(2) 河北新報取扱店	河北新報取扱店	2
(3) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	1
(4) 仙台市ガス局	仙台市ガス局	
(5) 日本郵便株式会社多賀城市内郵便局及び塩釜郵便局	日本郵便株式会社多賀城市内郵便局及び塩釜郵便局	
(6) 仙台農業協同組合	仙台農業協同組合	
(7) 杜の都信用金庫	杜の都信用金庫	
(8) 株式会社ヨシケイ宮城	株式会社ヨシケイ宮城	
(9) 株式会社宅配	株式会社宅配	
(10) 明治安田生命保険相互会社	明治安田生命保険相互会社	
(11) 株式会社七十七銀行	株式会社七十七銀行	
(12) 株式会社オオノ（ひかり薬局）	株式会社オオノ（ひかり薬局）	
(13) 株式会社ファミリーマート	株式会社ファミリーマート	
(14) 仙台プロパン株式会社	仙台プロパン株式会社	

7 社会福祉法人設立認可等事業

社会福祉法人の設立認可等については、国又は県が事務を行っていましたが、社会福祉法の改正により、平成25年度から、主たる事業所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないものについては、市へ移譲されました。

多賀城市においては、所管する法人に対して社会福祉法人の定款を審査し認可するなど、社会福祉法で定められた次の事務を行っています。

- (1) 定款の認可、定款の変更の認可
- (2) 仮理事及び特別代理人の選任
- (3) 評議員会のない社会福祉法人に係る監事監査の結果報告の受理
- (4) 解散の認可又は認定
- (5) 清算人の届出受理、清算終了の届出受理
- (6) 合併の認可
- (7) 業務・会計状況の報告徴収、検査、改善命令、業務停止命令、解散勧告、解散命令
- (8) 公益事業又は収益事業の停止命令
- (9) 事業の概要等（現況報告）の受理

また、3年から5年の周期で、法人本部にて実地監査を行い、重大な問題を有する法人については、随時特別監査を行います。

多賀城市所管法人の状況 (単位：件)

多賀城市所管社会福祉法人	4
令和4年度監査実施法人	1
令和3年度監査実施法人	2

■ 災害時の対応

1 災害弔慰金及び見舞金の支給、災害援護資金の貸付制度

暴風、豪雨等の自然災害により死亡した遺族に対し災害弔慰金、被害を受けた世帯には、災害援護資金の貸付及び災害見舞金の支給をします。

①災害弔慰金支給状況（令和5年3月31日現在）（単位：件・円）

支給対象災害名	件数	金額	備考
平成23年3月 東日本大震災	直接死	107	312,500,000
	関連死	31	102,500,000
合計	138	415,000,000	

②災害援護資金貸付状況（令和5年3月31日現在）（単位：件・円）

貸付対象災害名	件数	金額	備考
昭和61年8月 台風10号大雨洪水災害	49	28,700,000	家財等の損害
平成22年9月 台風19号大雨洪水災害	2	2,000,000	家財等の損害
平成23年3月 東日本大震災	607	963,870,000	家屋被害、家財等の損害
令和元年10月 台風19号大雨洪水災害	1	1,200,000	家財等の損害
合計	659	995,770,000	

※昭和61年8月の台風10号の大雨洪水災害による災害援護資金の償還は平成8年度で完了しました。

※平成22年9月の台風19号の大雨洪水災害による災害援護資金の償還は平成12年度で完了しました。

③災害見舞金支給状況（令和5年3月31日現在）（単位：件・円）

支給対象災害名	件数	金額	備考
平成23年9月 台風15号大雨洪水災害	40	2,000,000	家屋被害、家財等の損害
令和元年10月 台風19号大雨洪水災害	34	1,700,000	家財等の損害
合計	74	3,700,000	

2 被災者生活再建支援制度

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し支援金を支給します。

申請状況（令和5年3月31日現在） ※差額申請等を除いた件数（単位：件）

支給対象災害名	基礎支援金申請件数	加算支援金申請件数	合計	
平成23年3月 東日本大震災	平成23年度	5,834	2,863	8,697
	平成24年度	251	595	846
	平成25年度	63	274	337
	平成26年度	26	179	205
	平成27年度	42	377	419
	平成28年度	30	403	433
	平成29年度	48	137	185
	平成30年度	8	87	95
	平成31年度		21	21
	令和2年度		49	49
	令和3年度		21	21
合計	6,302	5,006	11,308	

※基礎支援金申請期限：平成30年4月10日（終了） 加算支援金申請期限：令和3年4月12日（終了）

3 災害義援金

全国各地から寄せられた義援金を、被害を受けた方に支給しています。

支給状況：平成23年3月東日本大震災（令和5年3月31日現在）（単位：件・円）

区 分	団体分		市受付分		合 計
	支給金額	支給件数	支給金額	支給件数	
死亡・行方不明	1,241,373	150	134,000	150	206,305,950
災害障害見舞金対象者	280,000	0	0	0	0
全壊（1次・2次）	1,000,000	1,899	0	0	1,899,000,000
全壊（3次・5次）	70,000	1,898	40,000	1,898	208,780,000
全壊（7次～13次）	75,000	1,897	0	0	142,260,000
全壊（14次）	6,373	1,892	0	0	12,057,716
大規模半壊（1次・2次）	750,000	1,668	0	0	1,251,000,000
大規模半壊（3次・5次）	50,000	1,669	30,000	1,669	133,520,000
大規模半壊（7次～13次）	49,000	1,669	0	0	81,781,000
大規模半壊（14次）	3,823	1,669	0	0	6,380,587
半壊（1次・2次）	500,000	2,227	0	0	1,113,500,000
半壊（3次・5次）	30,000	2,227	20,000	2,226	111,330,000
半壊（7次）	10,000	2,228	0	0	22,280,000
津波浸水・全壊（3次・5～6次）	370,000	1,827	0	0	675,990,000
津波浸水・全壊（7次～13次）	34,000	1,826	0	0	62,081,000
津波浸水・全壊（14次）	1,508	1,821	0	0	2,746,068
津波浸水・大規模半壊（3次・5～6次）	220,000	1,545	0	0	339,900,000
津波浸水・大規模半壊（7次～13次）	29,000	1,545	0	0	44,805,000
津波浸水・大規模半壊（14次）	1,508	1,545	0	0	2,329,860
津波浸水・半壊（3次・5～6次）	130,000	1,011	0	0	131,430,000
津波浸水・半壊（7次・8次）	20,000	1,012	0	0	20,240,000
加算項目（仮設未利用）	100,000	2,087	0	0	208,700,000
震災孤児	500,000	0	0	0	0
母子・父子世帯	360,000	194	8,000	194	71,392,000
母子・父子世帯※	0	0	42,088	5	210,440
高齢者・障害者施設入所者	260,000	27	50,000	27	8,370,000
遠距離単年度一人目	0	0	50,000	7	350,000
遠距離単年度二人目以降	0	0	25,000	0	0
遠距離二年度一人目	0	0	100,000	7	700,000
遠距離二年度二人目以降	0	0	50,000	3	150,000
合 計					6,757,589,621

※震災により配偶者が死亡し、母子・父子世帯となったもの

支給状況：令和元年台風19号（令和5年3月31日現在）（単位：件・円）

区 分	団体分		市受付分		合 計
	支給金額	支給件数	支給金額	支給件数	
重傷者	374,069	1	107,750	1	481,819
一部損壊（準半壊） 又は床上浸水	74,813	38	21,550	38	3,661,794
一部損壊（10%未満）	37,406	166	10,775	166	7,998,046
合 計					12,141,659

4 応急仮設住宅（プレハブ）

東日本大震災で被災し、被災時において市内に住所を有する方に応急仮設住宅を提供していました。
 なお、プレハブ応急仮設住宅は平成28年度で供与を終了しました。

入居状況

(単位：戸)

団地名	完成日	入居開始日	退去完了日	戸数
山王市営住宅跡地	平成23年4月28日(木)	平成23年5月3日(火)	平成28年4月27日(水)	45
国府多賀城駅南地区	平成23年5月21日(土)	平成23年5月28日(土)	平成28年5月20日(金)	54
多賀城公園野球場	平成23年5月26日(木)	平成23年6月9日(木)	平成28年5月25日(水)	162
高橋公園	平成23年5月20日(金)	平成23年6月11日(土)	平成29年1月18日(水)	38
勤労青少年ホーム跡地	平成23年7月7日(木)	平成23年7月14日(木)	平成29年3月31日(金)	24
多賀城中学校	平成23年7月21日(木)	平成23年7月28日(木)	平成29年3月31日(金)	50
合計				373

5 借り上げ仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅）

東日本大震災で被災した方で、応急仮設住宅の入居資格を有する方を対象とし、既に個人で契約した（または契約予定の）民間賃貸住宅について、宮城県が借り上げし、提供するものです。

利用状況

(単位：世帯)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入居世帯数	860	738	532	2	0

※本市被災者は平成29年度で供与を終了しました。

6 避難所開設状況

東日本大震災発災後、避難所を開設しました。

開設状況

(単位：所・人)

日付	避難所数	避難者数
平成23年3月11日	39	12,000以上
3月15日	28	10,274
4月10日	4	1,244
5月31日	4	729
6月30日	3	334
7月31日	2	149
8月31日	1	60
9月30日	避難所閉鎖	

※3月11日は、実態把握が困難なため、推計数値を掲載しています。

(多賀城市ホームページ(多賀城市における東日本大震災の被害状況概要)より抜粋)

7 災害時要援護者支援事業

(1) 避難行動要支援者名簿の作成と交付

避難行動要支援者の登録、更新を行い、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、町内会長、民生委員・児童委員と要配慮者の要援護者情報を共有し、災害時に支援が必要な市民の支援体制を整備しています。次の①から③の対象者に登録への同意を確認する「同意方式」のほか、支援事業について広報誌やホームページにより周知し、④の対象者で登録を希望する者を募る「手上げ方式」により登録を行います。

※災害対策基本法改正に伴い平成27年度から「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に用語変更

- ① 75歳以上のひとり暮らしの方
- ② 介護保険の要介護3以上の認定者の方
- ③ 身体障害者で障害程度等級表1級、2級の方
- ④ その他災害時に支援が必要な方（難病患者、日本語を理解していない外国人等）

登録状況（令和5年3月31日現在）

避難行動要支援者名簿記載人数	1,142	（単位：人）
----------------	-------	--------

(2) 福祉避難所

指定避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者の二次避難所として、福祉施設と協定を結び、福祉避難所として整備しています。

①福祉避難所に係る協定の締結状況（令和4年10月1日現在）

協定締結法人数	37
（うち）協定締結施設数	117

②多賀城市福祉避難所協定締結一覧（宮城県内法人）

（令和4年10月1日）

法人名	施設名	施設区分
アースサポート株式会社	アースサポート多賀城	デイサービスセンター
株式会社アルテディア	グループホーム ゆうゆう・多賀城	グループホーム
	デイサービスセンター 健康クラブ多賀城	デイサービスセンター
株式会社ウィンズ	ウィンズの森やまと倶楽部	デイサービスセンター
	ウィンズの森やまとグループホーム	グループホーム
	ウィンズの森石巻馬っこ山	グループホーム
	ウィンズの森角田	グループホーム
株式会社ウエルフェアフォレスト	グループホーム あやめの里	グループホーム
社会福祉法人永楽会	特別養護老人ホーム 七峰荘	特別養護老人ホーム
	大衡村デイサービスセンター	デイサービスセンター
	大和町高齢者グループホームすずらん	グループホーム
	大和町デイサービスセンターひだまりの丘	デイサービスセンター
	特別養護老人ホーム 郷和荘	特別養護老人ホーム
	大郷町デイサービスセンター	デイサービスセンター
	支援施設あさいな	障害者支援施設
	いこいの家たんぼぼ	障害者支援施設
	特別養護老人ホーム 百才館	特別養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム 第2百才館	特別養護老人ホーム
	福祉施設百才館デイサービスセンター	デイサービスセンター
	グループホームなのはな	グループホーム
	特別養護老人ホーム杜の風	特別養護老人ホーム
	デイサービスセンター杜の風	デイサービスセンター
	グループホームそよかぜ	グループホーム
	ケアハウスみどりの風	軽費老人ホーム
	虹の風	障害者（児）支援施設
	特別養護老人ホームおながわ	特別養護老人ホーム
	デイサービスセンターおながわ	デイサービスセンター
	グループホームのどか	グループホーム
ケアホームおながわ浜	ケアホーム	
社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	特別養護老人ホーム 敬風園	特別養護老人ホーム
医療法人菅野愛生会	介護老人保健施設 グリーンヒルズ	介護老人保健施設
医療法人杏林会	介護老人保健施設 リハビリパークみやび	介護老人保健施設
社会福祉法人功寿会	グループホーム 「桜の家」	グループホーム
	デイサービスセンターやすらぎの丘桜の家	デイサービスセンター
	鶴巣「桜の家」	グループホーム
	鶴巣デイサービスセンター	デイサービスセンター
	グループホーム 「市川桜の家」	グループホーム
社会医療法人康陽会	介護老人保健施設 コジーケア・ホーム	介護老人保健施設

法人名	施設名	施設区分
医療法人社団幸和会	介護老人保健施設 恵愛ホーム	介護老人保健施設
有限会社サンヨー	グループホーム 貞山みよりの家	グループホーム
特定非営利活動法人さわおとの森	多機能サポートランドさわおとの森	障害者（児）支援施設
株式会社シマサ	小規模多機能型居宅介護施設 癒志の里	小規模多機能型居宅介護
	高齢者向け賃貸住宅 癒志の里	高齢者向け賃貸住宅
医療法人社団俊香会	介護老人保健施設 羽生の丘・オーベルジュ	介護老人保健施設
医療法人社団眞友会	介護老人保健施設 希望の杜	介護老人保健施設
医療法人社団清山会	介護老人保健施設 いずみの杜	介護老人保健施設
	介護老人保健施設 さくらの杜	介護老人保健施設
	デイサービス わかなの杜	デイサービスセンター
	みはるの杜診療所	デイケア
社会福祉法人善俊会	特別養護老人ホーム ウィング	特別養護老人ホーム
	デイサービスセンター ウィング	デイサービスセンター
社会福祉法人千賀の浦福祉会	特別養護老人ホーム 多賀城苑	特別養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム 清楽苑	特別養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム 第二清楽苑	特別養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム 松島長松苑	特別養護老人ホーム
	軽費老人ホーム松島ケアハウス	軽費老人ホーム
	鶴ヶ谷デイサービスセンター	デイサービスセンター
	留ヶ谷デイサービスセンター	デイサービスセンター
	高橋デイサービスセンター	デイサービスセンター
	七ヶ浜町デイサービスセンター	デイサービスセンター
	清水沢デイサービスセンター	デイサービスセンター
青葉台デイサービスセンター	デイサービスセンター	
社会福祉法人萩の里	住宅型有料老人ホームムーンヒルズ	住宅型有料老人ホーム
	地域密着型小規模特別養護老人ホームウィズ月見ヶ丘	地域密着型小規模特別養護老人ホーム
	軽費老人ホームケアハウス月見ヶ丘	軽費老人ホーム
	デイサービスセンター月見ヶ丘	デイサービスセンター
	特別養護老人ホーム壱ノ町	特別養護老人ホーム
	デイサービスセンター壱ノ町	デイサービスセンター
社会福祉法人宮城厚生福祉会	介護老人福祉施設十符・風の音	特別養護老人ホーム
	デイサービスセンター木の実	デイサービスセンター
	風の音サテライト史	地域密着型特別養護老人ホーム
医療法人財団明理会	介護老人保健施設 利府仙台ロイヤルケアセンター	介護老人保健施設
SOMPOケアメッセージ株式会社	そんぼの家演題岩切	有料老人ホーム
有限会社ほたる	在宅支援なごみ	デイサービスセンター
株式会社清風	せいふう多賀城駅前	サービス付き高齢者向け住宅
メディカル・ケア・サービス東北株式会社	愛の家グループホーム多賀城笠神	グループホーム
株式会社PCL	ピーコムライフ桜木	サービス付き高齢者向け住宅

法人名	施設名	施設区分
株式会社リツワ	デイハウスリツワ	住宅型有料老人ホーム
	りつわフローラル	住宅型有料老人ホーム
	りつわフローラル2	住宅型有料老人ホーム
	小規模多機能ホームりつわ	小規模多機能型居宅介護
	小規模多機能型居宅介護つきだてホーム	小規模多機能型居宅介護
	つきだてホーム	サービス付き高齢者向け住宅
	有料老人ホーム高清水	住宅型有料老人ホーム
	小規模多機能高清水ホーム	サテライト型小規模多機能型居宅介護
	ホームみさと	住宅型有料老人ホーム
	小規模多機能ホームみさと	小規模多機能型居宅介護
	グループホームみさと	認知症対応型共同生活介護
	七ツの森	サービス付き高齢者向け住宅
	リツワしおがま	住宅型有料老人ホーム
	ケアビレッジ塩竈	サービス付き高齢者向け住宅
	リツワいずみ	住宅型有料老人ホーム
	リツワつるまき	住宅型有料老人ホーム
	ケアビレッジ多賀城	サービス付き高齢者向け住宅
	ケアビレッジ一関	住宅型有料老人ホーム
ケアビレッジ一関ケアサービスステーション 看護小規模多機能型居宅介護支援事業所	看護小規模多機能型居宅介護	
社会福祉法人大和福壽会	やまと塩竈	介護老人保健施設
	やすらぎの里	グループホーム
	しおり	老人短期入所施設
	みっちゃん	デイサービスセンター

③多賀城市福祉避難所協定締結一覧（宮城県外法人）

（令和4年10月1日現在）

法人名	施設名	施設区分
社会福祉法人敬寿会	山形敬寿園	ケアハウス・デイサービスセンター・グループホーム
	鈴川敬寿園	小規模特別養護老人ホーム・ショートステイ・小規模多機能型居宅介護事業所
	沼木敬寿園	小規模特別養護老人ホーム・ショートステイ・小規模多機能型居宅介護事業所
	仙台敬寿園	特別養護老人ホーム・ショートステイ
特定非営利活動法人あじさい	つつじの家	サービス付き高齢者向け住宅
社会福祉法人山形県玉葉会	紅花ホーム	救護施設
社会福祉法人天童福祉厚生会	明幸園	特別養護老人ホーム
	清幸園	特別養護老人ホーム
医療法人社団悠愛会	さくらパレス	介護老人保健施設
	メルヘン	介護老人保健施設
	あこがれ	介護老人保健施設
社会福祉法人悠愛会	メルヘン	ケアハウス
	メルヘン	グループホーム
	あこがれ	特別養護老人ホーム
社会福祉法人羽陽の里	たかだま	地域密着型特別養護老人ホーム
社会福祉法人仁愛会	軽費老人ホーム一関ロイヤルハウス	軽費老人ホーム
	特別養護老人ホーム一関ケアサポート	特別養護老人ホーム
	障害者支援施設一関リハビリセンター	障害者支援施設
	障害者支援施設一関ワークキャンパス	障害者支援施設

■ 民間の社会福祉活動

1 社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会

社会福祉協議会は社会福祉法に基づき、全国社会福祉協議会を中央組織として各都道府県・市町村に配置されていますが、それぞれ独立し、地域の実情に合わせ、子どもからお年寄りまで、住民の福祉工場のための事業に幅広く取り組んでいる団体です。

社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会は、民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブ等の福祉関係団体や住民組織団体との連携のもと、住民を主体とし地域ぐるみで福祉に関する問題を協議しながら民間の自主的な福祉活動の推進を目指して活動しています。

また、「ともに支え合いみんなが安心して暮らすまちづくり」を基本理念とする多賀城市地域福祉活動計画を策定・実施しており、「地域づくり」「人づくり」「仕組みづくり」を基軸として、少子高齢・人口減少社会への対応として地域共生社会実現のための取組みを行っています。

組織の状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

会 長	副会長	常務理事	理 事	監 事	評議員	苦情解決 第三者委員	福祉員
1	2	1	10	2	20	3	46

職員数51人（うちパート職員20人）

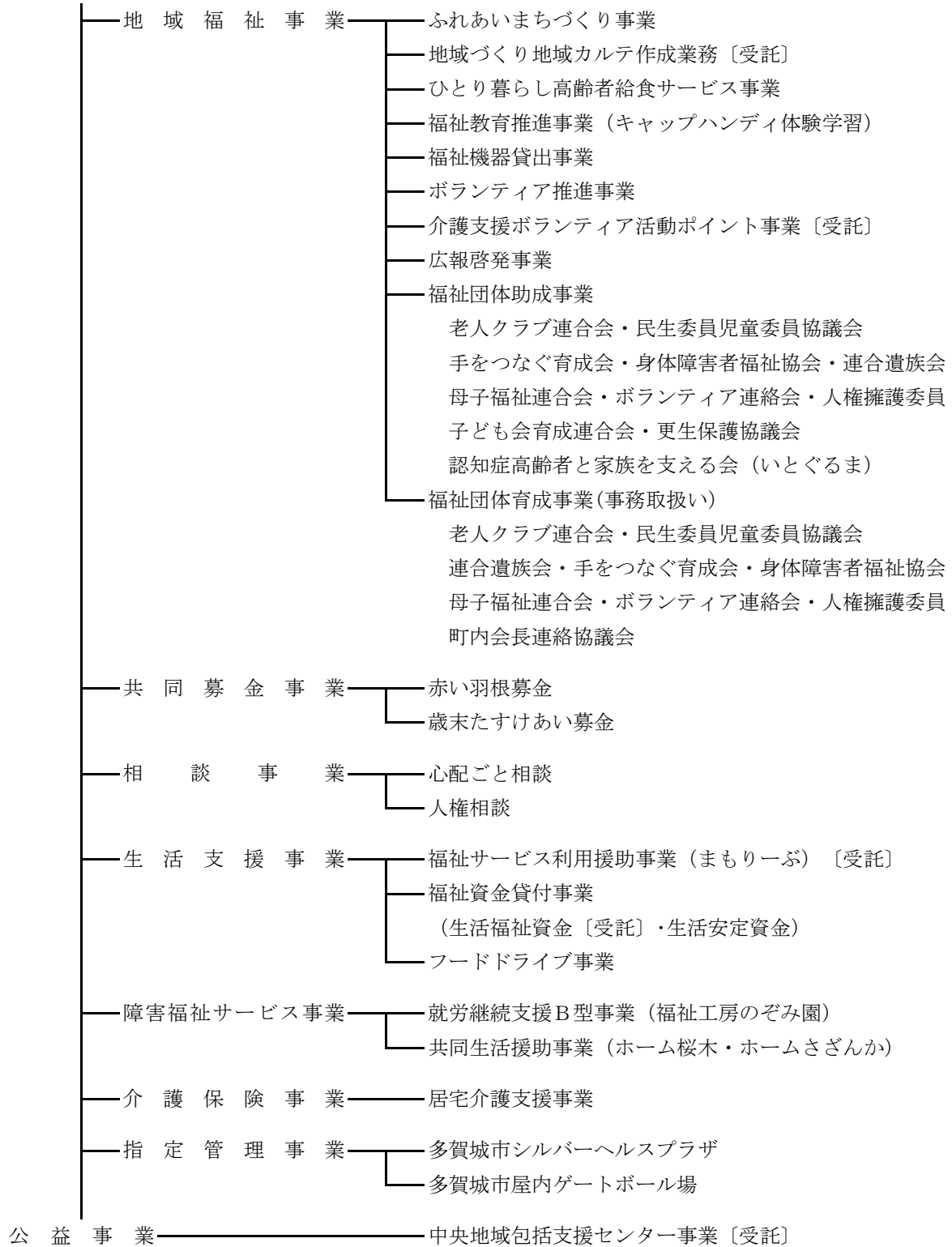
法人組織認可年月日 昭和46年4月23日

社会福祉協議会の事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) までのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 心配ごと相談事業
- (8) 生活困窮世帯に対し融資する事業
- (9) 障害福祉サービス事業の経営
- (10) 居宅介護支援事業の経営
- (11) 多賀城市シルバーヘルスプラザ及び多賀城市屋内ゲートボール場の管理経営
- (12) 中央地域包括支援センター事業
- (13) その他この法人の目標達成のため必要な事業

○社会福祉協議会の事業体系

社会福祉事業



2 民生委員・児童委員及び主任児童委員

(1) 民生委員・児童委員

厚生労働大臣、県知事から委嘱を受けた83名の民生委員・児童委員は、それぞれの担当地域の実情把握に努め、要保護者又は要保護世帯の援助、更生指導などを行っています。

(2) 主任児童委員

児童福祉関係機関及び区域担当児童委員等と連絡を取りながら児童福祉に関する事項を専門的に担当し、要援護児童、家庭への援護活動を行う主任児童委員6名が民生委員・児童委員の中から選任され、厚生労働大臣、県知事から委嘱されています。

民生委員・児童委員及び主任児童委員の相談支援件数 (単位：件)

区分		年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内容別活動	在宅福祉		7	17	37	22	31
	介護保険		30	37	36	18	21
	健康・保健医療		89	67	50	81	42
	子育て・母子保健		11	16	19	12	3
	子どもの地域生活		37	44	14	8	4
	子どもの教育・学校生活		33	31	37	44	26
	生活費		23	47	23	33	14
	年金・保険		4	0	1	2	2
	仕事		9	7	8	8	19
	家族関係		39	38	36	38	54
	住居		16	8	11	16	15
	生活環境		51	56	57	82	68
	日常的な支援		372	354	352	434	417
	その他		453	402	299	276	311
計			1,174	1,124	980	1,074	1,027
分野別活動	高齢者に関すること		640	637	586	544	587
	障害者に関すること		87	64	75	76	58
	子どもに関すること		104	127	107	90	43
	その他		343	296	212	364	339
計			1,174	1,124	980	1,074	1,027

3 市民活動団体

団 体 名	活 動 内 容
傾聴の会	福祉
ココロのびのび★プラネット	福祉
子どもアドボカシーセンターみやぎ	福祉
障がい者支援サークル ひだまり	福祉
さをりひろば「余暇よか」	福祉
森遊	福祉
多賀城市精神障がい者家族会	福祉
非営利団体 虹の橋	福祉
夜考虫。	福祉
NPO法人 ライトワーカー宮城	福祉
アルバムカフェRINGO	子どもの育成・支援
NPO多賀城谷山学園	子どもの育成・支援
子育てサロン*はぐまま	子どもの育成・支援
こども食堂 多賀城わーど	子どもの育成・支援
塩釜子ども劇場	子どもの育成・支援
高崎こども食堂らっこ広場	子どもの育成・支援
多賀城市家庭教育支援チーム「あんだんて」	子どもの育成・支援
多賀城市ジュニアリーダー「エステバン」	子どもの育成・支援
多賀城プレーパークの会	子どもの育成・支援
発達凸凹ゆっくりさんのママの会	子どもの育成・支援
ハッピーピース	子どもの育成・支援
ふれあい遊び&ベビーマッサージHappiness	子どもの育成・支援
宮城県学童保育連絡協議会	子どもの育成・支援
ミヤギユースセンター	子どもの育成・支援
ママのコミュニティ支援団体 ゆるっとままのわ	子どもの育成・支援
コトリじかん。	保健・健康・医療
ミタケオアシン	保健・健康・医療

(資料：多賀城市市民活動サポートセンター)

■ 社会福祉の手引き

1 心身障害者の福祉

事業名・内容・負担割合	対象者	申請先及び必要とするもの
身体障害者手帳交付 ◎身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される。 ○障害程度 1～6級	・視覚、聴覚、音声、言語、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の機能若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に一定以上の障害がある方	介護・障害福祉課障害福祉係 ・申請書 ・知事等の指定した医師の診断書 ・写真2枚（縦4cm×横3cm） ・マイナンバーカード等
療育手帳交付 ◎知的障害があると判定された方に交付される。 ○障害程度 A・B	・宮城県中央児童相談所又は宮城県リハビリテーション支援センターにおいて、知的障害と判定された方	介護・障害福祉課障害福祉係 ・面接あり ・申請書 ・写真2枚（縦4cm×横3cm） ・マイナンバーカード等
精神障害者保健福祉手帳交付 ◎一定程度の精神障害の状態にあると認められた方に交付される。 ○障害程度 1～3級	・一定の精神障害の状態にある方（2年ごとに更新手続きあり）	介護・障害福祉課障害福祉係 ・申請書 ・写真1枚（縦4cm×横3cm） ・指定する診断書（初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの。障害年金受給者の場合は、年金証書、または、直近の振込通知書でも可能） ・マイナンバーカード等
自立支援医療（育成医療）の給付 ◎対象となる医療費の自己負担額の一部を公費で負担する ○本人及び同じ健康保険に加入している方の市民税課税状況等に応じて原則1割の費用負担 ☆負担割合 国 1/2 県 1/4	・身体に障害のある18歳未満の方	介護・障害福祉課障害福祉係 ・申請書 ・市・県民税の課税証明書又は市民税等調査同意書 ・指定医療機関の医師の意見書 ・健康保険証 ・マイナンバーカード等
自立支援医療（更生医療）の給付 ◎対象となる医療費の自己負担額の一部を公費で負担する ○本人及び同じ健康保険に加入している方の市民税課税状況等に応じて原則1割の費用負担 ☆負担割合 国 1/2 県 1/4	・身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方	介護・障害福祉課障害福祉係 ・申請書 ・身体障害者手帳 ・市・県民税の課税証明書又は市民税等調査同意書 ・指定医療機関の医師の意見書 ・健康保険証 ・マイナンバーカード等
自立支援医療（精神通院医療）の給付 ◎対象となる医療費の自己負担額の一部を公費で負担する ○本人及び同じ健康保険に加入している方の市民税課税状況等に応じて原則1割の費用負担	・在宅で、一定の精神症状があるために治療の必要がある方	介護・障害福祉課障害福祉係 ・申請書 ・市・県民税の課税証明書又は市民税等調査同意書 ・指定医療機関の医師の診断書 ・健康保険証 ・障害年金受給者の場合は、年金証書、または、直近の振込通知書 ・マイナンバーカード等

事業名・内容・負担割合	対象者	申請先及び 必要とするもの
補装具の購入・修理 ◎視覚障害者安全つえ、義眼、補聴器、義手、義足、車いす等の購入及び修理 ○種目により身体障害者更生相談所の判定が必要 ○障害の種別により対象種目が異なる ○原則1割負担（本人及び配偶者の市民税課税状況等に応じて費用の負担上限あり） ☆負担割合 国 1/2 県 1/4	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方 ・難病等の診断を受けた18歳以上の方 ・厚生労働省災害補償保険、介護保険の認定を受けている方などは、原則として対象とならない 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> ・面接あり ・申請書 ・身体障害者手帳（難病等患者については医師の診断書等） ・マイナンバーカード等
児童補装具の購入・修理 ◎視覚障害者安全つえ、義眼、補聴器、義手、義足、車いす等の購入及び修理 ○原則1割負担（障害児の保護者の属する世帯全員の市民税課税状況等に応じて費用の負担上限あり） ☆負担割合 国 1/2 県 1/4	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の方 ・難病等の診断を受けた18歳未満の方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・身体障害者手帳（難病等患者については医師の診断書等） ・指定医療機関の医師の意見書 ・マイナンバーカード等
障害者等日常生活用具の給付 ◎便器、特殊寝台、ストマ装具等の給付 ○障害の種別、等級等により対象種目が異なる ○1割負担 ☆負担割合 国 1/2 県 1/4	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている在宅の概ね2級以上の方 ・療育手帳Aの交付を受けている在宅の方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている在宅の方 ・難病等の診断を受けた在宅の方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（難病等患者については医師の診断書等）
手話通訳員の設置・派遣及び手話奉仕員の派遣 ◎相談及び社会生活におけるコミュニケーションの円滑を図る ○原則利用者負担なし ☆負担割合 国 1/2 県 1/4	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている聴覚、音声又は言語機能障害の方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書
移動支援 ◎ガイドヘルパーを派遣し外出を支援する ○1割負担 ☆負担割合 国 1/2 県 1/4	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方、両上下肢機能障害で1級の方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・難病等の診断を受けた方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（難病等患者については医師の診断書等）
訪問入浴サービス ◎浴槽等を居宅に搬入し、入浴介助を行う ○1割負担 ☆負担割合 国 1/2 県 1/4	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている肢体不自由で1級又は2級、もしくは、難病等の診断を受けた方で、自宅の浴槽での入浴が困難な方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・身体障害者手帳（難病等患者については医師の診断書等）

事業名・内容・負担割合	対象者	申請先及び 必要とするもの
日中一時支援 ◎障害者を一時的に施設で預かり 家族の負担軽減を図る ○1割負担 ☆負担割合 国 1/2 県 1/4	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、または、難病等の診断を受けた方を介護している家族等で、一時的に介護することができない方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> 申請書 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（難病等患者については医師の診断書等）
地域活動支援センター ◎創作活動及び生産活動等の事業を提供し地域生活支援を行う ○原則利用者負担なし	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法に基づく障害のある15歳以上の方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> 面接あり 申請書
身体障害者用自動車改造費助成 ◎就労等に伴い自動車を取得し、改造の必要がある場合、改造に要した費用の一部を助成 限度額 10万円 ○本人又は扶養義務者等の所得が一定の額を超えないこと	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている上肢、下肢又は体幹機能障害で3級以上の方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> 申請書 身体障害者手帳 自動車運転免許証 改造経費の明細書 改造部分の図面
障害者運転免許取得費助成 ◎自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成する 限度額 10万円 ○本人又は扶養義務者等の所得が一定の額を超えないこと	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていて、免許取得により就労等の効果があると認められる方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> 申請書 身体障害者手帳、療育手帳
特別障害者手当等の支給 ①特別障害者手当 月額 27,980円 ②障害児福祉手当 月額 15,220円 ○本人又は扶養義務者等の所得が一定の額を超えないこと ☆負担割合 国 3/4 県 なし	①20歳以上で、身体又は精神に重度の障害を重複して有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方 ②20歳未満で、身体又は精神に重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> 申請書 手当認定用診断書 所得状況届 預貯金通帳（対象者名義） マイナンバーカード等
福祉タクシー利用助成 ○1乗車につき600円を助成 ○1月あたり4枚を申請日の属する月から当該年度分を交付	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級、身体障害者手帳3級（下肢障害、又は呼吸器障害で在宅酸素療法を実施している方）、療育手帳A、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療研究事業医療受給券、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている方及び特定疾患等と同様の疾患を有し生活保護法により医療の給付を受けている方 障害者自動車等燃料費助成を受けていない方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> 申請書 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は受給者証

事業名・内容・負担割合	対象者	申請先及び 必要とするもの
障害者自動車等燃料費助成 ◎1月あたり1,500円を申請日の属する月から当該年度分を交付	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級、身体障害者手帳3級（下肢障害、又は呼吸器障害で在宅酸素療法を実施している方）、療育手帳A、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療研究事業医療受給券、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている方が所有する車を自ら運転する方又は障害者のために運転する同一生計若しくは常時介護している方 福祉タクシー利用助成を受けていない方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> 申請書 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は受給者証 自動車検査証
障害者扶養共済制度 ◎心身障害児（者）を扶養している保護者が掛金を納付することにより保護者が死亡（重度障害）したとき、障害児（者）に終身一定額の年金を支給する	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害児（者）、身体障害者手帳の交付を受けている3級以上の方、又はこれらと同程度の障害と認められる方を扶養している65歳未満の県内に住所を有する方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> 申込書 住民票 身体障害者手帳、療育手帳等の障害の種類と程度を証明するもの
緊急通報システム事業 ◎緊急通報装置を貸与することにより日常生活での不安を解消する ◎利用者負担なし	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている1級又は2級の在宅でひとり暮らしの方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> 申請書 印鑑 身体障害者手帳
字幕入りビデオライブラリー事業 ◎テレビ番組や映画等に字幕や手話を挿入したビデオカセットテープの貸出を行う ◎無料（ただし、送料は別）	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害の方 聴覚障害者関係の団体、学校及び施設等 	宮城県身体障害者福祉協会に直接申込 <ul style="list-style-type: none"> 利用登録申込書 身体障害者手帳
在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業 ◎対象者が居住する家屋の電気料金のうち、酸素濃縮器使用相当分を基準額に基づき支給する ◎申請日の属する月から交付 ☆負担割合 国 なし 県 1/2	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている呼吸器機能障害3級以上の在宅で酸素濃縮器を常時使用している方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> 申請書 医師の酸素濃縮器使用指示書及び酸素濃縮器製造会社の使用証明書 預貯金通帳
難聴児補聴器購入助成事業 ◎対象者が補聴器を購入、イヤーマールドを交換する場合に費用を助成する ◎購入額の1/3を対象者が負担 ☆負担割合 県 1/2 市 1/2	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴の方 	介護・障害福祉課障害福祉係 <ul style="list-style-type: none"> 申請書 指定医療機関の医師の意見書

事業名・内容・負担割合	対象者	申請先及び 必要とするもの
障害福祉サービス ◎障害者総合支援法による「介護給付」「訓練等給付」のサービスを提供する ○介護給付を受けるためには、市町村審査会で障害支援区分の認定が必要 ○サービスの種類 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・短期入所 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・グループホーム ・計画相談支援 など ○原則1割負担（本人及び配偶者の市民税課税状況等に応じて費用の負担上限あり） ☆負担割合 国 1/2 県 1/4	・身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等患者でサービスの提供が必要な方	介護・障害福祉課障害福祉係 ・申請書 ・障害者手帳等 ・市・県民税の課税証明書又は市民税等調査同意書 ・本人の収入が確認できる書類 ・マイナンバーカード等
障害児の支援 ◎児童福祉法による障害児相談支援及び障害児通所支援を提供する ○サービスの種類 ・障害児相談支援 ・児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・放課後等デイサービス ○原則1割負担（障害児の保護者の属する世帯全員の市民税課税状況等に応じて費用の負担上限あり） ☆負担割合 国 1/2 県 1/4	・身体障害、知的障害、精神障害のある児童、または、難病等の診断を受けた児童で発達支援等が必要な方	介護・障害福祉課障害福祉係 ・申請書 ・障害者手帳等 ・市・県民税の課税証明書又は市民税等調査同意書 ・保護者等の収入が確認できる書類 ・マイナンバーカード等

2 高齢者の福祉

事業名・内容・負担割合	対象者	申請先及び 必要とするもの
養護老人ホーム ◎高齢者を入所させ養護する ○本人の収入、家族の所得に応じ費用の負担あり	・環境及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な概ね65歳以上の方	介護・障害福祉課介護支援係 ・面接あり ・入所申出書 ・戸籍謄本 ・世帯全員の住民票 ・親子、兄弟関係書 ・生活歴 ・健康診断書 ・扶養義務者の所得税額を証明するもの ・年金額を証明するもの ・印鑑

事業名・内容・負担割合	対象者	申請先及び 必要とするもの
緊急通報システム事業 ◎緊急通報装置を貸与することにより日常生活での不安を解消する ○利用者負担なし	・概ね65歳以上のひとりぐらしで虚弱な方	介護・障害福祉課介護支援係 ・申請書
高齢者はいかいSOSネットワークシステム事業 ◎所在不明時に関係機関の協力により、早期発見を図る ○本人及び家族の費用負担なし	・市内に居住し認知症等により徘徊の恐れのある概ね65歳以上の方	介護・障害福祉課介護支援係 ・申請書 ・対象者の写真（2枚）
敬老会 ◎地区単位で敬老会を開催し、長寿と健康を祝う	・9月1日現在、本市に住民登録されている77歳以上の方	介護・障害福祉課介護支援係 ・申請不要
特別敬老祝金 ◎100歳の誕生日を迎えた方に居住年数に応じ贈呈する ○100歳に達した日までの居住年数 5年未満 3万円 5年以上20年未満 10万円 20年以上 20万円	・100歳の誕生日に本市に住民登録されている方	
敬老金 ◎該当者に敬老金を贈り、長寿を祝う 喜寿 77歳 5,000円 米寿 88歳 10,000円	・9月1日現在、本市に住民登録されている77歳と88歳の方	
紙おむつ支給事業 ◎高齢者の清潔の保持と介護者の介護費用の軽減を図る	・常時失禁状態にある高齢者の介護者	介護・障害福祉課介護支援係 ・申請書
配食サービス事業 ◎調理が困難な高齢者等に配食サービスを実施し、食生活の改善及び安否確認等を実施する ○利用者負担あり	・概ね65歳以上のひとりぐらし又は高齢者のみの世帯等で調理が困難な方	介護・障害福祉課介護支援係 ・申請書
在宅介護家族支援事業 ◎出産・病気・冠婚葬祭など緊急時に一時的に高齢者のお世話を する ○利用者負担あり	・要援護高齢者を介護する方	介護・障害福祉課介護支援係 ・申請書
お元気ですか訪問事業 ◎自宅を訪問して安否確認・実態調査・相談・サービスの紹介をする	・高齢独居・高齢者のみの世帯	介護・障害福祉課介護支援係 ・申請不要
高齢者生活支援事業 ◎緊急時に迅速な救急活動を支援するための「救急医療情報キット」を配布	・65歳以上のひとりぐらしの方 ・65歳以上の高齢者のみの世帯の方 ・日中独居状態と認められる65歳以上の方	介護・障害福祉課介護支援係 ・申請書

3 介護保険

事業名・内容・負担割合	対象者	申請先及び 必要とするもの
介護保険認定申請 ◎介護状態となった方が介護保険のサービスを利用して、介護負担を軽減及び本人の自立を促すもの ○介護保険サービス利用の自己負担額は限度額内の利用費の1割から3割が自己負担となる	・65歳以上の介護が必要となった方 ・40歳以上65歳未満の方で16種類の特定疾病により介護が必要となった方	介護・障害福祉課介護保険係 ・介護保険証 ・健康保険証 （40歳以上65歳未満の方）

4 児童の福祉

事業名・内容・負担割合	対象者	申請先及び 必要とするもの												
児童手当 ※平成24年度に子ども手当から児童手当へ制度が移行。同年6月の支給においては、2・3月分を子ども手当として、4・5月分を児童手当として支給。平成24年6月分から所得制限限度額導入。令和4年6月分から所得上限限度額導入。令和4年度から現況届の提出が原則不要 ◎手当の支給 ・3歳未満 月額 一律 15,000円 ・3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 月額 一律 10,000円 第3子以降 月額 一律 15,000円 ・小学校修了後中学校修了前 月額 一律 10,000円 ・特例給付（所得制限世帯） 月額 一律 5,000円 ☆負担割合（特別措置法） 3歳未満 被用者 国 37/45 県 4/45 3歳未満 非被用者 国 4/6 県 1/6 3歳以上中学校修了前 国 4/6 県 1/6 特定施設入所等児童 国 4/6 県 1/6 所得制限世帯 国 4/6 県 1/6	・中学校修了前の児童を養育している方 ※児童手当における「児童」とは、18歳になり、最初の3月31日を迎えるまでの養育している児童をいう。	子ども政策課子育て支援係 ・認定請求書 ・健康保険証 ・その他必要と認められる書類												
児童扶養手当 ◎手当の額 (単位：円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>児童1人</th> <th>児童2人</th> <th>児童3人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額全部支給</td> <td>44,140</td> <td>54,560</td> <td>60,810</td> </tr> <tr> <td>月額一部支給</td> <td>44,130 ～ 10,410</td> <td>54,540 ～ 15,620</td> <td>60,780 ～ 18,750</td> </tr> </tbody> </table> ○請求者・扶養義務者の所得が一定の額を超えないこと ☆負担割合 国 1/3		児童1人	児童2人	児童3人	月額全部支給	44,140	54,560	60,810	月額一部支給	44,130 ～ 10,410	54,540 ～ 15,620	60,780 ～ 18,750	・18歳以下の子どもを監護しているひとり親家庭の父、母、又は父母に代わって児童を養育している方 （平成22年8月1日より父子家庭も支給対象） ・一定の障害を持つ子どもについては、20歳未満まで	子ども政策課子育て支援係 ・認定請求書書類一式 ・戸籍謄本 ・その他必要と認められる書類
	児童1人	児童2人	児童3人											
月額全部支給	44,140	54,560	60,810											
月額一部支給	44,130 ～ 10,410	54,540 ～ 15,620	60,780 ～ 18,750											

事業名・内容・負担割合	対象者	申請先及び必要とするもの
特別児童扶養手当 ◎手当の額 1級（重度障害児） 月額 53,700円 2級（中度障害児） 月額 35,760円 ○請求者・扶養義務者の所得が一定の額を超えないこと ☆負担割合 国 10/10 県 なし	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満で別に定める障害の状態にある児童を監護し、生計を維持している方 	子ども政策課子育て支援係 <ul style="list-style-type: none"> ・認定請求書類一式 ・戸籍謄本 ・指定する診断書 ・身体障害者手帳及び療育手帳の写し（該当者のみ） ・その他必要と認められる書類
保育所の入所 ◎保護者の就労、疾病及びその他の事由で保育を必要とする乳幼児の保育 ○保護者の市民税の課税状況に応じ費用の負担あり ○0歳から2歳クラスの非課税世帯及び3歳以上児クラスは幼児教育・保育の無償化対象	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする乳幼児 	子ども政策課幼保支援係 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・勤務先証明書等 ・（自営の場合）源泉徴収票又は確定申告書の控 ・個別相談票 ・個人番号カード又は個人番号が分かるもの及び写真付き身分証明書等
放課後児童クラブの入級 ◎保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童（小学1年生～6年生）に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や同居の家族が、仕事や病気等のために、昼間家庭において保護を受けることができない、市内公立小学校または市内に居住する市外の小学校1年生から6年生 	鶴ヶ谷児童館及び西部児童センター <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・勤務先証明書等 ・その他必要と認められる書類 ・面接あり
ファミリーサポートセンター事業 ◎子育ての援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（協力会員）を会員組織化し、援助活動を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・利用会員：多賀城市民で、概ね生後2か月から小学6年生までの子どもがいる方 ・協力会員：多賀城市民で、援助活動に理解と熱意を有する成年に達した方 ・報酬 平日7:00～19:00 600円 上記以外 700円 	ファミリーサポートセンター事務局（子育てサポートセンター内）

5 ひとり親家庭等の福祉

事業名・内容・負担割合	対象者	申請先及び必要とするもの
母子及び父子並びに寡婦福祉資金 ◎事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、修学支度（小学校、中学校、高校、専修学校、大学）及び結婚資金の貸付 ○貸付限度額は資金の種類により異なる ○貸付利子は無利子から年1.5%まで	母子 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭及び母子福祉団体 父子 <ul style="list-style-type: none"> ・父子家庭及び父子福祉団体 寡婦 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母であった方 	県仙台保健福祉事務所へ直接か、子ども政策課子育て支援係へ相談の際は紹介をする <ul style="list-style-type: none"> ・審査あり

事業名・内容・負担割合	対 象 者	申 請 先 及 び 必 要 と す る も の
<p>自立支援教育訓練給付金事業</p> <p>◎対象となる教育訓練の受講料の60%以内で、20万円が限度（雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象となる講座については、160万円）ただし、12,000円を超えない場合は支給しない</p> <p>○講座受講前に相談が必要</p> <p>◎雇用保険を受けており、公共職業安定所から一般教育訓練給付金等を受けている場合は、その差額を支給する。</p>	<p>・母子家庭の母又は父子家庭の父</p>	<p>子ども政策課子育て支援係（講座の指定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本 ・世帯全員の住民票の写し ・申請者の児童扶養手当証書の写しまたは所得額を証明する書類 ・受講講座のパンフレット等（給付金の申請） ・指定通知書 ・申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本 ・世帯全員の住民票の写し ・申請者の児童扶養手当証書の写しまたは所得額を証明する書類 ・教育訓練修了証明書 ・教育訓練施設の長が発行した領収書 ・一般教育訓練給付金を支給されている場合は、教育訓練給付金支給・不支給決定通知書
<p>高等職業訓練促進給付金</p> <p>◎支給額</p> <p> 市民税非課税世帯</p> <p> 月額100,000円</p> <p> 月額140,000円</p> <p> （最終の1年間）</p> <p> 市民税課税世帯</p> <p> 月額70,500円</p> <p> 月額110,500円</p> <p> （最終の1年間）</p> <p>◎支給期間</p> <p> 修業期間の4年間</p> <p>○事前相談要</p>	<p>・母子家庭の母又は父子家庭の父</p>	<p>子ども政策課子育て支援係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本または抄本、世帯全員の住民票の写し ・申請者に係る児童扶養手当証書の写しまたは申請者の前年の所得についての市町村長の証明書 ・申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市・県民税の課税証明書 ・修業した養成機関の長が証明する入校、在籍を証する書類
<p>高等職業訓練修了支援給付金</p> <p>◎支給額</p> <p> 市民税非課税世帯</p> <p> 50,000円</p> <p> 市民税課税世帯</p> <p> 25,000円</p> <p>○支給は修了後、一度限り</p>	<p>・母子家庭の母又は父子家庭の父で、高等職業訓練促進給付金を受けた方</p>	<p>子ども政策課子育て支援係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本または抄本、世帯全員の住民票の写し ・申請者に係る児童扶養手当証書の写しまたは申請者の前年の所得についての市町村長の証明書 ・申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市・県民税の課税証明書 ・申請者が終了したカリキュラムに関する修了証明書の写し

6 低所得者の福祉

事業名・内容・負担割合	対象者	申請先及び 必要とするもの
生活保護受給 ◎健康で文化的な最低限度の生活を保障 生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助、中国残留邦人等生活支援給付 ☆負担割合 国 3/4 県 なし ただし、生活保護法第73条該当分については 国 3/4 県 1/4	<ul style="list-style-type: none"> ・資産、能力、扶養義務者からの援助、その他あらゆるものを活用しても、最低限度の生活ができない方 	社会福祉課保護係 <ul style="list-style-type: none"> ・面接あり ・印鑑 ・健康保険証 ・年金等証書 ・預貯金通帳 ・その他収入を明らかにする書類
救護施設への入所 ◎食事、介護、健康診断の実施、教育娯楽、生活指導等 ☆負担割合 国 3/4 県 なし ただし、生活保護法第73条該当分については 国 3/4 県 1/4	<ul style="list-style-type: none"> ・身体又は精神の障害のため一人で日常生活ができない方 ・生活保護受給者 	社会福祉課保護係
生活困窮者自立相談支援 ◎生活困窮者に対する相談支援 ☆負担割合 国 3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者以外の生活困窮者 	社会福祉課生活支援係（自立相談支援窓口）

7 その他の福祉

事業名・内容・負担割合	対象者	申請先及び 必要とするもの
戦傷病者等に対する援護 ◎戦傷病者 障害年金、障害一時金及び妻に対する特別給付金 ◎戦没者の遺族 弔慰金、遺族年金等及び妻、父母遺族に対する特別給付金 ◎旧軍人、軍属 普通恩給、一時金等 ☆負担割合 国 10/10 県 なし	<ul style="list-style-type: none"> ・戦傷病者、軍人軍属であった方又は遺族の方 	社会福祉課地域福祉係

■ 社会福祉施設等の種類

社会福祉施設等一覧

区分	施設の種類	施設の目的
施設保護	救護施設	身体上または精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な保護を要する方が、入所により生活扶助を受けられる施設
老人福祉施設等	老人デイサービスセンター（地域密着型）	在宅の介護が必要なお年寄りに対し、通所により、給食、入浴、機能回復訓練等の各種サービスを提供し、心身機能の維持向上等を図るとともに、介護する家族の負担軽減を図ることを目的とした施設
	老人デイサービスセンター（一般型）	
	老人デイサービスセンター（認知症対応型）	
	老人短期入所施設	家庭で介護を受けている方が、介護人の病気や冠婚葬祭等により一時的に介護を受けることができない時に、一定期間入所し、必要な介護を受けられる施設
	養護老人ホーム	65歳以上で、身体上、精神上又は環境上及び経済的な理由により家庭において生活することが困難な方が入所する施設
	特別養護老人ホーム	寝たきりや認知症等で常に介護が必要（要介護）と認定された方で、家庭において介護をうけることが困難な方が入所する施設
	軽費老人ホーム（A型・B型）	60歳以上（夫婦で入居する場合はどちらかが60歳以上）で、家庭環境、住宅事情等の理由により家庭において生活することが困難な方が、低額な料金で入所することができる施設
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	60歳以上（夫婦で入居する場合はどちらかが60歳以上）で、自炊できない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のために独立して生活するには不安が認められ、家族の援助を受けることが困難な方が入所する施設
	老人福祉センター	地域の高齢者に対して、生活・健康相談等の各種相談に応じるとともに、健康の増進や教養の向上等のための場を提供する施設
	地域包括支援センター	高齢者の心身の状態を判断して介護予防サービスなどのケアプランを作成したり、高齢者やその家族に対する相談、高齢者の虐待防止等の権利擁護などを行う地域介護の中核拠点
	在宅介護支援センター	在宅の寝たきりや認知症等のお年寄りを介護する家族等に対し、介護に関する総合的な相談に応じるとともに、ニーズに対応した各種保健・福祉サービスが提供できるように、市町村、サービス実施機関等との連絡調整等を行う施設
	小規模多機能型居宅介護事業所	事業所に登録した利用者に対し、「通い」を中心として、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることでサービスを提供することで、在宅での生活が継続できるよう支援する施設
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所や泊まり、訪問介護、訪問看護サービス等を一体的に提供し、在宅での生活が継続できるよう支援する施設
認知症高齢者グループホーム	少人数（5～9人）の認知症のお年寄りが、より家庭に近い環境で共同生活を送ることで、認知症の進行を遅らせるとともに、家族の負担軽減を図ることを目的とした施設	
有料老人ホーム	お年寄りが入所し、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした施設	

区分	施設の種類	施設の目的
老人福祉施設等	サービス付き高齢者向け住宅	介護・医療と連携し、高齢者を支援するサービスを提供するバリアフリー構造の民間賃貸住宅。そのうち、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的としたものは、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅
	生活支援ハウス	過疎地等のお年寄りに対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する施設
	老人憩の家	地域のお年寄りに対し、教養の向上やレクリエーション活動等の場を提供する施設
介護保険施設等	指定介護老人福祉施設	寝たきりや認知症等で常に介護が必要(要介護)と認定された方で、家庭において介護をうけることが困難な方が入所する施設
	介護老人保健施設	寝たきり、認知症等で常に介護を必要とする状態(要介護)と認定された方が、ケアプランに基づき、看護、介護を中心とする医療ケアや日常生活の世話を受けることができる施設
	指定介護療養型医療施設	要介護と認定された、病状が安定期にある長期療養患者であって、療養上の管理、看護等の必要な医療を受けることが必要な方が入院する療養病床をもつ病院・診療所
	訪問看護ステーション	在宅の寝たきり等のお年寄りに対し、かかりつけの医師の指示に基づいて看護師などが訪問し、自宅において療養上の世話又は必要な診療の補助である看護サービス(病状の確認、床ずれの処置、清拭等)を提供する施設
障害者福祉支援施設等	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う医療機関
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設
	共同生活援助(グループホーム)	共同生活が可能な知的障害、精神障害を持つ方が、食事の提供や日常生活における相談・指導等の援助を受けることができる生活の場
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に雇用契約を締結の上、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所	
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して就労した者が新たに雇用された事業所での就労の継続を図るため、事業所の事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関その他の者との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う事業所	

区分	施設の種類	施設の目的	
障害者支援施設等	障害者支援施設	施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護等、生活等に関する相談及び助言などの日常生活上の支援を行います。	
	地域相談支援（地域移行支援）	施設に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。	
	地域相談支援（地域定着支援）	居宅において単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への相談・緊急訪問・緊急対応等を行います。	
	計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者等に、サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。	
	障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う事業所
		放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う事業所
		保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う事業所
	障害児入所支援	福祉型	知的障害を持つ児童が、入所により保護及び独立生活に必要な知識技能の供与を受けることができる施設
		医療型	
	障害児相談支援	障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより支援を行います。	
	地域活動支援センター	障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う施設	
	福祉ホーム	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う施設	
	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する各種の相談に応じ、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設	
盲導犬訓練施設	無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある方に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設		
視聴覚障害者情報提供施設	無料又は低額な料金で、点字刊行物、聴覚障害者用の録画物等の視聴覚障害者が利用するものを製作し、又はこれらを視聴覚障害者の利用に供する施設		

区分	施設の種類	施設の目的
障害者支援施設等	精神障害者小規模作業所	在宅の精神障害のある方が通所し、作業訓練や通所者同士の交流などを通して社会復帰の促進を図ることを目的とした施設
	精神障害者コミュニティサロン	閉じこもりがちな精神障害者に対し、つどいの場を提供することにより、精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図ることを目的とした施設
	在宅心身障害者保養施設	在宅の心身障害のある方及びその介護を行う方が保養並びに療育指導等を行う施設
	障害者就業・生活支援センター	障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する施設
	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせる施設
	乳児院	棄児、父母の死亡、未婚の母又は保護者に監護させることが不適当な乳幼児を入所させ養育することを目的とした施設
児童福祉施設等	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及び監護すべき児童が、入所により保護をうけることができる施設
	保育所	日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育する施設
	へき地保育所	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童を対象とし、必要な保護を行う施設
	認定こども園	小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する施設
	児童館	児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設
	児童遊園	屋外で児童に健全な遊びを提供し、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設
	児童養護施設	保護者のない児童、虐待を受けている児童、その他環境上養護を必要とする児童が、入所により養護及び自立支援をうけることができる施設
	児童心理治療施設	社会生活への適応が困難となっている児童が、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うことを目的とした施設
	児童自立支援施設	不良行為をなし又はなすおそれのある児童や家庭環境の理由等により生活指導を要する児童が入所し、状況に応じて必要な指導及び自立支援を受けることができる施設
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する問題について、児童本人や家族、地域住民からの相談に応じ、助言、指導等を行う施設	

区分	施設の種類	施設の目的
児童福祉施設等	児童自立援助ホーム	義務教育終了後、児童福祉施設を退所し、就職する20歳未満の児童等が、入所し共同生活を通じて社会的自立の促進を目的とした施設
	児童相談診療施設	児童に関する相談に応じ、診療又は指導を行う施設
婦人保護施設	婦人保護施設	保護を要する女性が入所し、生活指導や職業訓練の自立支援を受けることができる施設
社父母施子子設福・	母子・父子福祉センター	ひとり親家庭等の方々に対して、生活全般の各種相談に応じるとともに、自立促進のための生活指導や生業支援を行う施設
その他の施設	無料低額診療施設	経済的に困窮している方が、無料又は低額な料金で診療を受けることができる施設
	介護研修施設	住民の介護意識の啓発や介護知識・技術の普及、介護機器を中心とする福祉用具の展示を行う施設
	地域福祉センター	地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談・サービスを総合的に提供する施設
	社会福祉センター	地域福祉を推進するための活動拠点として、各種福祉団体の交流、研修、ボランティアの養成、福祉情報の提供等を行い、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とした施設
	保健センター	市町村における地域保健対策の拠点として、地域住民に対し、健康相談、保健指導、健康診査その他地域保健に関する必要な事業を行う施設

■ 国民健康保険特別会計

わが国では、昭和36年4月からすべての国民が何らかの医療保険制度に加入しなければならない国民皆保険制度になっています。国民健康保険は自営業の方、農業をされている方、職場に健康保険がない方、会社を退職して健康保険がない方等が加入する医療保険で、市町村が運営する公的医療保険制度です（平成30年度からは、都道府県が市町村とともに運営を担う都道府県単位化が始まっています。）。

本市では昭和34年4月から国民健康保険事業を開始し、本市の一般会計と区分した「国民健康保険特別会計」を設け、市民の健康増進と福祉の向上、地域医療の確保に努めています。

病気やけがをしたときの経済的負担が少しでも軽くなるように、被保険者が納める国保税と国や県の補助金で医療費等の支払いを行っています。

市民の健康増進と福祉の向上、地域医療の確保及び医療費の適正化等のため、国民健康保険特別会計の健全な財政運営に努めています。

1 被保険者等の加入状況

(単位：世帯・人・%)

区分		年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯	総世帯数		26,879	27,222	27,470	27,690	28,090
	国保世帯数		7,576	7,419	7,286	7,248	7,145
	加入割合		28.19	27.25	26.52	26.18	25.44
人数	総人口		62,241	62,245	62,154	61,890	62,066
	被保険者数		12,082	11,611	11,298	11,097	10,796
	加入割合		19.41	18.65	18.18	17.93	17.39
1世帯当たりの平均被保険者数			1.59	1.57	1.55	1.53	1.51

2 被保険者異動状況

(単位：人)

区分		年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
増	転入		589	583	472	454	466
	社保離脱		1,973	1,945	2,061	1,988	2,033
	生保廃止		39	42	46	37	19
	出生		33	40	30	33	37
	後期高齢離脱		1	1	0	1	5
	その他		188	199	161	167	183
	計		2,823	2,810	2,770	2,680	2,743
減	転出		520	452	476	379	401
	社保加入		1,790	1,855	1,633	1,565	1,782
	生保開始		63	66	74	77	98
	死亡		96	70	63	87	89
	後期高齢加入		566	501	418	576	727
	その他		236	272	243	261	221
	計		3,271	3,216	2,907	2,945	3,318

3 国保税税率

区分		年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療分	所得割率(%)	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
	資産割率(%)	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
	均等割率(円)	26,880	26,880	26,880	26,880	26,880	26,880
	平等割率(円)	23,520	23,520	23,520	23,520	23,520	23,520
支援金分	所得割率(%)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	資産割率(%)	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
	均等割率(円)	7,680	7,680	7,680	7,680	7,680	7,680
	平等割率(円)	7,680	7,680	7,680	7,680	7,680	7,680
介護分	所得割率(%)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
	資産割率(%)	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
	均等割率(円)	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640
	平等割率(円)	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
賦課限度額	医療分(円)	580,000	610,000	630,000	630,000	650,000	
	支援金分(円)	190,000	190,000	190,000	190,000	200,000	
	介護分(円)	160,000	160,000	170,000	170,000	170,000	
賦課割合 (応能：応益)	医療分	45.97:54.03	46.88:53.12	46.13:53.87	46.49:53.51	46.21:53.79	
	支援金分	45.08:54.92	45.86:54.14	45.01:54.99	45.38:54.62	45.15:54.85	
	介護分	38.84:61.16	40.50:59.50	39.76:60.24	39.25:60.75	38.04:61.96	

4 国保税収納状況

(単位：円・%)

区分		年度		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		全 体	退 職					
調 定 額	現 年 分	全 体	退 職	1,077,298,500	1,043,938,600	1,016,218,900	995,977,600	962,850,200
				8,042,288	646,858	0	0	0
	滞 繰 分	全 体	退 職	233,317,805	203,691,584	198,423,204	198,331,261	194,692,637
				4,457,418	2,350,036	987,812	461,726	232,681
	計	全 体	退 職	1,310,616,305	1,247,630,184	1,214,642,104	1,194,308,861	1,157,542,837
				12,499,706	2,996,894	987,812	461,726	232,681
1 人 当 た り 調 定 額	現 年 分	全 体	退 職	89,166	89,909	89,947	89,752	89,186
				105,820	71,873	-	-	-
	滞 繰 分	全 体	退 職	19,311	17,543	17,563	17,873	18,034
				58,650	261,115	-	-	-
	計	全 体	退 職	108,477	107,452	107,510	107,625	107,220
				164,470	332,988	0	-	-
収 入 額	現 年 分	全 体	退 職	1,015,144,643	976,729,711	949,395,152	934,599,453	907,096,322
				7,856,303	639,589	0	0	0
	滞 繰 分	全 体	退 職	68,070,449	52,516,662	49,675,236	44,251,665	37,170,213
				2,134,114	1,284,409	322,886	184,521	5,800
	計	全 体	退 職	1,083,215,092	1,029,246,373	999,070,388	978,851,118	944,266,535
				9,990,417	1,923,998	322,886	184,521	5,800
還 付 未 済 額	現 年 分	全 体	退 職	1,916,450	2,176,000	1,659,763	1,490,200	1,538,000
				0	0	0	0	0
	滞 繰 分	全 体	退 職	73,000	42,900	25,156	21,000	74,600
				0	0	0	0	0
	計	全 体	退 職	1,989,450	2,218,900	1,684,919	1,511,200	1,612,600
				0	0	0	0	0
収 納 額	現 年 分	全 体	退 職	1,013,228,193	974,553,711	947,735,389	933,109,253	905,558,322
				7,856,303	639,589	0	0	0
	滞 繰 分	全 体	退 職	67,997,449	52,473,762	49,650,080	44,230,665	37,095,613
				2,134,114	1,284,409	322,886	184,521	5,800
	計	全 体	退 職	1,081,225,642	1,027,027,473	997,385,469	977,339,918	942,653,935
				9,990,417	1,923,998	322,886	184,521	5,800
収 納 率	現 年 分	全 体	退 職	94.05	93.35	93.26	93.69	94.05
				97.69	98.88	-	-	-
	滞 繰 分	全 体	退 職	29.14	25.76	25.02	22.30	19.05
				47.88	54.65	32.69	39.96	2.49
	計	全 体	退 職	82.5	82.32	82.11	81.83	81.44
				79.93	64.2	32.69	39.96	2.49

※「退職」は、退職被保険者分（被扶養者を含む）を再掲したものです。

5 保険給付状況

① 医療給付状況

(単位：件・円)

区分		年度		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		件数	負担額					
療養の給付	全体	件数		221,216	212,384	196,809	206,333	204,298
		保険者負担額		3,331,990,840	3,195,941,735	3,149,121,910	3,340,556,121	3,331,660,178
	一般	件数		219,512	212,123	196,812	206,333	204,298
		保険者負担額		3,308,529,423	3,193,710,614	3,149,121,910	3,340,556,121	3,331,660,178
	退職	件数		1,704	261	-3	0	0
		保険者負担額		23,461,417	2,231,121	0	0	0
療養費	全体	件数		5,005	4,865	4,617	4,658	4,331
		保険者負担額		30,238,259	29,159,331	29,336,946	26,975,166	25,298,679
	一般	件数		4,950	4,855	4,615	4,659	4,331
		保険者負担額		29,874,849	29,117,895	29,327,951	26,975,166	25,298,679
	退職	件数		55	10	2	-1	0
		保険者負担額		363,410	41,436	8,995	0	0
高額療養費	全体	件数		7,614	7,531	7,730	8,213	9,054
		保険者負担額		471,374,725	449,030,520	468,964,085	498,589,055	504,550,231
	一般	件数		7,572	7,529	7,730	8,213	9,054
		保険者負担額		467,381,612	448,919,182	468,964,085	498,589,055	504,550,231
	退職	件数		42	2	0	0	0
		保険者負担額		3,993,113	111,338	0	0	0
高額介護合算療養費	全体	件数		11	14	8	14	13
		保険者負担額		580,378	631,506	336,644	396,485	332,677
	一般	件数		11	14	8	14	13
		保険者負担額		580,378	631,506	336,644	396,485	332,677
	退職	件数		0	0	0	0	0
		保険者負担額		0	0	0	0	0
出産育児一時金	件数		35	31	31	34	32	
	保険者負担額		14,949,190	12,989,885	12,937,350	14,243,570	12,588,000	
葬祭費	件数		94	72	57	84	90	
	保険者負担額		4,700,000	3,600,000	2,850,000	4,200,000	4,500,000	
移送費	件数				1	0	0	
	保険者負担額				12,040	0	0	
計(保険者負担額)				3,853,833,392	3,691,352,977	3,663,558,975	3,884,960,397	3,878,929,765

6 決算状況

(単位：千円)

区分		年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入合計		5,661,486	5,342,167	5,212,744	5,371,769	5,411,706
国民健康保険税		1,083,215	1,029,246	999,070	978,852	944,266
使用料・手数料		847	806	740	643	571
国庫支出金		153	1,777	11,255	1,974	59
県支出金		4,031,032	3,811,477	3,772,653	3,967,432	3,951,156
財産収入		974	1,299	724	740	631
繰入金	一般会計	433,252	428,663	415,357	417,452	436,898
	財調基金	2,000	57,000	0	0	72,000
繰越金		94,577	0	0	0	0
諸収入		15,436	11,899	12,945	4,676	6,125
歳出合計		5,658,016	5,337,966	5,193,513	5,357,539	5,405,277
総務費		62,968	63,584	59,200	59,408	58,533
保険給付費		3,874,891	3,707,215	3,682,390	3,900,042	3,896,063
国民健康保険事業費納付金		1,540,313	1,486,218	1,377,966	1,319,209	1,372,673
共同事業拠出金		1	1	1	0	0
財政安定化基金拠出金		0	0	0	0	0
保健事業費		75,802	73,533	65,654	72,018	69,927
基金積立金		947	1,298	724	740	631
公債費		0	0	0	0	0
諸支出金		103,094	6,117	7,578	6,122	7,450
予備費		0	0	0	0	0

※平成30年度の決算状況は、国民健康保険都道府県単位化により予算科目に変更があるため、表示方法を変更しています。

7 国民健康保険事業費納付金の状況

(単位：円)

区分		年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療給付費分		1,070,200,284	1,028,749,363	947,590,466	884,505,363	931,859,749
一般被保険者分		1,065,304,146	1,028,134,329	947,256,466	884,420,363	931,859,749
退職被保険者等分		4,896,138	615,034	334,000	85,000	0
後期高齢者支援金等分		349,866,308	342,457,952	330,570,460	328,046,227	320,541,067
一般被保険者分		348,077,638	342,239,112	330,471,460	328,022,227	320,541,067
退職被保険者等分		1,788,670	218,840	99,000	24,000	0
介護納付金分		120,246,136	115,011,312	99,805,467	106,658,362	120,272,014
合計		1,540,312,728	1,486,218,627	1,377,966,393	1,319,209,952	1,372,672,830

※平成30年度からの国保県単位化により、都道府県が決定した国民健康保険事業費納付金を市が県に支払う仕組みになりました。

■ 後期高齢者医療特別会計

平成20年4月1日から施行された、75歳以上の方（一定の障害を持つ65歳以上75歳未満の方を含む。）を対象とした医療保険制度で、県内のすべての市町村が加入する宮城県後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営しています。

本市では「後期高齢者医療特別会計」を設けて、保険料の賦課・徴収や広域連合への納付金の拠出にあたっています。広域連合と連携しながら、各種申請等の受付業務をはじめ被保険者の資格判定や保険料の徴収等を適正に行い、円滑な運営に努めています。

1 被保険者の加入状況

(単位：人)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	65歳～74歳		116	120	131	136
75歳以上		6,949	7,166	7,308	7,448	7,874
合計		7,065	7,286	7,439	7,584	7,992
(再掲)うち被扶養者であった者		558	75	73	54	76

2 後期高齢者医療保険料率

(単位：円・%)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	均等割額(1人当たり)		41,400	41,400	42,240	42,240
所得割額		8.02	8.02	7.97	7.97	8.62
保険料限度額		620,000	620,000	640,000	640,000	660,000

■ 医療費助成

子ども、母子・父子家庭及び心身障害者の医療費の助成を行い、対象者の適正な受診機会の確保と経済的負担の軽減を図っています。

なお、子ども医療費助成は多賀城市独自で平成14年4月から対象年齢を段階的に拡大しており、平成29年10月からは、入院・通院ともに満18歳になった以後最初の3月31日までを対象としています。また、令和4年10月から所得制限を撤廃しました。

1 母子・父子家庭医療費助成事業

医療費助成状況（県補助対象分）

（単位：件・千円・人）

区分		年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入院	助成件数	47	41	62	54	22
	費用額	15,449	20,675	25,041	20,307	8,841
	1件当たりの費用額	328.7	504.3	403.9	376.1	401.9
	助成額	1,367	1,302	2,148	1,728	669
	1件当たりの助成額	29.1	31.8	34.6	32.0	30.4
通院	助成件数	4,235	4,196	4,561	4,495	4,628
	費用額	85,177	87,624	89,480	70,300	65,293
	1件当たりの費用額	20.1	20.9	19.6	15.6	14.1
	助成額	9,904	10,076	11,498	10,695	10,965
	1件当たりの助成額	2.3	2.4	2.5	2.4	2.4
合計	対象者	1,507	1,540	1,519	1,462	1,377
	助成件数	4,282	4,237	4,623	4,549	4,650
	費用額	100,626	108,299	114,521	90,607	74,134
	助成額	11,271	11,378	13,646	12,423	11,634
	1件当たりの助成額	2.6	2.7	3.0	2.7	2.5

2 心身障害者医療費助成事業

医療費助成状況（県補助対象分）

（単位：人・件・千円）

区分		年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般	対象者	419	408	405	407	403
	助成件数	9,693	9,490	8,973	9,053	9,217
	費用額	722,275	663,565	664,776	784,641	681,076
	1件当たりの費用額	74.5	69.9	74.1	86.7	73.9
	助成額	46,539	46,068	46,561	48,249	46,790
後期高齢者	1件当たりの助成額	4.8	4.9	5.2	5.3	5.1
	対象者	531	554	555	552	553
	助成件数	17,951	18,315	18,277	18,245	18,057
	費用額	1,178,411	1,154,582	1,079,227	1,194,374	1,225,698
	1件当たりの費用額	65.6	63.0	59.0	65.5	67.9
合計	助成額	49,537	53,098	49,978	51,666	52,102
	1件当たりの助成額	2.8	2.9	2.7	2.8	2.9
	対象者	950	962	960	959	956
	助成件数	27,644	27,805	27,250	27,298	27,274
	費用額	1,900,686	1,818,147	1,744,003	1,979,015	1,906,774
合計	助成額	96,076	99,166	96,539	99,915	98,892
	1件当たりの助成額	3.5	3.6	3.5	3.7	3.6

3 子ども医療費助成事業

①医療費助成状況（県補助対象分）

（単位：人・件・千円）

区分		年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0 （6 歳児 （就 学前）	入 院	助成件数	572	522	387	372	375
		費用額	248,684	205,165	222,649	190,732	238,053
		1件当たりの費用額	434.8	393.0	575.3	512.7	634.8
		助成額	22,939	20,401	13,169	13,707	14,562
		1件当たりの助成額	40.1	39.1	34.0	36.8	38.8
	通 院	助成件数	65,249	65,400	48,560	53,971	50,200
		費用額	490,957	489,829	377,163	480,760	488,890
		1件当たりの費用額	7.5	7.5	7.8	8.9	9.7
		助成額	93,629	92,511	68,733	89,638	83,717
		1件当たりの助成額	1.4	1.4	1.4	1.7	1.7
合 計	対象者	3,144	3,113	2,966	2,823	2,696	
	助成件数	65,821	65,922	48,947	54,343	50,575	
	費用額	739,641	694,994	599,812	671,492	726,943	
	助成額	116,568	112,912	81,902	103,345	98,279	
	1件当たりの助成額	1.8	1.7	1.7	1.9	1.9	

※県補助対象年齢の推移です。

※平成29年4月から：入院・通院ともに就学前までになりました。

②医療費助成状況（年齢拡大分）

（単位：人・件・千円）

区分		年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国 保	対象者	729	730	593	559	586	
	助成件数	6,973	6,995	5,427	5,606	5,803	
	費用額	56,595	59,323	53,985	54,485	72,922	
	1件当たりの費用額	8.1	8.5	9.9	9.7	12.6	
	助成額	14,688	15,073	12,736	13,803	13,666	
	1件当たりの助成額	2.1	2.2	2.3	2.5	2.4	
社 保	対象者	3,920	3,903	3,898	3,951	6,991	
	助成件数	49,544	50,814	43,641	46,345	62,026	
	費用額	418,515	443,617	395,068	411,778	565,244	
	1件当たりの費用額	8.4	8.7	9.1	8.9	9.1	
	助成額	106,239	111,180	97,240	103,964	135,586	
	1件当たりの助成額	2.1	2.2	2.2	2.2	2.2	
合 計	対象者	4,649	4,633	4,491	4,510	7,577	
	助成件数	56,517	57,809	49,068	51,951	67,829	
	費用額	475,110	502,940	449,053	466,263	638,166	
	助成額	120,927	126,253	109,976	117,767	149,252	
	1件当たりの助成額	2.1	2.2	2.2	2.3	2.2	

※平成29年10月診療分から中学1年生～満18歳を迎えた最初の3月31日までの通院、中学卒業後～満18歳を迎えた最初の3月31日までの入院を拡大しました。

※令和4年10月から所得制限を撤廃しました。

■ 国民年金

被保険者の異動、学生の保険料納付特例及び保険料免除申請に係る受付業務と、これらに係る日本年金機構への送達について、市の業務（法定受託事務）として実施しています。

公的保障業務として、被保険者及び受給権者の資格及び年金受給権の確保を図り、高齢者の安定した生活の維持・向上に努めています。

1 被保険者異動状況

(単位：件)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		転入	1,022	1,000	1,033	1,086
転出		1,795	1,808	1,744	1,829	1,728
資格取得		4,379	4,481	4,400	4,338	4,279
資格喪失		3,000	3,047	2,979	2,854	3,201
種別変更		810	717	773	788	677
その他		951	1,069	920	1,048	972
合計		11,957	12,122	11,849	11,943	11,945

2 異動内訳

(単位：件・%)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		1号被保険者	強制	6,231	5,992	5,989
	任意	53	48	50	47	46
	計	6,284	6,040	6,039	6,020	5,798
3号被保険者		4,917	4,738	4,536	4,366	4,118
合計		11,201	10,778	10,575	10,386	9,916
免除者	法定免除	479	483	507	529	560
	申請免除	2,362	2,232	2,324	2,389	2,235
	計	2,841	2,715	2,831	2,918	2,795
免除率		45.6	45.3	47.3	48.9	48.6

3 年金受給状況

(単位：件・千円)

区分	年度	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
新法	老齢基礎年金	14,276	9,366,872	14,622	9,639,817	15,033	9,974,483	15,209	10,114,329	15,329	10,176,480
	障害基礎年金	768	651,768	781	662,157	802	679,615	812	687,254	840	709,263
	遺族基礎年金	110	84,835	109	84,723	112	85,143	114	86,374	112	84,390
	寡婦年金	4	1,749	4	1,750	5	2,122	5	2,119	2	786
	合計	15,158	10,105,224	15,516	10,388,447	15,952	10,741,363	16,140	10,890,076	16,283	10,970,919
	死亡一時金	8	1,519	13	1,835	11	1,479	14	2,489	12	2,074
旧法	老齢年金	111	49,741	95	42,657	81	36,210	61	27,208	44	19,182
	5年年金	3	1,209	3	1,210	3	1,213	3	1,211	3	1,207
	通算老齢年金	154	32,068	126	26,070	111	22,939	87	18,055	63	12,963
	合計	268	83,018	224	69,937	195	60,362	151	46,474	110	33,352
	障害年金	10	8,377	8	6,826	6	5,276	6	5,271	7	6,222

(資料：仙台東年金事務所)

■ 乳幼児健診

各適齢期に総合的な健康診査を実施することにより、精神発達等の遅延や疾病を持った乳幼児の早期発見をし、適切な指導を行うとともに、心身障害等の未然防止に努め乳幼児の健全な育成を図るよう努めています。

1 各種健（検）診実施状況（母子保健事業）

(単位：人・%)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	3～4か月児健診 対象者数	589	487	500	489	453
受診者数	584	483	467	476	457	
受診率	99.2	99.2	93.4	97.3	100.9	
1歳6か月児健診 対象者数	564	483	591	498	486	
受診者数	559	485	576	474	478	
受診率	99.1	100.4	97.5	95.2	98.4	
2歳6か月児歯科 健診対象者数	569	498	618	541	478	
受診者数	534	480	559	506	448	
受診率	93.8	96.4	90.5	93.5	93.7	
3歳児健診 対象者数	583	495	599	568	534	
受診者数	572	488	586	548	524	
受診率	98.1	98.6	97.8	96.5	98.1	

■ 健康診査

生活習慣病予防対策の一環として、健康診査を実施することにより、要医療者の早期発見を図り、医療機関での受診を勧奨するとともに、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚に努めています。

1 各種健（検）診実施状況（成人保健事業）

(単位：人・%)

区分		年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
特定健康診査	40歳～74歳の国保加入者 A		9,057	8,784	8,418	8,568	8,298	
	受診者数 B		4,479	4,269	3,700	3,923	3,925	
	受診率 (B / A) × 100		49.5	48.6	44.0	45.8	47.3	
	結果	異常なし		196	115	90	106	137
		要指導		1,515	1,235	1,001	1,197	1,285
要医療			2,768	2,919	2,609	2,620	2,503	
健康診査	対象人数 A		7,066	7,383	7,657	7,832	8,314	
	申込者数 B		2,855	2,983	3,039	3,503	3,446	
	受診者数 C		1,884	2,072	1,850	1,949	2,116	
	受診率 (C / A) × 100		26.7	28.1	24.2	24.9	25.5	
	受診率 (C / B) × 100		66.0	69.5	60.9	55.6	61.4	
	結果	異常なし		32	27	22	23	44
		要指導		592	572	454	550	683
要医療			1,260	1,473	1,374	1,334	1,389	
肝炎ウイルス検診	40歳の検診受診者数		119	114	98	113	128	
	41歳以上の検診受診者(希望者)数		80	43	63	27	20	
	受診者数合計		199	157	161	140	148	
	HCV抗体検査陽性者		1	1	3	0	0	
	HBs抗原検査陽性者		2	0	2	1	0	
結核健診	65歳以上の対象人口 A		15,496	15,746	16,435	16,435	16,886	
	申込者数 B		5,820	6,002	5,903	6,498	6,114	
	受診者数 C		4,813	4,963	4,185	4,495	4,698	
	受診率 (C / A) × 100		31.1	31.5	25.5	27.4	27.8	
	受診率 (C / B) × 100		82.7	82.7	70.9	69.2	76.8	
	精密検査該当者数 D		77	156	64	91	82	
	精密検査率 (D / C) × 100		1.6	3.1	1.5	2.0	1.7	
結核患者発見数		0	0	0	0	0		
肺がん検診	40歳以上の対象人口 A		36,288	36,620	36,732	37,232	37,803	
	申込者数 B		9,270	9,338	9,216	9,840	9,442	
	受診者数 C		6,800	6,881	5,646	5,997	6,353	
	受診率 (C / A) × 100		18.7	18.8	15.4	16.1	16.8	
	受診率 (C / B) × 100		73.4	73.7	61.3	60.9	67.3	
	精密検査該当者数 D		93	191	85	104	100	
	精密検査率 (D / C) × 100		1.4	2.8	1.5	1.7	1.6	
がん発見者数		0	3	0	0	0		

(単位：人・%)

区分	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
胃がん検診	対象人口 A	51,017	51,219	50,771	51,457	51,674
	申込者数 B	8,067	8,093	7,396	7,965	7,984
	受診者数 C	3,721	3,812	2,500	3,308	3,281
	受診率 (C/A) × 100	7.3	7.4	4.9	6.4	6.3
	受診率 (C/B) × 100	46.1	47.1	33.8	41.5	41.1
	精密検査該当者数 D	239	180	146	188	160
	精密検査該当率 (D/C) × 100	6.4	4.7	5.8	5.7	4.9
	がん発見者数	5	6	8	7	9
子宮頸がん検診	対象人口 A	25,756	25,888	25,711	26,086	26,036
	申込者数 B	7,596	7,623	6,944	6,537	7,472
	受診者数 C	4,208	4,403	3,780	3,992	3,794
	受診率 (C/A) × 100	16.3	17.0	14.7	15.3	14.6
	受診率 (C/B) × 100	55.4	57.8	54.4	61.1	50.8
	精密検査該当者数 D	34	40	49	40	37
	精密検査該当率 (D/C) × 100	0.8	0.9	1.3	1.0	1.0
	がん発見者数	1	1	0	3	1
乳腺がん検診	対象人口 A	9,886	10,002	9,963	10,155	10,200
	申込者数 B	3,378	3,413	3,154	3,520	3,447
	受診者数 C	2,478	2,612	2,406	2,466	2,411
	受診率 (C/A) × 100	25.1	26.1	24.1	24.3	23.6
	受診率 (C/B) × 100	73.4	76.5	76.3	70.1	69.9
	精密検査該当者数 D	123	127	79	127	109
	精密検査該当率 (D/C) × 100	5.0	4.9	3.3	5.2	4.5
	がん発見者数	5	3	9	9	7
大腸がん検診	対象人口 A	36,288	36,620	36,732	37,232	37,803
	申込者数 B	9,973	10,608	9,850	10,309	9,806
	受診者数 C	7,072	7,269	6,191	6,364	6,561
	受診率 (C/A) × 100	19.5	19.8	16.9	17.1	17.4
	受診率 (C/B) × 100	70.9	68.5	62.9	61.7	66.9
	精密検査該当者数 D	285	355	410	315	366
	精密検査該当率 (D/C) × 100	4.0	4.9	6.6	4.9	5.6
	がん発見者数	17	9	15	22	13
前立腺がん検診	対象人口 A	12,693	12,867	12,963	13,206	13,414
	申込者数 B	3,080	3,127	3,184	3,522	3,460
	受診者数 C	2,314	2,490	2,091	2,175	2,355
	受診率 (C/A) × 100	18.2	19.4	16.1	16.5	17.6
	受診率 (C/B) × 100	75.1	79.6	65.7	61.8	68.1
	精密検査該当者数 D	132	184	148	135	134
	精密検査該当率 (D/C) × 100	5.7	7.4	7.1	6.2	5.7
	がん発見者数	11	10	9	9	12

(単位：人・%)

区分		年度					
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
骨粗鬆症 検査 診	対象人口 A	3,694	3,640	3,568	3,552	3,553	
	申込者数 B	965	1,051	847	905	942	
	受診者数 C	430	463	303	333	433	
	受診率 (C/A) × 100	11.6	12.7	8.5	9.4	12.2	
	受診率 (C/B) × 100	44.6	44.1	35.8	36.8	46.0	
	結果	高骨領域	11	5	6	4	7
		正常領域	147	162	113	133	158
		要指導領域	180	220	129	136	178
		要精検領域	92	76	55	60	90
	歯周病 検査 診	対象人口 A	6,025	5,762	5,814	5,738	5,795
申込者数 B							
受診者数 C		343	411	447	333	333	
受診率 (C/A) × 100		5.7	7.1	7.7	5.8	5.7	
受診率 (C/B) × 100							
結果		異常なし	37	55	34	35	30
		要指導	96	116	157	109	117
		要医療	210	238	256	189	186
被災者(基本健診) 特別健康診査		対象人口 A	-	-	-	-	-
	受診者数 B	-	-	-	-	-	
	受診率 (B/A) × 100	-	-	-	-	-	
	結果	異常なし	-	-	-	-	-
		要指導	-	-	-	-	-
被災者(歯周疾患 健康診査) 特別健康診査	対象人口 A	-	-	-	-	-	
	受診者数 B	-	-	-	-	-	
	受診率 (B/A) × 100	-	-	-	-	-	
	結果	異常なし	-	-	-	-	-
		要指導	-	-	-	-	-
	要医療	-	-	-	-	-	

(健康診査・各種がん検診等対象者数)

【～平成28年度】

- ・健康診査：75歳以上市町村人口-(就業者数-農林水産業従事者数)+生保・転入者等受診者
- ・各種がん検診等：市町村人口-(就業者数-農林水産業従事者数)

[健康診査・各種がん検診等の各数値は平成17年度及び平成22年度国勢調査で報告された人数を用いる。]

- ・被災者特別健診：18歳以上39歳以下(基本健診)、18歳以上29歳以下(歯周疾患検診)

※被災者特別健康診査について

東日本大震災の健康面への影響による疾病の早期発見・早期治療を目的として、健診の受診機会の少ない若い世代の全市民を対象に特別健診を実施。(基本健診は平成24年度から平成27年度まで、歯周疾患検診は平成27年度のみ)

【平成29年度～】

- ・健康診査：健診最終日時点で75歳以上の住基登録がある者+生保
- ・各種がん検診等：各種検診等最終日時点で住基登録がある者

(各種がん検診等対象年齢)

- ・肝炎ウイルス検診：40歳または41歳以上の希望者
- ・結核健診：65歳以上
- ・肺がん検診：40歳以上
- ・胃がん検診：20歳以上
- ・子宮がん検診：20歳以上(女)
- ・乳がん検診：40歳以上偶数年齢(女)
- ・大腸がん検診：40歳以上
- ・前立腺がん検診：50歳以上(男)
- ・骨粗鬆症検診：30歳から70歳の5歳刻み(女)
- ・歯周病検診：40歳から70歳の5歳刻み

■ 予防接種

1 各種予防接種実施状況

(単位：人)

区分	年度				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
四種混合	2,305	2,115	2,012	1,897	1,832
三種混合	0	0	0	0	0
二種混合	435	434	468	380	427
生ポリオ	-	-	-	-	-
不活性化ポリオ	7	1	3	1	0
日本脳炎	2,657	2,505	2,478	1,912	2,257
インフルエンザ	7,951	8,331	11,632	9,469	10,122
風しん	0	0	0	0	0
麻しん	0	0	0	0	0
風しん麻しん混合	1,011	1,117	1,054	996	1,012
B C G	556	538	479	470	445
H i b	2,277	2,081	1,967	1,937	1,845
小児肺炎球菌	2,278	2,127	1,924	1,928	1,847
子宮頸がん	6	4	54	219	548
水痘	1,003	1,023	1,085	923	906
B型肝炎	1,708	1,564	1,445	1,409	1,348
ロタウイルス			400	1,121	1,172